県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する 調査特別委員会会議録(その8)

招集年月日時刻及び場所

平成17年8月19日(金) 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長 小林 実

副委員長 宮澤敏文

委 員 平野成基

委 員 小池 清

委 員 服部宏昭

委 員 木下茂人

委 員 石坂千穂

委 員 毛利栄子

委員 下村 恭

委員 林 奉文

委員 鈴木 清

委員 宮澤宗弘

委員 清水 洋

委員 髙見澤敏光

委員 柳田清二

委 員 倉田竜彦

欠席した委員の氏名

委 員 竹内久幸

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県土木部下水道課長 矢澤久雄氏

元県土木部下水道課技術専門幹 田中利喜夫氏

元政策秘書室職員 近藤 眞氏

元県土木部下水道課長 田 附 保 行氏

付託事件

1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事件

1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

開会時刻 午前10時2分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。 本日、竹内委員は所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、報告をいたします。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に県下水道 事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について証人から証言を求めます。本 日、午前中に出頭を求めました証人は、元県土木部下水道課長矢澤久男さん、元県土木部下 水道課技術専門幹田中利喜夫さん、元県政策秘書室勤務近藤眞さん、以上3名であります。

お諮りいたします。証人矢澤久男さん、田中利喜夫さん、近藤眞さんから、証言を行うに 当たりメモ等を持参したいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、証人矢澤久男さん、田中利喜夫さん、近藤眞さんから、証人の宣誓及び証言中の 撮影及び録音について、お一人からは撮影は行わないようお願いします、あとのお二人から は撮影は後方のみとしてくださいとの申し出がありましたが、報道の皆様にも特段の御配慮 をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくよう、御協力をお 願いいたします。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御出席 をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとと もに、調査のために御協力をいただきますようお願いする次第であります。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100 条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることに なっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上 げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係 者も含め全員の御起立をお願い たします。

まず矢澤久男証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

「 矢澤久男証人、宣誓書を朗読]

次に田中利喜夫証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[田中利喜夫証人、宣誓書を朗読]

次に近藤眞証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

「 近藤眞証人、宣誓書を朗読]

御着席をお願いします。

お諮りいたします。本日、証人として矢澤久男さん、田中利喜夫さん、近藤眞さんの出頭を求めておりますが、3名の方を同席の上で証言を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう要望いたします。

これより矢澤久男証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、各委員から御発言を願うことにいたします。

まず矢澤久男証人にお尋ねいたします。あなたは矢澤久男さんですか。

- ○矢澤証人 はい、そうです。
- ○小林委員長 現在の役職名をお述べください。
- ○矢澤証人 財団法人長野県下水道公社推進幹でございます。 小林委員長 次に田中利喜夫証人にお尋ねいたします。あなたは田中利喜夫さんですか。
- 〇田中証人 はい、そうです。
- ○小林委員長 現在の役職名をお述べください。
- ○田中証人 千曲建設事務所所長でございます。 小林委員長 次に近藤眞証人にお尋ねいたします。あなたは近藤眞さんですか。
- ○近藤証人 はい、そうです。
- ○小林委員長 現在の役職名をお述べください。
- ○近藤証人 農政課主任企画員、経理ユニットリーダーでございます。

小林委員長 続いて宮澤副委員長から総括尋問を行います。

宮澤(敏)委員 まず3人の証人の方々におかれましては、先日、宣言どおり真実の御証言をいただきましたことに対しまして、心から、この百条委員会の委員を代表させていただい て感謝を申し上げるところであります。本日もそういう中で、それぞれのまとめに入ってきておりますので、どうか真実の証言をお願いするところであります。

まず、それぞれの委員の尋問を承ってまいりますところの中で、田中康夫知事とこの後援会幹部とのかかわり合いの問題が非常に大きくクローズアップされてくるわけでございます。この問題について、まずお伺いいたします。先日、近藤証人は、知事とこの後援会幹部のかかわりについて、政務において大変親しい関係にあって、自動車の運転等々、政務を支

えておられた、政務全般において支えておられたという人物であるとこのように証言されておりますが、確認をさせてください。

近藤証人 間違いございません。

宮澤(敏)委員 それでは、この田中康夫知事と、それから後援会幹部のかかわりについて、 もう少し近藤証人にお聞きをいたします。近藤証人は、この下水道関係の問題について、次 はグリーンホイッスルとか違うところにおられたんでありますが、政策秘書室においでにな られたことは事実という中で、この平成15年に対しては週に2、3回お見えになられたと。 これは私ども、別の資料で知事の県庁におられた日程を調査してみますと、知事がいたより も多くの時間いた週もあったというふうにも分析できるわけでございます。この田中康夫知 事は、このあと、これから下水道問題、それから住基ネット問題、それからそのあと合併問 題と、それぞれのところで自分の、要するに主張を展開されていくわけでございますが。そ の中で、私は1枚の総務委員会に委員から出されました一つのこの資料、これに基づいて少 しお聞きをさせていただきたいと思うわけであります。

これは、この後援会幹部から知事にあてたメールでございます。この後援会幹部は知事にあてて、「昨日お電話をいただきました。留守をしておりまして申しわけございません。美麻村の合併反対のビラは、明日、私が美麻村の不要なダムの写真を撮りに行きますので、そのとき最新号を含めてもらってきます。山口村分はある村議に電話して手配してもらっています。」と書かれております。これは知事が最もほしい、最も必要とする政治的な根拠、これを全面的にバックアップしているという、この田中康夫知事とこの後援会幹部の関係を赤裸々に明らかにした一つの文書だとこんなふうに私は思うのでありますが。この後援会幹部と、それから田中康夫知事との関係について、先ほどお答えはいただきましたけれども、近藤証人の段階では、先ほどの域を、後援会幹部、こういうようなのが出た上で、どのようにお思われになりますか。

近藤証人 今のメールの件については、私、コメントするところではないと思います。何も 知りません。

宮澤(敏)委員 わかりました。それでは、このようなメールがあって、非常に田中康夫知事と、それから後援会幹部の関係は、その後も半年後ですか、このメールは。非常に長く続いているということが明らかになっているわけでありますが。このように週2回、田中康夫知事が在室するよりも多くの時間を政策秘書室で過ごされたという事実は、この委員会で提出されているそれぞれのところからわかってきたわけでございます。

そういう中で、一昨日、小市証人は、2月14日、私は近藤さんにお連れいただいて、近藤さんからアポイントメントをとられて、14日、私は知事後援会幹部をお連れしたいというお

話に対して、午前中はだめだから午後1時ならいいということで、1時に近藤証人は、この 後援会幹部をお連れされたということを証言されておりますけど、これも確認ですが、事実 でございますか。

近藤証人 事実でございます。

宮澤(敏)委員 それでそのときに、これはある新聞の一面でございますが、面会は不適切であったとこういう考え方を持たれておりますが、近藤証人もそれに近い発言をしておいでになりますが、このような行為、後援会の幹部、そしてあとで見ますとその業界の中で利害関係にもある立場にも立てる。こういうような人を、それぞれのその担当者の総責任者の部長のところへお連れしたとこういうことについて、近藤証人については、そのことについてはどのような、この前お話になりましたけれども、そのことについてもう一回確認をさせていただきます。

近藤証人 小市部長がお会いになるかどうかというのは、最終的には判断されることだと思いますけれども。そういうようなことをするのはあまりよろしいことではないというふうに思います。

宮澤(敏)委員 わかりました。その中で近藤証人は、また、要するにトップからの声であったということでお話をされた、みずからはそういう立場にあると。職員というものはそういうものだというお話があったかというふうに記憶しておりますけれども。

その中で今度は矢澤証人にお伺いをいたします。矢澤証人がこの委員会に御提出された経過についてのメモは、非常に、田中証人がお出しになられた資料と同じように、非常に誠実に、そして職務をしっかりと全うしようとそういう熱意があらわれたものが随所から感じられた内容になっているとこんなふうに、実は私は感じております。その中に、経過の中でお伺いしますが、平成15年1月15日でございましたか、いろいろなお話し合いが内部の中でなされる中で、経常JVですか、私はこの経常JVというのはよくわからないんですが。経常JVというのはどういうことで、このときに経常JVは何でOKになったのか、その経過について御証言をお願いいたします。

矢澤証人 先に、JVには特定とそれから経常JV、二色あるわけですが。特定というのは、ある仕事をとるためにその業務を目的につくられるJVでございます。それに対して経常JVというのは、その業務だけではなくてほかの業務も含めてJVを組んでいるものでございます。ですから、当時、JVが談合の温床になっているという知事の指摘等もございまして、そういう中でこの維持管理業務、それぞれあるわけなんですが。その仕事だけにとらわれるJVというのはやはりまずいのではないかと。常に、字のごとく継続してつくられておりますJVは普通の法人とみなして、経常JVは認めていこうということで、当時決めたと記憶

しております。

宮澤(敏)委員 この経常JV、この出された資料、これ8という資料でございます。これは記録要求の中に8というものがございまして、その中に平成14年度から平成17年度まで、土木部下水道課、生活環境部水環境課生活排水対策室という形の中で、こんな状況の中、いろいろそういう資料を出されたりしているわけでございますが。そういう資料の中の一つといたしまして、失礼、資料の15でございますが。その15の中に下水道終末処理場運転業務委託選定資料というのがございます。この資料の中に、経常JVが4つ、ここで明記されている、認知されているような形になっていますが。どうして4つになったのか、その4つということは、経常JVはこの段階では4つしかなかったのかどうか、ここも教えてください。矢澤証人 ただいまの件は、平成15年度の時点ですか。

宮澤(敏)委員 平成15年の1月14日現在と書いてありますが。

矢澤証人 15年1月14日ですか。

宮澤(敏)委員 もしよろしければ、これ提出された記録でございますので、見ていただい て、それで答えていただければと思いますが。ではお渡しさせていただきます。

(証人 資料閲覧)

矢澤証人 確認させていただきたいと思います。経常JVのこの状況につきましては、当時、 これ下水道公社の方で、県の会計局の方へ登録されたものから確認してつくったものだと思 います。

宮澤(敏)委員 そうしますと、この段階、平成15年1月14日という形になっておりますが、 その段階では県に提出された、今、矢澤証人の言われるように経常JVの、その当時対象と なるところは4社であったということの理解、それはそれぞれのところが会計の方に出され た書類の中から抽出したという理解でよろしゅうございますか。

矢澤証人 はい、そのとおりです。

宮澤(敏)委員 それではその中で、一連の経過の中へ入っていくわけでございますが。2月14日でございます。2月14日、今回一番大きなポイントでございますけれども、先ほど来田中康夫知事と、それから後援会幹部、そしてそれの命を受けて県の職員さんがどのように動かれたかとこういう、それぞれ田中知事の命令ですね、それから後援会幹部。それから後援会幹部がどのように動いて、そして最終的に後援会幹部に利益誘導があったかということが、これ県民が知る一番大きなポイントだと思うところであります。そういう中で、私はお聞きをするわけでございますけれども。

まず2月14日、これは矢澤さんのメモでございますので、矢澤さんが本委員会に提出されたものでありますが。土木部長、それから下水道公社の専務理事、それから下水道公社の理

事が、知事に説明すると。これは今までの経過の中で、各それぞれのところで、市町村を回ったときや、また広域を回ったときになかなか知事の意にならないということでございましたが。これをしたときに、知事は指示をしなかったと。そして土木部長へ、後援会幹部、これは先ほど来挙がっている後援会幹部に会って意見を聞き、対応を決めるよう指示されたと、こういうふうに明記されております。ここで知事は、随意契約をほのめかされると同時に、この後援会幹部を人は悪く言う人がいるけれどもいい人だよということまでつけ加えられたということは、これは公社の田中当時専務、今の理事長からの証言ではっきりしたわけでございますが。このことについて、もう一度矢澤証人に確認しますが、この認識でよろしゅうございますか。

矢澤証人 そのとおりです。

宮澤(敏)委員 それで、それを午前中にしたあと、近藤証人はこれを受けてか受けないか、これをまた指示をどういうふうに受けられたのかはこの場でははっきりされていないんですが。このときに、知事後援会幹部、当時のこの人から電話があって、近藤さんはそれを受けて部長のところへアポイントメントをとってお連れをしたとこういうふうに過日証言したと思いますけれども、それに間違いございませんか。

近藤証人 電話を受けてではなくて、来庁されて、それでお話を聞きたいよというお話が10 時か11時の段階にあったということでございます。

宮澤(敏)委員 そうしますと、これはまた過日の証人尋問になるわけでありますが。今、 土木部長、それから公社の専務が知事と話されたあと来室されたのですか、それともその前 に来室されたんですか。これは同じ担当をされていらっしゃる、当然関係のところでありま すから、近藤証人はつかんでおいでになられると思いますけれども、どちらですか。

近藤証人 前回もお話させていただきましたけれども、下水道課とは対立的と言いますか、 この段階では連絡をとり合っていませんので、私は2月14日にそのようなことがあったとい うことは知りません。

宮澤(敏)委員 もう一度確認します。これは証言のもし虚偽ということになるといけませんので、私、もう一度確認いたしますが。そうしますと、多分これ知事にお会いになられたのは、多分政策秘書室ではなくて知事室だと思いますけれども。このときの一連のことについては、近藤証人は、知事と公社、そして部長、こういう話。またすぐ下水道課の職員の皆さんがこのような感じでこうに明記をされたこういうような形については、全く存じていなかったと。全く存じていなかったということでよろしゅうございますか。

近藤証人 そのとおりでございます。間違いございません。

宮澤(敏)委員 わかりました。それで、そのあと、今さっきお話になられたような形で、

小市部長のところで3人でお会いになられたとこういうことでございます。そのときに、政策秘書室の近藤さんがまとめられた文書を要するに示されて、それを土木部長から下水道課が受け取ったと。失礼、そこで土木部長と、それから後援会の幹部と、それと政策秘書室の近藤さん、3人で話があり、その話を受けた土木部長は、その近藤さんがおつくりになられたというものを、要するに土木部長がそれを受け取って下水道課に渡したと。この事実につきましては、これはお3人ともこの事実について、短い証言で結構でございますので、お話いただきたいと思います。

矢澤証人 土木部長が知事に会われて、そのあと戻って土木部長室であったと思います。下 水道課に見えて話をされたのは1回ですが、それは多分これではなかったと思います。土木 部長室でお聞きいたしました。

田中証人 私は、課長からそのあとお聞きしたと思います。だからこの文書も課長から示されたと思います。

近藤証人 今、こういう案で知事に話そうと思っていると、大月君を通して話そうと思っているという前提で、3人で会っているときに、私のペーパーをお渡ししました。

宮澤(敏)委員 わかりました。それでその内容のことにつきましては、それを受けて下水道課では検討に入ったわけですね。それで、2日後ないしはそれは15日、16日、17日とあったわけだと思うのですが。そういう中で、一定のものをおつくりになられた。そして一定の中に来たのですから、当然下水道課、矢澤課長についても、田中技術専門幹におかれても、当然そのことについてはこれでいいのかということの確認作業ということで、部長と協議をして、部長に、これは部長からのルートですから、近藤さんに、ここにおられる近藤証人に、3人でお会いされたときのもう1人のメンバーである、それで知事からはこの後援会幹部と打ち合わせをしなさいということで命令を受けている。この後援会の幹部に確認をお願いしたとこういうことでございますが。当然これは近藤さんが受けて確認をされたということで理解してよろしゅうございますか。

近藤証人 確認と言いますか、こういう段階で今知事の方へ話をしていますよという話をしただけで、知事から確認しろとか言われていることはございません。

宮澤(敏)委員 それではここでは後援会幹部の人には確認はしなかったということでいいわけですね。要するに近藤証人は、部長はこれだけできて3人でもってやられた。私、おとといの話を聞いても、小市部長の証言は誠実だと思います。一度しか会っていないと。できたら会ってはならない人だという、そういう姿勢を貫いている。そのあとはどうか、私はよくわかりませんけれども、とにかく彼のこの間のお話では、もうそのとき1回限りだったというくらい、会ってはいけない人だと思っていたと。だからそういうような人に、知事の命

令を受けて、その経過の中で、近藤証人は知らなくても小市証人はわかっているわけですから、言われているわけですから、朝。それで受けているわけですので、これは知事の命としたら、この後援会幹部にお会いして、これでいいのかどうかというのを確認しないとこの方向性は出せないということで、近藤証人に聞いてほしいと私は思ったのだと思うのですが。そういう経過を受けて土木部としては、要するにこの後援会幹部に確認をするようお願いしたということでありますが。この事実、もう一回確認ですが、しなかったならしなかったでいいです。したならしたで結構でございますが、いかがでございましょうか。

近藤証人 2月14日のお渡しした文書のことでございますか。そのあとのことですか。

宮澤(敏)委員 今、2月17日に平成15年度の公社内の内規3年ごと云々とこういう問題、今、14日から指示された内容ですね。この内容のことについて、下水道課それから土木部長も含めて協議をした結果、これでいいんだろうかということの内容について、確認をしてほしいということで土木部下水道課の方からそういう声が上げられているわけでございますけれども、このことについて、近藤証人は後援会幹部と確認したかどうかという問題だけでございます。

近藤証人 期限が切れるものがあると。そういうものについてはどうしたらいいのかと、随意契約でいいのかというお話につきましては、私か大月君の方で知事後援会幹部の方へ、確認したと言いますか、お伝えしたということです。

宮澤(敏)委員 それでは下水道課または土木部長の方から、要するにこのことについて、 後援会幹部の人に連絡をとってほしいということはしたということでございますね。内容の ことはともかくとして。それからその中で、今度は下水道課の方で、部長から返事が返って くるわけですね、その経過を受けて。それで、4流域、5広域、それから6単独すべてにお いて、公社改革の方向性を示すことを前提に、平成15年は随意契約とすると。これ14日に知 事が土木部長、公社の専務に話されたと同じ内容ですよね。これが1点。

それと4流域については、県内業者2社の下請を入札条件とすると。それも1社10%以上という、この委員会で非常に不可解になっているところでございますが、こういうような条件がついたということでありますけれども。これは矢澤証人と田中証人に確認いたしますが、これは事実としてよろしゅうございますか。

矢澤証人 2月17日のこの「H15 下水道公社発注について」という文書が出された経過について説明させていただきたいんですがよろしいですか。14日に「下水道公社について」という方針が出されまして、この中で私が見て疑問点が2点ほどございまして。それは千曲川流域の下流処理場ですが、14日のときに随意契約とするという条件がついていたものですから、収賄事件で県の指名停止になっていたものですから、その中で、これはもう入札しなけ

ればならないということのものと、それから13年当時に検討されて、3年に1度の入札をという事項がございまして、佐久の南部の広域でやっている関係、この2つが入札に該当するわけですが。14日の文書では随意契約という指示でしたので、これについてどういう扱いをしたらいいのか疑問に思ったものですから、当時の小市部長に、部長室へ伺って確認していただけないかということでお話したら、その当時、近藤さんの方に確認をお願いしてということで、そのお願いしたあと、その日のうちにこの「H15 下水道公社発注について」という文書も部長から私はいただいたものでございます。

田中証人 私は、この「H15 下水道公社発注について」というのは、課長から示されたものだと思っております。

宮澤(敏)委員 それで、この出どころがどこからという問題が一応大きな問題になっているわけでございます。それで、これは2003年2月17日10時38分、下水道課発ということで公社あてに出された文書、これが資料の中に入っていたわけであります。その中で、4流域については云々ということで、ここで受けたのが10時50分、確認したのが。そして「矢澤課長に確認をしたところ、千曲川下流のみの意味」とこういうような、これ記録文書ですので、これ出されたものでございます。それで、その中で「(田中専門幹)」とこういう名前が出てきているわけでございます。

これは、まず矢澤課長に下水道公社の方からはこのことについての確認はございましたか。 またもし矢澤課長、それから田中証人のお名前も出ておりますので、矢澤証人と田中証人に このもののことについて、この「(田中専門幹)」と言っている意味と、それから「矢澤課長 に確認したところ」というところで、この確認をだれから受けたのか、ここのところを含め てお話いただければと思います。

矢澤証人 下水道公社に対して、私みずからファックスしたことは多分ないのではないかと思います。そういう中で、ここに4流域についてはと書いてあるんだけれども、先ほど申し上げました確認の中では、千曲川流域の下流について発注するものですが、それについてだったんですが、4流域というふうに全部の4つの処理場、流域下水道というのは3流域なんですが、4処理場ございますので4つの流域の処理場ということで4流域というふうに書いてあると思うんですが。こういう指示をいただいたもんですから、下水道公社に対しては県の方からいろいろと情報と言いますか、指示等も出しておりましたから、下水道課の職員が公社の方へこれをファックスで送ったものだと思います。

田中証人 この文書の内容は、下水道公社へ伝えたと思います。ただこの文書は私がつくって、ファックスは私が入れたかもしれません。文書をちょっとつくった記憶はございません。 それで内容について公社の方に、課長から指示をいただいたので、このまま公社へ出したと ころ、公社の方で多分質問があったと思います。 4 流域でいいかとそういう質問があったので、私が矢澤課長に聞いて、どうなんですかと聞いたら、いやそれは千曲だけだと、千曲の下流のみだという意味で、私が聞いたので 4 は消してとういうことで、こういった経過が残っていると思います。

宮澤(敏)委員 よくわかりました。そうしますと、矢澤証人と田中証人にお伺いしますが、今まで、17日までの検討結果の中に、「4流域については県内業者2社(1社10%以上)の下請を入札条件とする。」とこういうような案文は検討の中にそれまであったのでしょうか。いかがでございましょうか。それとも今回この文書の中で初めて登場してくるような感じがするんですけれども、ここら辺のところはどうなのでしょう。今、田中証人は、これをつくったのは私ではありませんというお話がございましたが、そこら辺のところは、これはどなたがおつくりになられたかということはともかくといたしまして、今までの検討結果について、こういうような形のことはあったのでしょうか、どうでしょうか。

矢澤証人 「県内業者2社(1社10%以上)」とこういう条件が出てきたのは、この2月17日が初めてだと思います。1月29日に知事決裁だと言って近藤証人の方から私どもに渡された文書、このときには、4流域について、「県外業者を含めた受注希望型競争入札とし、県外業者が受注したときは、契約額の30%以上の下請契約を県内企業と契約することを入札の条件とする。」ということで、下請についてはこの1月29日の知事決裁を受けたという文書をいただいたときから承知しておりました。

田中証人 私もこの「県内業者2社(1社10%以上)」というのは、このときが初めてだと思っております。

宮澤(敏)委員 非常にここでもっていろいろな疑問が出てくるわけでございますが。まずその下水道公社に下水道課から指示した内容。この内容が、一昨日の話では土木部長もこれ一切知らないとおっしゃられたんですね。多分、私はそのとおりだと思います。それから、要するにこれまでの下水道課でこのような内容の審議も今までしていなかったと。ところが17日に初めてこういうものが出てきたと。これが送られたと。10時38分という非常に早い時間に送られたということになってまいりますと、この一連のここのところでどういう動きがあったかということになるわけですが。そのときの、もう政策秘書室の声は知事の声であるというふうに、各、下水道課それから土木部長はとっておったということでございますが。ここのところについて、近藤証人は、まずはこの発注について、この文書をおつくりになられたことは、もう一度お伺いします。前回は大月さんか近藤さん、どちらかで作成した記憶があるとこういうことでございますけれども、そこのところをお伺いいたします。

近藤証人 前回、資料を久方ぶりにと言いますか、資料を見せていただいて、急だったので

記憶が定かでなかったわけでございますけれども。その後、この資料を自宅の方へ行って見ましたところ、この文書の書き方等から私のものであるというように思いまして、それから記憶をたどりましたけれども、直接文書化したのは、これは私でございます。

宮澤(敏)委員 調べていただいて、なおかつそんな話の誠実な姿勢、ありがとうございます。では近藤証人、お伺いします。この4流域について県内業者2社、しかも1社10%の下請を条件にすると。これを書き添えられた、新しく今ここのところでつけ加えられた、この意図はどういうところですか。

近藤証人 1月29日の文書で30%以上・複数可という条件にしました。それで折衝している中等でも、下請条件については、下水道課の方もそれほど否定的なものではないという感触を、私は、29日の前の段階から感じておりました。ここのところであれしたのは、当時の経済状況から考えて、幅広く仕事を県内業者にやった方がいいのではないかということで、複数という部分を2社にしました。ただし、30という数字については、今まで随意契約でやってきた企業が2月の半ばに4月からということでございますので、30%はきついのではないかということで、大月君と話す中で、30%は少し落として20%で、少し鉛筆なめたと言えばおかしいですけれども、30%・複数可を、今年はより多くの業者に2社で、それで可能なところで10%ということで案をつくりまして、これについても大月君経由であわせて知事の方へ決裁を仰いだ書類でございます。

宮澤(敏)委員 実は私も、このある委員の中の方から同席してほしいということで同席しまして、大手の会社の人と、長野県の業者の人たちと同席をいたしました。そのときにお話があったことがございます。それは、こういうようにパーセンテージを決めて下請条件を指定するということは異例なことですよと。こういうお話が、ほかのところと比べてという話がございました。その中で、このように10%とか、30%とか、具体的に県の方から天の声と言いますか、指示を出してもらうということは、これは要するに非常にいろいろな意味で影響性が大きくて、ほかの県はやっていないことですと。こういう説明もあったわけです。ここら辺の配慮というかそういうようなものについては、一切調査も何もしないでこういう格好でこの数字の下請パーセンテージを要するに表に出したということで理解してよろしゅうございますか。

近藤証人 1月の中旬ごろから検討してくる中で、数字というものは出てきたわけですけれども。2社で1社10%というのは、先ほど言ったような感覚の中で出した数字でございます。 宮澤(敏)委員 それで、これを出す前には、土木部長には相談しなかったけど知事の決裁は仰いだということで、今、お話があったわけでございますが。そのこと、要するに知事はこれでよろしいと、出していいということで確認をされたということでよろしゅうございま すね。

近藤証人 大月君の方から説明していただいて、それでこれで了承がとれたという報告を受けて、部長の方へ持っていったと思います。

宮澤(敏)委員 私の方から、お預かりさせていただきました一連の流れを整理した上での 総括の部分につきましては、これをもって終わりたいと思います。証人の皆さんにはありが とうございました。

小林委員長 ただいま副委員長から総括的な尋問を行ったわけでございますが、この際、委員各位から特に御発言がございますか。

服部委員 それでは、もう副委員長の方で総括的にほとんど聞いていただいたわけですが、 私の方から2、3点聞かせていただきたいと思っております。矢澤証人、田中証人、近藤証 人、御苦労様でございます。

一つは、まず近藤証人にお聞きしたいんですが。今、御証言もいただきましたけど、大変、後援会幹部が週に2、3回来ると。そして、先ほど副委員長からも大変な頻度でお見えになっていただいていろいろ、この前の近藤証人の御発言によりますと、大変、知事の後援会の幹部ということでもあるし、また下水道にも非常に精通しているということで、大変信頼度が厚いというようなお話が随分ございましたから、私どもは相談されて、いろいろなことについて、下水道改革について頑張っているということはよくわかっているわけでございます。そんなことで、一つは30%あるいはまた入札にすべきだというようなことで、県内業者を入れるような案を、下水道課と公社で最初に案をつくりました。それをまた受けて、知事の指示ということできちんと案をつくりましたよね。それはこの前、近藤さんは大月さんと相談して、我々で何とか案をつくったということだったんですが。それは、皆さんはまだまだ下水道をよくわからないと思うんですね。それをちょっと繰り返しになりますけれども、後援会幹部とやはり御相談して私は、毎週のように来ているわけですから、おつくりになったことは間違いないのではないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。もう一回お答えください。

近藤証人 知事の方からこういう改革の文書が出ているというような話も、知事後援会幹部 の方に私はしていません。来ているときに話をするときには、業界の体質はどうですかとか、 こういうようなものはどういうことですかというような、直接的には聞かないけれども、 こういうようなことはどうというようなお話は確かに聞いております。

服部委員 わかりました、ありがとうございます。それから、先ほど矢澤証人も田中証人も おっしゃっていましたけれども、佐久南の下水道の維持管理のことや、千曲川下流のお話も やはり後援会幹部の確認を得るとか、部長と相談してそういう場面もありましたよね。2月 14日の話です。ですからそうやって一連のものがこう御相談してきていただいているとこういうことがよくわかるわけでございます。それで、先ほどの一番核心のところでございますが、4流域については県内業者2社うち1社は10%以上と。これが大事な一番根幹をなすものでございますが、これは近藤さんがおつくりになったと。これどこでつくったのかなということが、私ども非常に疑問だったわけですね。それで田中さんは私ではないと。ただファックスは送ったとこういうことですよね。

それで近藤さんにお聞きしたいんですが、これは、やはりこれも大月さんと相談したようなお話もありましたけれども、知事の決裁も受けています。したがって、ある場面で、2月17日ですから、14日から2日ほどございますので期間もあるわけですが。これはやはり後援会幹部と、30%とかわかっていますよね、ずっともう来ていますから、それはもう土木部長と3者でお示しもして伝えたと。伝えたということは了解も得ているということだと思いますけれども。ですからそれはもうそこまで来ているわけですから、あと2社に、県内業者を2社に絞ると。具体的に2社というふうにしていく。これについても、一応お伝えしただけでも結構でございますが、後援会幹部にお伝えして、では30%というのは具体的に2社としますとこのような話の中で、近藤さんあるいはまた大月さんかもしれませんが、知事決裁を受ける前に、土木部長に話す前に、御相談してお決めいただいたのではないかと思うんでございますが、その辺はどうでしょうか。

近藤証人 前回もお話したかと思いますけど。土木部の方からお話があって、私は確認して くれという意味でとったのですけれども。私の方はお伝えしたということでお話しましたけ れども。その部分については記憶が、私なのか大月君なのか、それは定かではないので。

服部委員 田中証人がファックスでこの4流域について県内業者2社という、「H15 下水道公社発注について」という文書をファックスで公社へ送ったと。あるいはまた説明を部長から受けたということです。この文書そのものは、近藤さんがさっきおつくりになったとこういうことですよね。ですからこれをおつくりになるときに、つくるときに、大月さんとも相談したかもしれませんけれども、後援会幹部とこの県内業者2社ということについて、きちんとお伝えしたりしたことがあるかということをお聞きしているわけです、その前に。

近藤証人 文書を先につくってありますので、だから見せたかどうかは、私なのか彼なのかはっきりしないので、そこのところは何とも。ただ、確認するより先に案は私どもでつくってあります。

服部委員 先におつくりになっても確認と言いますか、大月さんか近藤さんかわからないというのだけれども、それは知事決裁を受ける前に案をつくって、伝えたというか確認というか、つくった後であってもお見せしたというか、後援会幹部に。そういうことですか。

近藤証人 時系列的には、知事に報告する、知事の了解を得るのがあとになっているという ことだと思います。

服部委員 そのときのことだと思うんでございますが、一連の流れを見ますとやはり県内業者をきちんと参画できるように、委託業務に。こういうことから始まっております。それでどうしても県外が受けた場合には30%の県内業者の下請ということになってまいりまして。トーンダウンするわけですね、いよいよ最後へ来て。ですから県内業者が入札で参加できることが本当はベターだったのだけれども、それがどんどんトーンダウンしてきて、結局は県内業者2社が最低ひとつ入ってもらうようにしようということですから、トーンダウンした。この2社ということを決めて、後援会幹部に伝えたときに後援会幹部の感触はどうでしたか。やはり私はがっかりすると思うんですよね。やはり指導してきた内容がそういうふうにトーンダウンするとこういうことの感触についてお聞きしたいと思いますけど、どんな感触だったでしょうか。

近藤証人 申しわけございません、接触したときの記憶がございませんので、それはお答えできないと思います。

服部委員 わかりました。それでは最後にお聞きしたいと思っておりますが。この一連の流れが、県内業者2社の下請というようなことが、実際に行われるわけですよね、行われる。各流域については、2社が入っているところ、3社が入っているところ、4社入っているところ、4社入っているところもありますよね。ばらばらです。パーセントも40%、20%というようなふうになっています。これは公社できちんとそういう発注業務をやっていると思いますから、きちんと答えることができないかもしれませんけれども。矢澤証人、田中証人は、それを、こういう2社の下請というような具体的なものを、この発注業務の中でどのように下水道公社がきちんと業者に伝えて、その入札のときなり現場説明のときなり、こういうふうに持っていったものがどうか、わかる範囲で結構ですのでお聞きしたいと思います。

矢澤証人 直接この業務、公社がやられたものであれなんですが。通常、こういう条件というのは、随意契約でも入札条件がつくと思うので、その入札条件の中で県内業者2社で1社10%以上とか、そういうようなことが書かれて業者の方へ通知されて、その後、契約されたあと、業者の方から下水道公社の方へこういう業者でこういう割合でというようなことで、届け出がされるのではないかと思います。私、それ自体の業務、確認しているわけではないものですから。

田中証人 今、課長の述べたとおりだと、同じ考えでございます。

服部委員 わかりました。最後に聞きますけれども。結果的にこのファックスの出どころもわかりましたし、すべてわかったわけですが。矢澤証人、田中証人としましては、30%下請

ということはわかっていましたね。それは決めていた。でもこの県内業者、4流域で2社というような、1社10%というようなことが具体的に近藤さんの方でお決めになったということですが。それを決めたということは知っていたのですか。いつの時点で、どこで決めたか、最初はわからなかったでしょうか。どの時点でこうわかったか、部長から文書が来てわかったのだと思いますけれども。それについて何か、皆さんの方は下水道のプロですよね。ですけれども、政策秘書室の方で決めたのかなということでしょうか。その辺の感想と言いますか、どう思ったでしょうか、ほかで決まることを。

矢澤証人 2月14日のときの文書が、当時、最初に知事に市町村の状況等を渡されたときの話で、部長に後援会幹部と話をして方針を決めるという経過をお聞きしていたものですから。この17日の文書についても、後援会幹部の意向を確認した上で出されたものかというふうに認識しておりました。

田中証人 私は課長からこれをもらったのが、その知った時点でございます。感想ということでございますが、いろいろな条件が出されておりますので、その中の一つということであまり苦にはしなかったというか、気にはしなかったのが私の感想でございます。

服部委員 ありがとうございました。南佐久あるいはまた千曲川下流、これについても県外業者でやってきたと。今度は県内も入れなければならないと。ではどうするのかということで、部長と相談しながら、それさえも近藤さんを通じて後援会幹部の確認をとっておかないとあとあと、了解をとっておかないとどっちかに決めても困るとこういうことで確認をとったというさっきお話もございました。ですからなおさらのこと、この県内業者2社という近藤さんがおつくりになったという文書ですが、これについては、今、確認させていただきますが、矢澤証人、田中証人は、後援会幹部のきちんと了解のもとにこれは県内業者2社、1社10%以上という下請の入札条件はなったものだと。確認をとってきちんと決めたものだとこういうふうに認識したということをもう一度確認して終わりますが、お願いしたいと思います。

矢澤証人 30%以上が2社で10%以上ということに変わったこと自体、当時、そう問題意識を持っておりませんでした。

田中証人 数字的には変わってまいりましたが、今思えばそういった幹部の方の御指示があったかなというのは、今思うことでございます。その当時は、数字を示されてこれでやりなさいという指示だけでしたから、それを守るのに精いっぱいで、そういったような対応の時期でございました。

石坂委員 御苦労様です。きょう3人の証人の方においでいただきましたのは、今も問題になっております下水道公社の記録提出をいただきました16番の中の「H15 下水道公社発注

について、この文書の出どころと経過が、この間何人かの証人の方から御証言をいただきましたが判明しないと、食い違いもあるということで、そのことを明らかにするためにお越しいただいたと思っております。

それで改めて端的に確認させていただきたいんですけど、先ほどからの御証言によりまして、この文書自身を実際におつくりになったのは近藤証人であると。その中で、特にその4流域については県内業者2社、1社10%以上の下請を入札条件とすると。どうしても契約が切れたり、それから指名停止になっている業者に発注できないので入札をする必要性がある部分について、できる限り地元業者を入れたいという検討の中でとは思われますけれども。近藤証人がおつくりになって、それを下水道課が下水道公社にファックスで送り、問い合わせと確認があった後、実施されたという経過と思いますけれども。

その中で、近藤証人にお伺いしたいのですけれども。近藤証人は先日お越しいただきまして証言された中で、元知事後援会幹部との接触は、あくまでその幹部の方が近藤証人に対して、自分は業者ではあるが利害関係者としてではなく、改革のための提言をボランティアとして行う立場であり、結果として自分が仕事をとるためにこのような提言をするのではないという趣旨のことの、自分自身の御紹介があったので、そういう改革の提言者としての接触、おつき合い、場合によっては相談もあったかと思いますが、そういう接触をしてきたのであるので、結果としてこの元後援会幹部が、実際にその改革、変化されていく入札条件の中で、自分自身が仕事をとったということは裏切られた思いで大変ショックであったと。そういう御証言をされたというふうに私は承知をしております。

そうしますと、とりあえず平成14年12月25日付で知事が示された改革の方向というものの中には、実情に合わない無理な点もあり、市町村からの反発もあり、この年はもう間に合わないと、時期的にも。無理だということで、これは暫定的な方針だと思うんですよね。この暫定的な方針の中で、しかしこの2項目めを入れたことにより、地元業者が参入できる条件は整っていくかもしれませんが、その当時はまだ地元業者の育成が非常に不十分であった状況の中では、限られた業者しか逆に参入できないという、目指すものと現実のギャップがあったと思うんです。そういうことの中で、下水道課との調整などでも近藤証人は御苦労されたわけですが。結果としてこの2項目めを近藤証人が検討されてこの文書をおつくりになってこれを実施に移していく時点で、この条件を満たすことになると限られた業者の参入しか事実上できないことに残念ながらなり、その結果、元後援会幹部が参入することになるということは予想しなかったのでしょうか。その点いかがですか。

近藤証人 この年、下請で仕事をとったというお話を聞いたのは、前回のこの委員会で質問の中で初めて聞いた段階でございます。ですので、何と言うんですか、まさかそういうふう

になるとはというようなことは考えませんでした。

石坂委員 そうしますと、私が今お尋ねしましたことに対しては、そういうことがあるとは 思わなかったと。それからその当時、近藤証人はその元後援会幹部がこの条件に沿った形で 実際に下請に入って仕事をとったとは、今日に至るまで御存知なかったと。そういうことで よろしいでしょうか。

近藤証人 そういうことでございます。

石坂委員 それでは同じ趣旨のことを矢澤証人、田中証人に、直接担当されておられた下水道課の当時の担当者としてお伺いしますが。先ほどからの御証言の中では、この下請要件については、政策秘書室近藤さんから示された知事の決裁を受けた、土木部長を通じての方針であり、それを公社に示すという役割は果たしたが、下水道課としての独自の判断をしたものではないということは、先ほどからで確認されました。その上に立ってですが、この間の御証言の中でも、残念ながら地元業者になるべく優先したいが、地元業者の育成が整わない中では、それは理想と現実のギャップの中でかなり無理もあり、市町村からの反発もあって、当時お二人の証人も非常に御苦労されたということだったのですけど。そういう状況の中で逆に、疑問を感じなかったと先ほどからおっしゃっておられますが、ただいま近藤証人にもお尋ねしましたが、この2項目めをつけることによって、結果として限られた業者しか参入できない下請、競争性は非常にないという中で、黒幕、この人が発信のもとだったなというふうに感じられたと前回も御証言されましたけれども。その知事の元後援会幹部である下水道業者が、この要件に沿って下請に参入するということは予想されなかったんでしょうか。いかがでしょうか。

矢澤証人 私は以前、どちらかというと」Vの方が県内業者の育成になるという考えでいたんですけれども。当時、前回もお話いたしましたが、一般の建設業の大規模なものについて、」Vについては、先ほどの特定」Vを指すと思いますけれども、談合の温床になっているという中で、」Vをやめて下請というような動きがちょうど14年度の後半ころからあったものですから。そういう流れの中で下請というものが、下水道公社とも検討する中で、当初30%というのもやむを得ないかなとも。今思えば、建設業のゼネコンは大体自分のところで全部施工できる能力がないものですから、みんな下請、管理面はゼネコンがやりますけれども、下請に出しているんですが。こういうもので、維持管理においてこういう下請がいいのかどうか、最近ちょっと疑問を持っているところでございますが。こういう下請条件をつければ、後援会幹部の会社がとる可能性はあるとは予測はしておりました。

田中証人 この時点におきまして、限られた業者さんに有利ということは特に考えてございません。というのは前段で30%・複数可というのがございますので、ただ数字をいじっただ

けかなというような理解でございました。特定業者さん以外にも県内10社程度ございますので、そういった認識はございませんでした。

石坂委員 では矢澤証人にお聞きします。ただいまの御証言の中で、元後援会幹部の下水道業者が、この条件であればとる可能性はあるなということはお感じになったと。結果として参入されたわけなんですけど、その事実は御存知だったかどうか。御存知だった場合ですけど、その事実に対して適切と思ったかどうか。その2点、お伺いします。

矢澤証人 この下請に入ったという事実につきましては、今年の4月、県を退職して下水道 公社へお世話になって以後、確認したところでございます。

石坂委員 では最後に1点だけお伺いします。御存知なかったと、3証人ともね。下請に参入、この年にしたということは御存知なかったということですけど。では代表して矢澤証人にお伺いしたいと思いますけど、いずれにしても皆さんもう非常に御苦労され、あまりに急激な、しかも実情に合わない改革はこの年に間に合うということはできないということの中で、暫定的な方針としてこの「H15 下水道公社発注について」という方針でいくことになったわけですが。逆にこれだけ御苦労もされ、もめた状況の中で、やはり地元業者の育成や公平な受注機会をこれから改善していくというその途上にあった中で、私たちが通常考えますと、やはりその年の発注のこの入札、それからこの人が発信もとだなというその元後援会幹部、利害関係者が非常に深く関与して、この間のいろいろな推移があるということがかなり認識としても証人の皆さんに現実にあった中で、通常は下水道公社の個々の発注やその下請にまで関心を払うということは、下水道課の課長さんや幹部の方が一々するということは普通はないでしょうが、それは私も承知しますが。

この年につきましてはとりわけそういう紆余曲折や御苦労があったわけですから、しかもそこに後援会幹部が関与している事実があったわけですから、当然そこのところが適切にいくように、またどうなったのかということを最後見届けるということは通常あることではないかなというふうに私は思っておりましたが。ただいまそれぞれの証人の御証言でも、最後のところのチェックというか見届けはされなかったということは、常識的に考えますと不思議に思うところなんですけど。再度確認させていただきますが、平成15年の暫定的な方針によって元後援会幹部が下請に参入したということは、今日に至るまで実際に関心を払わなかったと、承知されていなかったということでよろしいですか。

矢澤証人 当時、知事後援会幹部が関係する法人の社長は、後援会幹部が退いて何かほかの 人がされているというようなお話をお聞きしていたものですから、そういうとれるのではな かろうかという予測ですか、先ほどお答えしたわけなんですが。具体的にどこの会社がどう いうふうに下請になったかということについて、当時、私はもう下水道課から離れて更埴建 設事務所の方へ行っておりまして下水道と離れたわけですが。そういう中で、その後の状況等、いろいろ状況自体は当時の職員等からお聞きしてはおりましたけれども、どういうような入札制度に変わっていくとかというようなことは、その16年度から17年度にかけても気にはしていろいろ情報をお聞きしたんですが。この下請、具体的にどこがとっているかというようなことまでは、情報の確認はしておりませんでした。

石坂委員 最後に1点だけ、近藤証人にお伺いします。近藤証人が元後援会幹部と接触されてきた経過、中身については、前回と今回お伺いしましたが。その接触の中で、例えば、これは小市証人にもお伺いしましたのでその意味で確認させていただきたいんですけど。元後援会幹部が、例えば自分の会社に仕事をぜひさせてほしい、あるいは今年の予定価格はどのくらいになるというようなことで、お話をされたことがあるでしょうか。それだけお伺いしたいと思います。

近藤証人 知事後援会幹部は自分の会社のことについては、自分の会社あるいは自分の会社 に関するようなことについては、一切お話していません。業界全体のこととか、管理にかか わらず建設からわたってすべてのことについては、お話はされておりましたけれども、一般 的な提言という、そういう話でした。

平野委員 大事なことですから、近藤証人に確認をさせていただきます。先ほど大事な部分ですね、下請条件とする部分です。県内2社、1社10%以上。このことを御自分が文書をつくられたことは証言していただきましたけれども。知事後援会幹部とこれを相談したことに関しては、自分か大月氏か接触の記憶がない、こういう微妙なことをおっしゃる。ただし、大月氏が知事の決裁を受けて、その後土木部へこれを指示した。しかし時系列的にいうとその方があとであるという、こういう微妙な発言がたくさんあるんです。これを、記憶が定かでない部分も含めまして、私がこれから文書をつくりますのでこれで正しいかどうか、よく聞いていてください。

この下請の条件、これだけ微妙な大事なことですから、私か大月氏かは定かではないが、 知事後援会幹部の確認の上で決定した。それを、大月氏を通じて知事の決裁をもらって土木 部に流した。こういう事実関係になろうかと思います。これで間違いないでしょうか。 近藤証人 確認のところだけお伝えしたというふうに変えていただければと思いますけれど も。

平野委員 わかりました。では知事後援会幹部に確認ではなくて、知事後援会幹部に伝えた あと知事の決裁をとったとこういうふうに変えれば、それで間違いないとこういうことです ね。

近藤証人 間違いございません。

平野委員 ではもう1点だけ。素人的に考えると、先ほどから石坂委員の話にも出ていましたけれども、こういう異例な条件をつけた場合は、県内に業者がたくさんいらっしゃいますけど、この知事後援会幹部だけが業者の名刺プラス後援会幹部、知事の秘書かあるいは知事の事務局長かわかりませんけれども、後援会の幹部の名刺も使っていわゆる元請に営業できるんです。要するに圧倒的にこの瞬間に知事後援会幹部は有利になるんですね。こんなことは、私は素人で考えてもだれでもわかると思うんですけれども、事実、実際そうやって仕事をとっていらっしゃる。ということで、近藤証人は、まさにボランティアでやっていた知事後援会幹部は、そんなことをしても仕事はとらないだろうとこんなふうに思っていたということなんですけれども。実際にこの前後に知事後援会幹部が、こういうふうになっても自分が仕事をとる気なんかないよ、あるいは逆に近藤証人の方から、こういうふうになるけどまさか率先して、仕事をとってしまわないでしょうなんていう、こういう会話は全くなかったんですか。

近藤証人 そういうようなお話はございません。前回も申し上げましたけれども、知事後援会幹部が言っていたのは、私の顔はもうマスコミ関係者初めすべての者が知っていると。だから県庁の中を歩いていても、きょうはどうしたんだというようにみんな見ていると。そういうような中で、おかしな手つきのことはできないんだとそういうことは述べておりました。清水委員 どうも御苦労様です。やはり私もこれ重要だと思いますので、ちょっと混乱をしていまして、あとあとまで大事な問題ですから時系列をもう一回、今、平野委員は近藤さんから知事後援会幹部、知事、また近藤さんから小市さん、確認の問題は別としてそういう話をされました。それはわかりました。それでは矢澤証人にお聞きいたしますけれども、矢澤証人は先ほど随意契約でいくには年度の切りかえとか、そういった問題があるので、これは問題ではないかと小市部長に確認をとりました。それはこの17日のいつごろかおわかりでしょうか。

矢澤証人 朝のうちだったと思います。

清水委員 ではおそらくこの流れからいうと、それを近藤さんに今度は知事後援会幹部と確認をしてもらえないかと、伝えてくれと。お伝えという言い方でいいと思いますけれども。 してくれと言われて、大月さんか近藤さんが直接伝えたかどうかはわからないけれども、その時間はいつごろかおわかりでしょうか。

近藤証人 部長から電話をいただいたのは、2月14日の、その部長と別れてからしばらくしたあとだと思いますので、2月14日の午後だと思うんですよ。私のところに確認してくれという話があったのは。それからもう一回、この2月17日の文書をつくりまして、それで知事後援会幹部にお伝えして、知事の決裁を仰いで、それで部長の方へ返したと思うんですけれ

ども。

清水委員 矢澤さんは17日の朝、小市部長にちょっとこれどうした方がいいでしょうかという御確認をされたと。近藤さんは、小市部長からは14日に電話があったと。このことについてどうしたものかなという、それで知事後援会幹部に確認の連絡をとってくれとこういうことで、近藤さんの方にお聞きしますけれども、よろしいでしょうか。

近藤証人 私はそのように記憶しておりますけれども。

清水委員 では矢澤証人、すみませんがもう一度、勘違いがあったらいけませんのでもう一度お聞きしますけど、17日の朝で間違いないでしょうか。

矢澤証人 17日の朝です。

清水委員 そうすると、これは合理的に考えれば小市部長は矢澤証人から御提言というか、 疑問を挙げられる前に、実は近藤さんの方にはこのことについて問題があるから確認をとっ てくれという話をしたということになりますけど、それでよろしいでしょうか。

近藤証人 私の記憶はそういうことですけれども。

清水委員 記憶の問題ですので、とりあえずではその話はあれします。ではこの今出ている 2月17日の文書のことにちょっと触れますけれども。これは、先ほどつくったというのが作成したという意味でしょうから当然コンピュータなりワープロなりで打ったという意味でしょうけれども。これは、大体で結構ですが、時間的にいつごろか、覚えておられますか、17日の。

近藤証人 部長と別れて部長からお電話をいただいたという記憶のあとに私はつくっている と思うんですけれども。だから午後だと思うんですけれども。

清水委員 すみません、これは14日ということになりますが、いいですか。

近藤証人 14日につくっています。

清水委員 そうすると、ちょっと我々やっぱりそこを勘違いしていまして、今の尋問のお答え、証言ですと、14日につくって、そして知事後援会幹部に伝えてというか、これ確認と言ってはいけないから伝えたということです。伝えて、回答があって知事の決裁をいただいたと。こういう流れになると、これは14日という話でよろしいんでしょうか。

近藤証人 14日に決裁をいただいて、それでお渡ししたと思うんですけれども。

清水委員 14日に渡したというのは、すみませんね、くどくて。小市部長にお渡しになった とこういうことでよろしいんですか。

近藤証人 決裁を受けたのが2月14日です。多分14日にお渡ししたと思うんですけれども。 清水委員 勘違いがあってはいけませんので、私の言っているのは2月17日に下水道課から 公社に行った例の2行の文書ですね。このことをお聞きしているんですが、勘違いはござい ませんかね。

近藤証人 そういうことでございます。間違いはございません。

清水委員 そうするとやっぱりちょっとここ勘違いというか、御証言と我々の思いが若干違ったところがありまして。それではこの文書は、小市部長さんから確認をしてくれという話があって、いいですか、知事後援会幹部に確認をしてくれという話があった。でもこの内容自体は、4流域2社で1社10%という話ではございませんよね。この随意契約の問題ですよね。それで知事後援会幹部に話をした、お伝えした。それと、ではおつくりになったこの2行の文書との関係はどういう関係ですか。知事後援会幹部から話があってつくった、それとも自分たちがつくって、その文書と一緒に、小市部長のお話と一緒に知事後援会幹部に確認をされたのか、教えていただけますか、14日に。

近藤証人 2月14日に確認してくれというお話があって、それで文書をつくって、それでお知らせして、決裁を受けて、部長さんにお返ししたんだと思いますけれども。ただ部長さんにお渡ししたのが14日だとは思うんですけれども、ただ送られた時間から見れば、そのお渡しした最後の部分ですね。それは17日かもしれません。

清水委員 ということは、渡したのはともかくとして、部長へ今度は返しの文書を渡したのは17日かもしれないと。これはこういうことで確認させてもらいます、よろしいでしょうか。 近藤証人 日付を今見れば、時間的にそうなのかなという気もしますけれども、決裁を受けたのは14日です。

清水委員 そうすると今度は14日に話を戻しますけれども。14日に大月氏か近藤証人かわかりませんが、小市部長と知事後援会幹部、お二人に文書を提示しますね。知事後援会幹部と小市部長に、1番、公社のあり方、性能発注、15年度は随意契約にしたい。2番目、市町村からいただいた批判は、部長さんと専務理事さんが謝罪をすることにしたいという、こういう大きな流れの文書をつくってお渡しをしますよね。それがおそらく、部長さんの御都合があって午後1時半ごろだという話をされていますね。時間はいいです、1時か2時で。そのあと部長さんはお戻りになって、実は今のことだけれども、こういう事情があるのでこのことを知事後援会幹部に確認してほしい、確認というかお伝えしてくれと言われたのは、14日の午後だとこういうことになっていますけど。そのときに、では近藤証人は、4流域、5広域という話と、それから4流域についての県内2業者の1社10%ということを起案されて、それを一緒に知事後援会幹部にお伝えするということになるんですけれども。その流れはもう一回ではお聞きしますが、よろしいでしょうか。

近藤証人 それで結構です。

清水委員 私の記憶違いでないとすれば、近藤証人は下水道についてはそんなに極端なプロ

ではないので、あまり詳しくなかったというふうに把握しているんです。だとすると、これは私から考えても、1と2の文書をおつくりになったことも甚だ疑問ですが。この中から、いわゆる2月17日に行った2行の文書と言われる、この文書の特に2番目の4流域の話については、どういう話の経緯からこの話が出てくるんですか。直接どこからこういう話が出る、この文書から。それをお聞かせいただきたいんですが。

近藤証人 1月からやりとりをする中で、この30%・複数というようなお話については、やりとりを下水道課の方とさせていただいて、それで一応29日にお出ししました。それで、先ほど言いましたけど、30%・複数というのが急には無理だろうからということで、少し下におろして10%、合わせて20%で、複数可の部分については、少しでも多くの業者にその厳しい経済状況の中からすれば仕事が行った方がいいだろうからということで、ここは複数可ではなくて2社というふうにしました。

清水委員 それならば、何で2月14日のお二人に示した、知事後援会幹部と小市部長さんに示した文書の中にそのことは盛り込まずに、2行の文書で後でつくられた、知事後援会幹部に確認された文書になったのですか。その経緯があるならば、当然御本人たちというんですか、大月さんとお二人で考えられたなら、そういうふうになるんじゃないですか。

近藤証人 ですので、部長さんから確認というか、再度という話があったので詳細を詰めた ということなんですけど。

清水委員 もう一回確認させてもらいます。小市さんと別れて、小市さんから確認の電話が来た。近藤証人のところに来た。確認をしてほしいと言われた。それは大体何時ごろかおわかりになりますか。

近藤証人
午後の結構たった時間だと思いますけれども。

清水委員 それから知事後援会幹部にはすぐ確認をとる前に文書をつくるわけですから、それからどのくらいして知事後援会幹部に確認をされましたか。

近藤証人 先ほどから申していますけど、確認をとったのは私なのか大月君なのか記憶にないので、申しわけございません。

清水委員 お伝えしたのはだれかわからないということですね。では小市さんに返されたのは17日かもしれないということですから、14日に返事か来たかどうかも、これは確認になりますけど定かでないということでよろしいのでしょうか。

近藤証人 14日に知事の了解を得ていますので。

清水委員 では14日に知事の確認をいただいた、御決裁をいただいたのは何時ごろかおわかりになりますか。

近藤証人 多分遅かったとは思うんですけれども。何時かはもう記憶はございません。

清水委員 では常識的に考えると3時過ぎだと思いますが、小市さんから疑念があるということで質問を取り次いでくれと言われて取り次いだ。そのときに文書をつくって、この2行の文書もついでに確認をして、知事後援会幹部にお聞きした。返ってきたものを知事に決裁を受けて、それをその日に渡したわけではないけれども、小市部長に渡した。こういうことで、流れはよろしいわけですね。

近藤証人 2月14日付という文書については、まだ知事のもとへ行っていませんので、それとあわせて、いわゆる2月17日の文書と2つが知事のところへ一緒に行って、それでOKになったということです。

清水委員 そうすると、知事の決裁の部分についてお聞きしますけれども。知事は14日に行ったその大きな項目、2つ書いた項目の文書と、それから近藤さんが打たれたと言った方がいいですね。つくられたのはお二人で検討されたかもしれないから。作成した文書、セットで知事のところに行って、知事の決裁を受けた。その折、持っていったのは、先ほど大月さんかどうかはっきりしないとおっしゃったかと思いますが、そのことについてお聞きしたいんですが。

近藤証人 決裁の部分については、1月29日の部分も含めて、それは大月君が対応しています。

清水委員 では決裁をとりに行く大月さんに、近藤証人は、当然これは二人で、知事後援会 幹部から確認をとってあることだからという話はしていますよね。していなければおかしく なりますけど。

近藤証人 彼は了解、知ってはいます。

清水委員 もう一回お聞きしますが、確認をとったのはだれだかわからないけど、大月さんは確認をしているとこういうことでよろしいでしょうか。

近藤証人 大月君は確認と言いますか、了解と言いますか、知ってはいるということです。 清水委員 確認をとったのはだれだか記憶はないのだけど、大月さんは知っているという理 由が私は理解に苦しむんですが、もう一回御説明いただけますでしょうか。どこかに勘違い があったら勘違いで結構です。それを言っていただければ結構ですが。

近藤証人 ですから、大月君はそういう確認をとったという事実は知って、知事のところへ 行っています。

清水委員 確認をとったのは、その知事後援会幹部の確認をとったということだと思うんですね。今おっしゃったのは、どなたがとったかよくわからないということは、御自身がおっしゃったのは、近藤さんは確かおっしゃったと思うんですが、お伝えしたのが。そうすると大月さんが知っていたということは、大月さんが確認をとれば知っているわけですよね。近

藤さんがとって大月さんと話をしなければ、大月さんは知らないわけですよね。そう考えると確認をとったのは近藤さんということになりませんか。違いますか。

近藤証人 ですから、知事のところへ行くときに、こういう経過があったということは、彼は了解した上で、それも含めて知事に説明しに行って、それで決裁を受けてきていると。ただそのときに、私か彼かどっちがお伝えしたのかは、それは定かではないということなんですけれども。

清水委員 こういう言い方をしたら証人には本当に失礼かと思うんですけれども、結構これ 細かく実は証人は御存知なんですけれども、そこへいくとちょっとよくわからないという。 もう 1 点、2 行のペーパー、例のファックスで打ったというペーパーに戻らせていただきま すけど。これをつくられた、打たれたのは証人だということはもうお聞きしていますけれど も。再度もう一回お聞きしますが、ではこれをつくる経緯、大月さんとの会話があったかな かったか、またどなたかの話を聞いたか、このことについては全く記憶がないということな のですか。それともそれでは若干思い出していただけましたでしょうか。

近藤証人 この文書については、つくった記憶は、先ほど申しましたけれども、私がつくったと。私がつくって彼と話をしてもんで、それで知事後援会幹部にお伝えして、それでその報告を持って大月君が他の案件等を含めて、知事のところへ行って、2月14日に決裁を受けています。

清水委員 ということは、お二人で話をする中のこういう数字が出てきたのは、従前のその 土木部下水道課との話し合いとか、公社との話し合いの中の経緯を御存知だから、こういう 数字を挙げたということですが。これはまたちょっと単純に考えますと、非常にこの業者に 対しては大変な数字を挙げているわけですね。30%とか20%とかという、これは生きるか死 ぬかと言ったら極端な話かもしれませんが、そういう話をされている。それを、どうしても わからないのは、今までの経緯を聞いていたから、僕たちがつくりました、私がつくりまし たと言われても、非常に説得力がないかと思うんですが。それはやはりどなたかからお話を した中での決定ではないかというのが、私たちはそう推測するわけなんですけど、これはあ くまで推測ですので。全くお二人だけでもんでつくったということで、もう一回確認をさせ ていただきますが、それでよろしいんでしょうか。

近藤証人 よろしいです。

清水委員 わかりました。ではもう一度、いろいろお聞きしたことを精査しながら、また検討させていただきたいと思います。矢澤証人にお聞きします。田附課長さんと、これは1点だけお聞きしますけれども、引き継ぎ、15年3月31日ですね、当然引き継ぎをされていると思うんですが、そのときにこの流れのことについては引き継ぎをされたかどうかだけお聞き

したいんですが。

矢澤証人 当時とすれば大きい課題だったものですから、これらについて、経過と、この12月25日以降の問題についてはお話し、それについてはこのファイルに入っていますよということで引き継ぎをしたことだと思います。

清水委員 そのファイルというのは、今、我々が記録として請求しているさまざまな文書が ございますけれども、こういったものとほかに何か御自身で書かれたものがあるか、おわか りでしょうか。

矢澤証人 引継書につきましては、別途、これだけではなくて、課題等まとめたもので、下水道課自身、引き継ぎするとき、流域下水道、公共下水道、それぞれ経過、課題、現況等を含めた引継書をつくっているので、それプラス私がつくったものを田附さんに示しながら、その中でこの問題についても一応本当に簡単な概要は書いて、具体的にはこのファイルにつづられているというようなことで引き継ぎはいたしました。

清水委員 最後に1点だけお聞きします。その記述には知事後援会幹部のことはどのように 書いてあったか、御記憶のある範囲で結構です。お答えいただきまして、私は結構です。

矢澤証人 ちょっと具体的内容についてはあれなんですが、知事後援会幹部という名前で書いてあったか、こういう公社の改革ということについての概要を、私のワープロでつくったものを渡して引き継いであります。

小林委員長 動議で柳田委員。

柳田委員 今、お許しをいただきましたので発言させていただきますけれども。この、先ほど来の近藤証人の証言と、矢澤証人が提出された文書の内容と著しく内容に食い違いがあると思います。そういう意味では、この休憩時に、近藤証人の御了解が得られれば、メモで結構でありますので、時系列で2月14日から17日に至るまでの経緯というものをお書きいただいて委員会に出していただければ、どこが食い違っているのか、言葉の問題で受けとめとか理解というのが誤差があるといけないので、願わくば近藤証人にそのお願いをさせていただければということで、委員長のもとでお計らいをお願いしたいというふうに思います。

小林委員長 念のため申し上げますが、近藤証人にメモを書いてもらうということですか。 皆さんお諮りしますが、どうですか。

(「異議なし」の声あり)

では恐れ入りますが、休憩時、午後1時ころを再開予定としておりますが、簡潔な文言で 結構ですが、お願いできますか。

近藤証人はい、わかりました。

小林委員長 お願いいたします。それでは午後1時まで昼食休憩に入ります。

休憩時刻 午前11時47分 再開時刻 午後1時2分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。午前中の委員会で提出すること を御決定ただいた近藤眞証人のメモをただいまから配付いたします。

(書記 メモ配付)

引き続き証人から証言を求めます。発言の申し出がありますので、順次これを許します。 宮澤(宗)委員 近藤証人にお伺いをいたしたいと思います。そうしますと、15年1月29日、知事の方針を別紙のとおりとするということで「下水道公社改革について」、職員の削減、技術費用の削減等について、入札方法について、15年以降についてという文書がございます。 今申し上げたような文書があるわけですが、お手元にそれはございますか。この文書は、先ほど来のお話を、一連のお話を聞いておりますと、この文書も近藤証人がつくられた文書ですか。

近藤証人 私が作成いたしました。

宮澤(宗)委員 そのときに、契約額の30%以上の下請契約を県内企業(複数可)と契約することを入札の条件とするという、 の文章がございます。多分私もこれは近藤証人がつくられたんだなと思いましたのは、4流域ということにそこではなっておりますけれども、本来、諏訪湖流域、犀川安曇野流域、千曲川流域、3流域ですね。それで処理場が千曲川は上下に分かれていて4カ所とこういうことになると思います。したがって、下水道のことについてはあまり詳しく知らなかったという近藤証人が多分つくられたものだろうなということでしたが、そういうことでございます。

それでこの中で、この30%以上の下請条項をつけるということですが、近藤証人は入札の 形式とか方法、例えば経常JVであるとか、先ほど話が出ましたJVの方法、これらの入札 の方法等についての認識は十分お持ちでしたか。

近藤証人 土木部にも在籍したことがございます。そのときは、指名競争入札とかそこら辺の関係の決裁をいただく仕事もしておりました。また、1月21日以降ですか、下水道課とお話する中でいくつかお聞きしていったと思います。

宮澤(宗)委員 それで通常は、午前中のそれぞれ、矢澤証人あるいは田中証人等のお話を総合しますと、通常業務で30%下請活用というような文書があるこの1月29日ですけれども、突然30%というようなことが出されてきた。これはある面では下請活用の強要というようなことになって、通常はこういったことは考えられないというように思いますけれども。近藤

証人、いかがですか。

近藤証人 いただいた資料の2月26日というのがあるかと思うんですけれども。そこの1月15日のときから、下水道課の方ではそういう検討をしていただいたと思うんですけれども。宮澤(宗)委員 この30%が2月17日に10%以上というようなことに条件が変わった。このことについて、近藤証人は先ほど午前中には下水道課とやりとりをされたということですが。この条件についての経過、下水道課のどなたとやりとりをされ検討されたのでしょうか。近藤証人 30%・複数可ということについては、下水道課の技術専門幹とお話はしたと思うんですけど、2社で1社10%というお話はしていないと思います。

宮澤(宗)委員 それでは田中証人にお伺いをいたしますが、この30%条項 1月29日に知事の方針だということで示されておりますが。近藤証人からこの契約額等についてのお話があったのか、おわかりになる範囲でこれらの経過、記憶にございましたらお伺いをいたしたいと思います。

田中証人 私としては、この30%とか県内企業複数というのは記憶にございません。近藤さんとお話した記憶はないと思っています。

宮澤(宗)委員 午前中に近藤証人は下水道課とやりとりをされたと。この経過を踏まえて 2月17日の10%というような文書になったというような旨の証言をされておりますが、具体 的に近藤証人はどなたとやりとりをされたのか、検討の経過についてお伺いをいたします。 近藤証人 総括的にと言いますか、原則として技術専門幹が対応していただいたと思います。 ただ若干細かい資料等を求めたものについては、ほかの職員がお持ちいただいたという記憶ですが。

宮澤(宗)委員 ほかの職員、どなたか思い出せますでしょうか。

近藤証人 係員の方だったと思います。

宮澤(宗)委員 その方から30%という数字が示されたのか、近藤証人が30%という数値を当てはめたと言いますか、つくられたのか。この文書を作成するに当たって、近藤証人が相談をされたり、あるいは検討経過の中においてお話を伺ったりされた方は、今の下水道課の職員のみでしょうか。

近藤証人 直接的にお話をしたのは下水道課の方々です。

宮澤(宗)委員 その方から30%という具体的な数字が示されたということですか。

近藤証人 いくつかの書類の中だったと思うんですけれども、当初から30%県内下請というようなお話はあったと思うんですけれども。

宮澤(宗)委員 そういう中で、この経過を踏まえて15年2月14日、「下水道公社について」 という文書がございます。この「下水道公社について」の文書も近藤証人が作成をされたも のですか。

近藤証人はい、私が作成しております。

宮澤(宗)委員 この文書を作成されるに当たっては、どなたと御相談なされましたか。また15年8月までに解決することを前提として、4流域、5広域の維持管理委託業務について、15年は随意契約としたいということになっておりますが、この8月までに解決ということはその後どうなっておりますか、お聞きをします。

近藤証人 私、15年8月ということですけれども、前回もお話させていただいたかと思うんですけれども、関係団体等の予算等のかかわりがあったりしますので、大体8月ごろということで日付は入れてございます。それで、私は15年4月1日に今度は長野モデルグループというところへ行きまして、直接の担当からははずれました。担当係長、係長という職務はないんですけれども、職責的にはそういうことで下水道のあり方検討委員会の3回目ですか、5月27日ごろまで、その間まではかかわっておりましたけど、6月以降につきましては、担当を持っていた方が組織内編成で違うグループの方へ移りましたので、私は15年6月1日から一切関係していませんので、その後どうなったかということについては承知しておりません。

宮澤(宗)委員 先ほど前段でお伺いをいたしました、この文書も近藤証人がおつくりになったということがわかりました。したがいまして、1月29日、2月14日、それから2月17日のものも2月14日におつくりになったというような証言がございましたけれども、2月17日付で下水道課から公社に行っているこの3通の文書は、近藤証人みずからがおつくりになったと。それでこの「下水道公社について」おつくりになった文書、どなたかに御相談をされ検討をされておつくりになりましたか。相談された方はどなたでしょうか。

近藤証人 2月14日の日付のものですか。2月7日ごろだと思うんですけれども、もうほとんど大変な状態になっていてまとまらないというお話がありまして、そのときに知事の方へ、29日のものでまとめる方向でということでお話が知事の方へ行っているわけなんですが。私どもとすればお話を聞けばまとまりそうもないということなので、2月9日ごろ、ただいま、資料提供したメモにも書きましたけど、7日にそういう話をしていまして、その1日、2日後のあたりで、そうはいってもまとまらなかった場合はどうするんだということで、私が作成し大月君の方へ、他の決裁と一緒に得てくれということでお渡ししてあります。

宮澤(宗)委員 そうすると、1月29日の作成については、近藤証人は下水道課の係員と相談をして作成をされたと。2月14日と2月17日付のものについては、17日付のものは14日に作成されたというんですが、同じ日ころ、近藤証人お一人でお考えになり作成をされたもの、それを大月さんと御相談をされたとこういうことで、一切ほかにはどなたとも相談をされず

にお一人で作業をされたわけですか。

近藤証人はい、相談はしてございません。

宮澤(宗)委員 それでこの「下水道公社について」という文書も知事の決裁は得ておるわけですか。

近藤証人 17日付と一緒に14日に決裁を受けておると思います。

宮澤 (宗) 委員 近藤証人の上司は大月さんということになるんですか、組織的には。同等 の立場ですか。

近藤証人 同じグループの、今もそうなんですけれども、経営戦略局で、今と言いますか当時はユニットリーダーとか係長という名称は、政策秘書室は使っていませんでしたけれども、 実際上の机の並び方から仕事の中身からいって、大月企画員が係長、私が筆頭の係員という 位置づけです。

宮澤(宗)委員 大月さんの上司はどなたですか。

近藤証人当時は高橋徹政策秘書室長です。

宮澤(宗)委員 知事決裁を受ける場合には、その高橋さんなり何なりに書類を見せて知事 決裁を受けるんですか。直接大月さんが知事のところへ決裁書類は持っていくんですか。そ の流れについて、お伺いをいたしたいと思います。

近藤証人 起案文書というような形では、高橋政策秘書室長のところを通りますけれども、 今回みたいな調整案件につきましては、係長なり、あるいはものによっては担当が直接知事 のところへ行って、こういう方向でどうでしょうかと、今、部局と調整しておりますがとい うことで直接やりとりしています。

宮澤(宗)委員 矢澤証人、それから田中証人にお伺いをいたしますが、通常、知事決裁を得る場合、土木部の場合はどんなルートで知事決裁を受けておられますか。

矢澤証人 担当の方で起案いたしまして、係長、それから課長補佐、技術専門幹、課長と。 知事決裁にかかわるようなものにつきましては、監理課長、それから土木部長という、私ど ものところで直接知事決裁というのはほとんどなくて、部長決裁のところでやっていたもの がほとんどでした。

田中証人 今の矢澤さんのお答えと同じでございます。

宮澤 (宗)委員 そうしますと近藤証人にお伺いをいたしますが、政策秘書室における知事 決裁の流れというものは、通常はどのような流れになっておりますか。

近藤証人 権限にかかわるものについては文書で起案しますけれども、いわゆる他部局との 関係でもって、調整しろとか代案をつくれとか、そういうものについては、随時フリーと言 いますか、流動的に遊軍的に動いております。ですから起案文書という形ではなくて、知事 室に入って、御説明をして、それで御判断を仰いでという形になります。

宮澤(宗)委員 そうすると政策秘書室だけは、土木部、ほかの部はわかりませんが、と違って、どなたでも直接起案をして、上司を通さなくてもその担当が知事室に入って知事の決裁を受けるとこういうことが、ほかの業務においても行われていたということでしょうか。近藤証人 調整ということでございますので、今回の下水道公社についても、私どもが調整してこういう案でどうでしょうかということで、知事の御判断を別の方向から伺っているものでございますので、直接的な権限のものではございませんので、そういうものについては先ほど言った方法でございます。

宮澤(宗)委員 1月29日及び、下水道課から公社にファックスをされました2月17日、これは知事の方針ということでお伝えをされているので、知事の方針ということは知事の決裁とこういう受けとめ方になろうかと思いますけれども、それでよろしいですか。

近藤証人 知事の、だから了解を得たからそれは知事の方針でございます。ただこれを実行していったりとかするものについては、今回のものであれば下水道課でございますので、下水道課の方で具体的な手続をとっていただくということでございます。

宮澤(宗)委員 矢澤証人と田中証人にお伺いをいたしますけれども、通常土木部で知事の 決裁を得たものは、何か文書で残っているとか、決裁を受けたよというような書類、そんな ものはあるわけですか、回ってくるわけでしょうか。

矢澤証人 今回のこの12月25日からの関連につきましては、それぞれ、25日に知事のところから私どもは土木部長を通じてこういう指示があったということでいただきまして。それ以後の今出ております文書について、課内では知事決裁の文書だということで回覧はせずに、来た文書、それぞれ関係する者にコピーして渡して、それから下水道公社へもコピーした文書を渡して、何しろ時期が時期だったもんですから、そういう決裁等、記録では残してございませんでした。

田中証人 下水道課は、当時、知事決裁はなかったと思いますが、ほかの所属のときに、知事決裁があれば、それは文書として残って判こをいただくと思います。

宮澤(宗)委員 そうしますとこの1月29日並びに2月17日、この知事決裁を受けたという 過程、この過程の文書、あるいは知事決裁がされたという知事の判こ、そんなようなものは ございますか、近藤証人。

近藤証人 ございません。

宮澤(宗)委員 そうすると大月さんが、知事のところへ行って了解を得てきたということを近藤さんに伝えたということで、具体的なその文書であるとか、何か印をついたものであるとか、そういったものはない、こういうことですか。それと通常の場合、知事が決裁をさ

れる場合には、それらに対する経過とか、決裁印の書類とか、そういうものはつくられてい ないんでしょうか。

近藤証人 例えば予算をうちの場合でも上げていくというような場合であれば、知事査定という過程を通りますけれども、そういうのは文書ではなくて会議をしましたという事実でもって上がっていくと思うんです。それと同じでもって、こういう方向でいきたいんだけれどもということで、了解を得て行っていました。

宮澤(宗)委員 いずれにしても知事の承認を近藤さん、大月さんが得たとこういうことですが、午前中の証言で、知事の承認をとる前に知事後援会幹部にその文書を渡して見せたとこういうことですね。

近藤証人はい、そういうことでございます。

宮澤 (宗) 委員 そのとき、知事後援会幹部は何か発言をされたというようなことはございませんか。

近藤証人 特にどうこうという話はなかったと思います。

柳田委員 証人におかれましては大変御苦労様でございます。最初に近藤証人にお聞きをさせていただきたいというふうに思います。1点目は、先般の証言の際にお話になられました、知事後援会幹部に対して言い知れぬ怒りを覚えるんだと。実際に入札を、業者として下水道にかかわるという形で怒りを覚えるという発言がありましたけれども。その辺、詳しくお聞かせいただいんですけれども、何に対して憤りを感じていらっしゃるんですか。どうして憤りを感じていらっしゃるんですか。

近藤証人 前回お話をいたしましたけれども、再度お話をさせていただきます。知事後接会幹部は自分のおっしゃるのには、大変努力と言いますか苦労もしたと。それで苦労してある程度の収入を得るようになったので、何もなければ夏でもスノーボードをやって遊んでいけるくらいの、そういうような生活ができるんだと。だけど縁あって田中康夫に会うようになって、このように事務局長というような仕事を得るようになったと。無報酬で改革にかかわっていきたいというお話をされておりました。それでまた、私の顔はみんなが知っていると。だから私は手つきの悪いようなことはできないんだと。ということを言っておりましたので、そうであれば下水道改革を言ってみずからの会社が利益を得るような、そういうようなことはすべきではないということで、私は怒りを感じております。

2月17日の関係でもって、4流域についての下請化についても、自分の会社が入ったということを前回のこの委員会でお聞きしましたので、二重に怒りを感じております。

柳田委員 わかりました。時系列を追ってお願いをさせていただきたいんですけれども。 2 月14日、大変苦労をいただいて、とにかく部長にしてみても公社にしてみても、知事に報告 しなければいけないという思いで、朝、知事室に飛び込むわけなんですけれども。このことについて、近藤証人は知らないということでございました。しかしながら、この一連の下水道公社の改革と称されるものでございますけれども、このものに関しては、近藤証人が担当されていたと。大月さんともどもされていたというふうにお聞きしておりますけれども。この席に、聞こえたとか、聞こえないこともあるかもしれませんけれども、その席にいたということはないんですか。その部屋にはいらっしゃいませんでしたか。

近藤証人はい、いません。

柳田委員 いらっしゃらないということでございます。そして2月14日ですね、知事後援会 幹部が10時から11時という近藤証人のメモ、先日は11時というふうに限定しましたが、10時 から11時に来たと。それでもって小市部長が13時ならいいよという形で13時になった。この ことは小市部長の証言とも一致しているところであります。

13時からの会合でございますけれども、このときに小市部長、知事後援会幹部、近藤証人の3人で面談をしました。その際、文書をお渡しになるわけであります。この文書というのは、実際には2点について表記をされていた。公社のあり方、性能発注、県内企業の育成等を8月までに解決することを前提として、平成15年度は随意契約としたいが1点です。もう1点は、市町村からいただいた批判については、土木部長、下水道公社が謝罪すること。この2点を書いたメモを、知事後援会幹部と土木部長に渡すわけであります。そのときに、先般の証言では近藤証人は不用意に渡してしまったという証言をされていらっしゃいますけれども、これは不用意だったんでしょうか、それともこの文書を渡すための会合だったんでしょうか、近藤証人にお聞きします。

近藤証人 知事後援会幹部の方から土木部長に会いたいというお話があったわけですけれど も、何についてというようなお話はございません。ですので、話をしていたのも一般的な話 から土木行政に入って、それから最後にごたごたがあったというような話の中で、私どもと すればもう実際は、私ども政策秘書室の私と大月とすれば、もう今回はだめなんで先送りするしかございませんねということの中で、こんなものを考えていますということで不用意に、考えていたことを口だけにすればよかったのを渡す必要はなかったということでございます。

柳田委員 このペーパーを持ってその部屋に入ったのでしょうか、それとも自分の、そこの話し合いの途中で、そう言えばといって、関連をするので自分の自席に戻ってペーパーを持って入ってきたのか、ちょっと細かい話になりますけれども、記憶があれば教えていただきたいと思います。

近藤証人 多分いったん、いったんと言いますか、同じ中に会議室がございますので、外へ

出ていってコピーをし直したと思います。

柳田委員 結果的に近藤証人は、そのペーパーを知事後接会幹部に渡すことになるわけなんですけれども、それは不用意だったということをお話になっていますけれども。これだけ、いわゆる言ってみれば入札にかかわる、随意契約とするという一連の今までの方向とは違う方向を土木部長に、その結果的に動いていくわけなんですけれども。それを業者さんの前で話をするということに関して、不用意だったということだと思うんですけれども。その場面で、不用意であったという言葉に尽きるのかもしれませんけれども。この場所でやらなければいけなかったわけではないんですか。違う場所でもよかったんですか。何か急いでいて、この場面で結局渡さざるを得ない場面になったのか、そのあたりの状況をお知らせいただきたいと思います。

近藤証人 私はそのときは業者という認識はございませんでした。とるとは思ってもいなかったというのが事実でございます。それで不用意なんでございますけれども、この場面に限らず渡す必要はなかったと。というのは、県の内部の意思を、形成過程にあるにしても、県の庁外の人に見せる必要はないとそういうことでございます。

柳田委員 わかりました。そのお気持ちもそれでわかったんですが。私が申し上げたのは、 小市部長に渡すとするならば、その場面ではないところで渡すべきだったと思っているんで す。その部外者がいるところではないところで渡すべきだったと思っているんですけれども。 小市部長さんもお忙しい方であるので、その場面で渡さなければいけなかった事情があった のか、小市さんからも何かそういう話があったのか、その辺の事情を、近藤証人と小市部長 との関係についてお聞かせいただきたいです。

近藤証人 この案件について、小市部長とかかわったのは1回、部長、何か大変な状況になっているようだけれどもしっかりやっていただきたいというお話をさせていただいたのが、2月くらいだと思います。それで今回が2回目でございまして、小市部長とは下水道関係で会ったのはこの2回のみでございます。

柳田委員 これは土木部長も否定をされているのでよくわからないんですけれども。知事後援会幹部に会ってと、会わないかと、会ってもらいたいと、何という表現かニュアンスはわかりませんけれども、会うように指示されているわけです、朝ですね。ただし近藤さんはそのことは知らない。しかし小市土木部長も記憶は定かではないけれども、そういったことはあったんだろうというふうな形の中で、その11時に知事後援会幹部がおいでになる。極めてこうタイミングがいいわけなんですね。だれがその知事後援会幹部を県庁に来てくださいと言ったのかわかりません。偶然来たのかもよくわかりません。しかしそのことによって、懸案とされていた文書がそこで渡されるという経緯を見ると、この文書を部長にも知事後援会

幹部にも渡すための会合であったというふうに見るのが、私は普通だと思うんですけれども。 それは近藤証人は違うのかもしれない、その辺のところというのはいかがでしょうか。事実 だけ見るとそういうふうに見えるんですけれども、そんなことはないでしょうか。

近藤証人 推察する範囲になってしまうと思うんです。私はメモにも書きましたけれども、 午前中に会議があったことは知らないということでございますので。前回、11時と言わなく て、10時か11時というような言い方をしたと思うんですけれども、10時か11時に来てそうい う話が来たので、部長の方に意向を聞きに行ったというのが事実でございます。

柳田委員 そうなると、近藤さんのメモを拝見すると、2月14日の15時ごろ、「「期限切れ等あり、もう少し詳しい指示がほしい」旨、部長から近藤に電話あり。」ですね。同じときに、近藤さんが「近藤『H15 下水道公社発注について(2月17日付)』を作成し、大月企画員と協議(案)とする。」「大月企画員または近藤で、知事後援会幹部に(案)伝える。」となっているんですね。私はここが理解に苦しむんですよ。矢澤メモによると、2月17日に近藤さんに、知事後援会幹部に確認するようお願いをするとなっているんですよ。知事後援会幹部に確認してくれと言われたから、部長も知事後援会幹部に確認しなければいけないと思ったんです。だから近藤さんにそう言ったんです。だから近藤さんも知事後援会幹部に確認するという流れはわかるんですよ。しかし近藤氏の認識においては、不用意に渡した人ですよ、知事後援会幹部は。にもかかわらず、部長から電話があったのは、「期限切れ等あり、もう少し詳しい指示がほしい」ということを言われているんですよ。知事後援会幹部に確認してくれとは言われていないんですね。言われたんでしょうか。部長からはどういう依頼だったですか。知事後援会幹部に確認してくれというふうに言われたんですか。

近藤証人 はっきりと知事後援会幹部に確認してくれと部長がおっしゃったという記憶はございません。ただ私は、そういうことだなという認識でもってお伝えしたということです。柳田委員 その辺の認識がよくわかりません。というのは、不用意に渡してしまったんです、近藤さんは。不用意に渡してしまった人、つまり知らせる必要のない人に知らせてしまったんです。そういう認識でいたんです。10時から11時においては。しかし15時かわかりませんけれども、何時かわからない、しかし同じ日ですよ。同じ日に知事後援会幹部に確認をみずからの意思でやっているんです。頼まれたのではないんです。なぜ知事後援会幹部に確認しなければいけないという心境になったのか、お知らせいただきたいと思います。

近藤証人 不用意に渡してしまったというのは今の段階で感じていることでございまして、 その日に不用意だったかどうかという認識はしていなかったと思います。

柳田委員 とすれば、知事後援会幹部には確認をしなければいけないという認識でいたんで すか。近藤証人にお聞きします。 近藤証人 確認ではなくてお伝えをした方が、お伝えしてくれという意向だというふうに私 は思いましたのでお伝えしました。

柳田委員 私はそこのことがよくわからないんですが。お伝えをするということと、確認をするというのを、非常に几帳面に近藤証人は使い分けていらっしゃるんですけれども、どういうふうに違いがあるのか、御説明いただきたいと思います。

近藤証人 お伝えをしたというのは、こういうことですよと言ってそれで終わりだと思います。確認したというのは、伝えてやりとりなり何なりがあって、了解したというのが確認だと思うんです。一方的にこっちが言って、それで向こうがこれじゃだめだ何だかんだと言っても、それは私どもがこういうことで考えていますというのがお伝えするということでございます。

柳田委員 これはよくわからないですけれども。ということは、このときに、実際に部長に渡す前に、そんな報告をすることもない立場の人なんですね。にもかかわらず、急いで報告を、報告というか伝えなければいけないという認識でいらっしゃったんでしょうか。

近藤証人 ですから、私は伝えてくれという意味でもってとりましたので、それですぐにやらなければ、本来なら1月の下旬ごろに発注したいというのが最初は下水道課のお考えだったと思うんですけれども。それが2月の真ん中まで来てしまっているという中では、早くやらなければいけないという意思はありました。

柳田委員 下水道の入札の方法、随意契約であるものが途切れてしまうものをどうするのか。 あるいは実際には指名停止になっていた者に関して、随意契約を続けることは不可能である ということ。このことを入札にするということ。入札をどうやって行うかについての権限を 持っているのはどなたですか。

近藤証人 最終権限は下水道公社だと思います。それを指導なりするのが下水道課だと思います。

柳田委員 その中において、知事後援会幹部は権限者ではないですね。そういった中で、実際には報告を伝えなければいけない立場であったというふうにお考えだったというのも、私は非常に不自然なことではないかと思うんですけれども。そういう意味では、もう一度お聞きしますけれども、これ近藤証人の書いたメモですよ。部長は、「期限切れ等あり、もう少し詳しい指示がほしい」ということから、知事後援会幹部に報告するということを読み取るのは私はできないんですよ。どういうふうに理解すれば、知事後援会幹部にも報告をすることも含まれていたと理解ができるのか。前後の様子を詳しくお聞かせ、理解できるように説明していただきたいんですけれども。

近藤証人 メモにつきましては、簡単に事実経過をというお話でございましたので、その旨

記載いたしました。やりとりにつきましては、それはニュアンスの問題はありますので、知事後援会幹部に確認してくれという直截的な表現は記憶にないということでございますけれども。私の受け取ったニュアンスでは、お伝えしておいてくれよというように感じたということでございます。

柳田委員 記憶はなくて、ニュアンスというか、記憶だけ残るということはあると思います。 何で私はあの行動をしたのかなと思いつつもよくわからないということは、人にはあるんだ ろうと思うんですね。そういう意味では一応メモはメモとしてお届けいただきましたので、 それはそれとして受けとめさせていただきたいというふうに思います。

そこで、矢澤証人にお聞きしますけれども。矢澤証人のメモによると、部長に対して知事 後援会幹部に確認してほしいと、このことを部長にお願いをするわけですか。矢澤証人に、 ちょっとダブるかもしれませんけれども。矢澤証人におかれては、14日の朝に公社の田中さ んですね、聞いたのは。田中専務から、知事から指示があったと。知事後援会幹部に会いな さいよという指示があったことは耳にしているわけですね。ですからこのことに関しては、 ああ知事後援会幹部が黒幕だったということがわかった。だから聞かなければいけないとい う心境で、不明な点についてお聞きになったのか、矢澤証人にお聞きします。

矢澤証人 2月14日の朝一番に、土木部長、それから田中専務、それと小林理事、3人で広域、市町村の処理場の関係の状況等を説明していただいて、資料等も持って知事のところへ入ったと思うんですが。そういう中で、帰ってきてから部長からこの方針について、部長の方へ知事後援会幹部に会って話を聞いて方針を決めるようにという指示があったと、部長から聞いているもんですから。14日の前段の「下水道公社について」という四角い枠の内容のやつが、その後、先ほどで言うと14日の午後1時以降ですか、部長、近藤さん、それから知事後援会幹部と打ち合わせをした中でこの指示が出てきたものだと、私は理解をしていたものですから。それでこの内容についての疑問だったもんですから、17日の朝、部長を通じて、先ほど申し上げました2点について確認してほしいということでお願いしたあと、部長からこの「H15 下水道公社発注について」という回答の文書が届けられたとそういう経過でございます。

柳田委員 わかりました。それが17日ということになっているわけですね。そのことが、先ほどの、私の聞き間違いでなければ、矢澤証人は小市部長に確認していただけないかということで、今の流れでお聞きになるんですね。そのときに、夕方部長から文書をいただいたとおっしゃいませんでしたかね。ちょっと私、それが定かではないんですけれども、その文書を部長から回答があるわけですね、実際には。それが4流域、5広域、6単独というその文書になるわけですけれども。それを受け取ったのは何時ごろであったか、これはちょっと時

間の記載はないんですけれども、何時ごろだったという記憶ですか。

矢澤証人 最初の14日のやつについては、午後、夕方だったと思います。それから17日のこの2つの点については、朝、部長のところへお願いして、その後下水道公社の方から届けられているのを見ると、10時にはファックスで送っているものですから、その時間の前に部長から渡されたものだとそういうことだと思います。

柳田委員 今の近藤証人のメモと矢澤証人のメモを見比べてみると、小市土木部長の動きがとても妙なんですよね。14日にも聞いて、そして17日にもまた聞くという、両方が事実だとするとそういうことなんですけれども。矢澤証人が17日の朝に部長にお願いをしたんだと。それでもって11時前ぐらいには答えが返ってきたんだよというふうに御自身で記憶を定着させているのは、14日ではない17日なんだと自分の中で記憶しているんですけれども。それは何で17日なのか、この日だったという記憶なのか、何か周辺の事情があって、あれは間違いなく17日だったという記憶になっているのか、その辺、お聞かせいただけますか。

矢澤証人 12月25日にいただいて以降、いろいろ公社とも打ち合わせし、さらには市町村を回っている中で、2月7日付の文書が出た当時、いろいろ私ども努力している割に評価と言いますか、そこらで問題があって、この当時からこれはいろいろ経過をはっきりしておくべきではないかということで、メモをとりながら、先日求められて提出した文書から説明申し上げております。ですから、具体的に今、この文書がなければなかなか記憶自体はあれなんですが、こういうメモの中でその経過についてお話しているところでございます。

柳田委員 このあたりは、田中証人も15年2月26日にまとめていらっしゃるわけです、一連のことを。その辺と照らし合わせてみて、御自身が技術専門幹としてかかわりを持っていた中において、矢澤証人とある意味でいうと一蓮托生というか、一緒に行動していたわけですね。そうなったときに、部長に依頼をして、部長から不明な点がはっきりしてきた日、これは14日であったという記憶ですか、17日であったという記憶ですか。

田中証人 御質問の回答になるかあれですが。2月14日にこれを示されまして、それで課内で協議をして質問をしております。それで17日は、今、時間の問題を御質問がありましたが、私どもいろいろ取り組んできて壁に当たって悩んでいましたので、来たらすぐ対応するというような形をとったと思います。だから私は、2月17日はもう朝のものではないかというふうに考えております。

柳田委員 これ14日と17日の間というのは、おそらくこれ土日が入っているんですよね。15日、16日が土日で入ってなっているというのは、かなりこれ記憶としては、その2日間というのは結構へビーな状態でいるのか、いったんはボールを投げるのかというので違うと思うんですけれども。むしろ私はこの流れとすれば、見た瞬間に、ではあの2つはどうするんだ

ろうというふうに皆さんは思うのが自然じゃないかと思うんですよ。ずっとそのことを考えているんですから。ではあの泰成、指名停止を食らっているのをどうするのかなという思いと、これもう3年で今年入札しなければいけないのはあれどうするのかなという思いでいるはずだと思うんですね。だとするならば、すぐに質問をする。14日の夕方に質問をするというのも、私は自然な行動だと思うんですよ。それがあえて17日だとおっしゃっているには、確かな記憶があるのではないかと思うんですね。そういう意味では、田中証人、矢澤証人に繰り返しで恐縮ですが、17日で間違いないですか、お願いします、お二方です。

矢澤証人 お渡ししてある2月14日、2つあるんですが、そのあとの方のところで、この指示を受けまして、ある程度、今まで広域の関係、分割して発注すると、それから県内業者に発注すると、そういうことで市町村を回ったり、電話でもお話をしたりしていろいろ。そういう中で随意契約というような方針が出たものですから、それらについて関係市町村へ連絡して、おわびの電話をしている等のことがございまして。その後、内容について見た上で、17日の朝、これは確認しておかなければいけないなということで、当時とすれば17日になったのではなかろうかと思います。

柳田委員 わかりました。そういった記憶ですけれども。近藤証人におかれては、いやそれは14日だよというメモのわけですけれども。これ17日ということはないんでしょうか。これ尋ねている方々が17日だとおっしゃっているんですけれども、近藤証人はこれ14日である確たる記憶というのは、何に基づいてそういう記憶でいらっしゃるんですか。

近藤証人 2月17日の文書につきましても、前回ははっきり記憶が定かではないという中で、家に帰っていろいろ確認する中で、今回の経過を思い出したところでございます。したがいまして、2月14日なのか2月17日なのか、そこのことについては定かではございません。17日かと言われれば17日のような気もしますし、14日と言われれば14日のような気がします。ただ、部長から連絡が来たのは1回だけなのです。部長から連絡が来てすぐ対応いたしました。その記憶はあります。だから、仮に私の記憶が間違いで、矢澤課長さん、田中技術専門幹がおっしゃるように17日だとすれば、この日時をそのままずらしていただければよろしいかなというふうに思うんですけれども。

柳田委員 そうすると、17日の朝かもしれないということですね。そうするとかなり忙しいはずなんですよ、この日は。いいですか、電話があったのが朝だとしますね。そうすると、土木部長からの電話はこうですよ。「期限切れ等あり、もう少し詳しい指示がほしい」と部長から電話がある。そのあと近藤証人の行動というのは、「H15 下水道公社発注について」の文書を作成します。大月企画員または近藤さんが知事後援会幹部に伝える。そして大月企画員、ほかの案件も含め知事へ説明に入る。知事の了解を得て、そして部長に渡して下水道

課に行く。これを、2時間でできないことではないですよね。ただし、かなり忙しいことだと思うんですよ。ということは、記憶に比較的定着しやすいんじゃないかなと思うんですけれども。そんな、朝のごたごただったなというような記憶はないんですか。

近藤証人 先ほど申し上げたとおり、部長から期限切れ等についてどうするかというところに細かい指示をほしいという電話があって、いずれにしても早くやらなければいけないんで、それは早くやらなければいけないということで、大急ぎでやったと思います。ですので、14日なのか17日なのかというのは、もうそれは記憶がございませんので、お答えしようがないです。

柳田委員 わかりました。あえて文書をつくっていただいた中で違う点、大きくもう数字的に違ったものであえて聞かせていただきましたけれども、そういう記憶であればそれで了解をさせていただきたいというふうに思います。

この中で、近藤証人が結果的にこの入札方法、これは何千万円という金額だと思いますけれども。随意契約にするのか、下請をどうするのかこうするのか、何%にするのかということを、言ってみれば即座に文書をつくるわけなんですけれども。実際、先ほどのお話のとおり、この権限は下水道公社、そしてまた下水道課というものがつくっていくというそういう立場にあるわけですけれども。いずれにしてもこれは、知事の権限の中においてもかかわりを持つことは不可能ではないことだとは思うんです。その中で、近藤証人は、これは職務として知事から、ちょっとさかのぼることかもしれません。これは赴任されてきたところかもしれませんけれども。そのあたりで、知事からこのことをやってくれよというようなことをお話になられたんでしょうか。

近藤証人 下水道公社についてやれという指示はございません。1月20日ごろに、最初窓口 だった大月君の方から私の方へという引き継ぎを受けたんで、私が担当いたしました。

柳田委員 これはよくわかりませんけれども、職務としてやっていらっしゃったことを、この職務は、職責というふうに言ってもいいかもしれませんが。そのことは、だれの意思によって近藤証人は下水道にかかわるということになったのですか。

近藤証人 知事の方から政策秘書室の方で調整しろという意味で、大月君にという話があったと思うんですよ。大月君の方で、いろいろな案件を抱えておりますので、その案件の中で係員を使うのは、いわゆる係長とすれば当然かなと思うんですけれども。

柳田委員 そのときに、この案件に関して政策秘書室の窓口は近藤証人であるという認識で、 矢澤証人、田中証人もそういう認識でいらっしゃいましたか。窓口が近藤証人であるという 認識でいらっしゃったのですか。

矢澤証人 1月21日に下水道課と下水道公社で12月25日の回答をつくりました。それで知事

の方へ部長から渡していただきました。そのあと21日、23日等、下水道課の方へ近藤さんが見えて、田中専門幹なり早川課長補佐と打ち合わせをしていたものですから、近藤さんが担当されているのは、その1月21日ころ承知したところでございます。

田中証人 私の方でも1月21日ごろ近藤さんが窓口ということで承知しておりましたが。先般申し上げました知事へ何とかお願いしたいということで、近藤さんがいないときは大月さんがおられましたので、大月さんへもお願いもしてございます。だからお二方はやっておられて、近藤さんが主ではないかというふうに一応考えておりました。

柳田委員 というのは、この近藤証人がつくられた文書、2月14日付、2月17日付というものですね、ほかにもありますけれども。これは職務上知り得た範囲でつくっている文書なんですね。職務上の文書ですね。言いかえると職務上の秘密ですね。このことを、入札というか、業者である知事後援会幹部に報告をしましたけれども、このことは守秘義務違反に当たることはないでしょうか。近藤証人にお聞きします。

近藤証人 細部についてはわかりませんけれども、好ましくない行為だというふうには認識 しております。

鈴木委員 近藤証人にお尋ねいたします。あなたの先ほど作成されたメモ、それから今までの証言の内容をお聞きしていまして気にかかるのは、政策秘書室の中で職制からいって大月 企画員がいて、そのあと筆頭の係員ということであなたがいらっしゃると。知事から直接この下水道事業及び下水道公社の改革、入札等を含めて、近藤さんが知事後援会幹部と相談しながら逐一進めなさいという指示を受けているのではないですか。

近藤証人 知事からの指示は一切ございません。

鈴木委員 だから先ほどのあなたの証言の中には、案件によっては直接知事に報告をし、あるいは直接指示を受ける場合もあるという発言がありました。今回のこの一連の事案の流れに関して、下水道問題、入札等改革問題について、直接知事とのやりとりは、あなたはないようにどうも意図的に発言しているように私は受けとめているんですが、その事実は全くありませんか。

近藤証人 全くございません。

鈴木委員 また追って関係者から確認をした上で挙証していきたいと思いますが。平成15年 2月14日、土木部長、知事後援会幹部が会した、このときのあなたが作成したこの文書ですが。この文書というのはどのような性格のものとして受けとめたらいいのでしょうか。要するに機関決定されたものとして受けとめていいのでしょうか。いわゆるどういう文書と位置づけたらいいんでしょうか。

近藤証人 2月9日ごろ、今のままでは1月29日の文書ではまとまらないので、善後策を対

応しなければいけないということで、要は今年はだめだけれども来年やるようにしたいとい うことでお願いしますと。そういう中身の文書でございます。

鈴木委員 中身に関してではなくて、この文書というのは行政執行上強制力のある、いわゆる公文書なのか。要するに知事から決裁をもらってあるから、例えば一般的な例で言いますと、メモであっても、単なるワープロで打ったものであっても、これは知事の意思を、行政の最高執行責任者としてのいわゆる文書だと位置づけるのかという部分で私はお聞きしているんです。

近藤証人 法律とか条例等の関係ではよくわかりませんけれども、これで確認をとっておりますので、いわゆる公的な文書ではあると思います。

鈴木委員 次にお伺いいたしますが、先ほどから論議されています2月17日に土木部長から 知事後援会幹部への確認を要請されたと。その内容は15年度入札対象の佐久南部の対象業者 をどうするかというこの部分だと思うんです。この要請を近藤証人はどのように受けとめら れたのか。それから一歩踏み込んで、知事後援会元幹部からどのような回答を得られたのか。 そしてどういう形で土木部長に回答されたのか。さらに今と同じお尋ねになりますが、その 回答の文書は、いわゆるどのような性格のものであるのか。御認識をお示しください。

近藤証人 小市部長の方から私のとり方ではお知らせしてくれよというように感じましたので、知事後援会幹部の方にはお知らせしました。それで知事の了解も得ていますので、この方向でもって下水道課はやっていただきたいということでございます。

鈴木委員 次に矢澤証人にお伺いいたします。メモ等は御提出している中で、一部重複すると思いますが確認いたしますが。委託あるいは工事請負企業においては、定められた業務をきちんと履行する、あるいは請負った工事を規格どおりに完成されるということは、これは当たり前の話なんですね。これ大前提だと思います。下請については入札契約後に、いわゆる受注者の責任における自由裁量に私は任せるべきものだと思っておりますし、この今までの例からいってもそうだと思うんです。ですから下請の入札条件を付すということは、発注・受注者の契約の対等性を欠くものであって、発注者側の片務性、要するに偏った片務めですね。片務性のあらわれで疑問であると私は思います。

第1点目として、随意契約において下請の入札条件を付すことについて、疑問は感じられなかったかどうか、まず第1点、それについていかがでしょうか、矢澤証人。

矢澤証人 14年度の中間以降、建設工事について下請、県外業者の入るような大規模な工事について、下請30%以上とか20%以上とか、そういう入札条件を付してやってきたもんですから、そういう経過の中で県の方針として建設工事を含めてやっているものですから、そういう方針の中で横並びでやっていったということで、特に疑問は、本来なら私は、先ほども

言いましたように下請自体はあまり、育成の面からいくとJVの方が出資割合をはっきり文書で契約してやっているものですから、JVが好ましいんですが。JVは談合の温床でまずいというような県の方針だったものですから、下請もこれもやむを得ないものだという認識の中でやっておりました。

鈴木委員 では関連して、下水道公社に対して、この下請条件を付すことに対して文書で指示されましたか、口頭でしたか、どのような形で指示されましたか。

矢澤証人 下請条件につきましては、下水道公社と県下水道課で協議している中でも、下請については認めていこうという状況だったものですから、そういう中でこの17日の内容についても、田中技術専門幹がファックスで下水道公社へ渡して、こういう方針になったということで、公社の方へお知らせしたというかお願いしたという経過でございます。

鈴木委員 したがいまして、公社との話し合いの中で、ファックスにおいてということなんですが。公社からは下請条件について具体的な、当然相談があったということでよろしいんですね。

矢澤証人 1月21日に12月25日の回答をつくった経過の中で、下水道課と公社で相談の中で 出されたものです。

鈴木委員 そうしますと、結局入札になりました。入札のあと下請の状況について、下水道 公社からどのような形で報告を受けられたか。部長あるいは知事にどのような内容の報告を したということなんですが、当然政策秘書室の、きょうの近藤証人を通じて具体的な報告を されたかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

矢澤証人 15年度の入札、随意契約の結果ですか。それは、私、15年4月1日で出てしまったものですから、その当時の報告する立場になかったわけです。

鈴木委員 そういたしますと、これ矢澤証人にお聞きしてもわかるかどうか。実は過日私ども記録を請求いたしました提出記録の中のナンバー14の中に、下請覚書の概要と、それから覚書の原稿があるんですが。下請額の算出根拠まで記されているんですね。これはどこで作成したものか、おわかりになりますか、矢澤さん。

矢澤証人 15年4月1日以降のものだと思いますので、ちょっと私ではわかりません。

小池委員 それでは伺いたいと思います。近藤証人、お願いをしたいと思いますが。先ほどから話があります2月14日、17日の件でございますが。知事後援会幹部に伝えたのは好ましくなかったと言われているわけでございますが。その当時、なぜ知事後援会幹部に伝えようと思ったのかについて、もう一度確認をさせていただきたいと思いますが。これにつきましては、先ほど小市部長からそのようなニュアンスのお話があったということの答弁があったと思いますけれども。そこら辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。なぜ好ま

しくない知事後援会幹部に話すようになったのか、伺います。

近藤証人 小市部長の方から、私の受けとめではお知らせしてくれよというようなニュアンスだったというふうに覚えていますので、それでお伝えしたということでございます。

小池委員 そうしますと、近藤証人がそれを受け入れた、近藤証人としてその小市部長の本来あるべきではないそういった行為を受け入れたのはなぜでしょうか。近藤証人がその土木部長の好ましくない行為を受け入れたのは、なぜそのときに近藤証人はその言葉を受け入れたのでしょうか、伺います。

近藤証人 他部局ではありますけれども、部長さんからのお話だということが外にはありますけれども、いずれにしてもこの時間的にもう大変忙しい状況になっているので、それなのでとにかくある一定の結論のところにたどり着きたかったという気持ちだったと思います。小池委員 14日から17日の経緯の中で、知事から知事後援会幹部に相談してみてはというような指示が出ているということは、近藤証人は承知しておりましたか。

近藤証人 承知しておりません。

小池委員 そうしますと、近藤証人としては、土木部長からそういった指示があったからやったんだと。ということはこの好ましくない行為をしたのは、土木部長に責任があるというようにも、今、私が伺った話をつないでいくとそのように受け取れるんですが。その辺を整理してもう一度、好ましくない行為をした経緯の責任はどこにあるのか伺いたいと思います。近藤証人 ですから、私はそういうふうに感じてお伝えしましたので、感じてお伝えしたことの好ましくない行為は私にあります。

小池委員 そうすると、好ましくない行為をしたのは近藤さんにあるということなんですけれども、もう一度聞きますよ。そういった一連の行為は、土木部長から指示があったからやったと先ほど言われましたね。そういうことですよね。今聞いたばかりですから。指示を近藤さんにしたんです、そういうことですよね。だからその責任は、つないでいくと土木部長に指示されたから近藤証人はやったということだったんですけれども。そういうことでよろしいわけですよね。その点を伺いたいと思います、もう一度。

近藤証人 小市土木部長さんに責任があるかどうかについては置いておいて、私がそういうふうに感じて、私がやったことは私が悪いんであって、小市部長がどうだこうだという話は、それは私がお答えする中身ではないと思いますけれども。

小池委員 ですから判断したのは近藤さんなんです、指示したのはどなたですか。そうするとそういったことを近藤さんに、知事後援会幹部に話をするようなことを伝えたのは土木部長ということでよろしいわけですね。そのお二人のやりとりの中では土木部長だったということですね。知事後援会幹部に伝えると判断をした、近藤さんにそういった話をした人は、

土木部長に言われたからそういった行為をされたということでよろしいんですね。ほかから あったんですか。

近藤証人 土木部長の話がきっかけでそのような行為になったというのは、そのとおりでございます。

小池委員 その言葉を、きっかけではなくて、お二人のやりとりでやったんでしょう。きっかけということではなくて、お二人で話をして、土木部長からそういった話があったから近藤さんが判断してやられたということですから、そういった一連の動きの始まりは土木部長の話から知事後援会幹部へ話をしたということでよろしいわけでしょう。その言葉を別に変えなくてもいいんですよ。一連のその流れを聞いているだけですから、そういうことですね。そこら辺のところをもう一度、わかりやすい言葉で言っていただければ結構だと思いますが。近藤証人 私の認識では、小市土木部長がお伝えしてほしいというふうに、私は理解しました。ただ、午前中も言いましたけれども、直接的に知事後援会幹部に確認しろよと言ったかどうかの記憶はございません。

小池委員 わかりました。それでは、いずれにいたしましても、そういった一連の中で、知事後援会幹部とは14日もお会いしていると。そして17日も知事後援会幹部に伝えていると。今回の件の中で、知事後援会幹部がそこに介在をしておったということについては事実であると。知事後援会幹部抜きで今回のこの17日のところまでは来ていなかったようにも、私が聞いたところではうかがえるわけでございますが。近藤さんが政策秘書室として、知事後援会幹部へその話をつないだという事実については、確認をさせていただきたいと思います。そういうことで会ったわけですね。

近藤証人 メモに記載したとおり、会っております。

小池委員 わかりました。それで、12日の近藤さんの答弁の中に、その後の入札の経過書を 大月さんが下水道課から求めて知事に提出したという証言をいただいておるんですけれど も。そういうことでよろしいわけですね。

近藤証人はい。

小池委員 ということは、知事部局にはその入札の経過書が下水道課から行っておるという ことだと思います。ということは、これは知事が見ておるということですね。

近藤証人見ていると思います。

小池委員 入札の経過書というのは、それはどういう内容のものなんでしょうか。

近藤証人 田中技術専門幹のところにお願いして、持っていってそのまま渡していますので、 詳細の中身については見た記憶はございません。

小池委員 田中証人に伺いたいんですが、どういう内容の、どういったことが書かれておる

ものなんでしょうか、それは。

田中証人 まず一般的に、入札を何社かしたその会社名と、それから値段ですね。いくらで 札を入れたかと。それから多分決定までの、どこの業者さんがとられたというのは、通常の 入札経過書ですから。それを求められておりましたので、結果をお持ちしたと思います、政策秘書室の方へ。

小池委員 それはどなたにお渡しをしたのかということで、その時点では下請、入札したばかりなもので下請条項まで記載してあったかどうかあれですけれども、その点についてはいかがでしょうか。どなたにお渡しして、どんな話をされたか、覚えておられますでしょうか。田中証人 私としては近藤さんかと思いますけれども、もしかしたら大月さんかもしれません。それから下請については一切書いておりませんので、その話は何もございません。

小池委員 そうしますと、近藤証人は、知事部局と言いますか、知事のこれ指示ですかね、 どなたの指示だったかちょっと伺っておきたいと思うんですが。この入札経過書を知事のと ころへ届いたということなんですけれども、どなたの判断でこういったことをされたのか伺 いたいと思います。

近藤証人 前回もお話しましたけど、大月君の方からもらってきてくれということで言われて、それで報告しなければいけないからということで、私がもらって彼に預けて、ほかの案件のときに一緒に渡していただいたというふうに思っておりますが。

小池委員 そうしますと、今度は、はっきりしなかった点が、大月さんから言われて近藤さんが田中利喜夫さんから受け取ったということであるわけですね。そういった点と、なぜそれが必要だというようなお話はありませんでしたか、近藤証人。

近藤証人 事実はそういうことだと思います。そしてまた、今回いろいろごたごたがあったので、それなので報告しておかなければいけないよということで、彼が報告してくれたんだというふうに思います。

小池委員 ここでちょっと伺いたいんですが、近藤証人は、政策秘書室にその後いつまで在籍をされたわけでしょうか。

近藤証人 前回もお話いたしましたけれども、平成14年11月17日から平成15年10月18日まででございます。

小池委員 そうしますと、その後、知事後援会幹部とは、17日以降、何回お会いになっておるか覚えておられますか、日にちと。

近藤証人 前回もお話しましたけれども、おいでになられて、だれかが対応をするんだけれども、だれもいないときについては、私がコーヒー等を入れたことがありますけれども。これ以降ですね、接点も何もございませんので、それこそ雑談の域を越えてございません。

小池委員 わかりました。そうしますと、確認をしていきたいんですが、今回、この百条委員会において、先ほどの答弁ですと知事後援会幹部が下請に入ったというのは初めて聞いたという発言もあったわけですが、その点につきましてもそういうことでよろしかったのか。今の答弁ですとそれ以降も会っていないと、ほとんど。雑談的な話しかしたことはないと。そして入札の件も、今回まで知らなかったということでよろしいんですか。

近藤証人 下請でとったという話は、前回の小池委員さんの指摘の中で、とっていますよという話を聞いて、初めて知った次第でございます。それから、制度改革に伴うものについては、信濃毎日新聞に連載する前日に、こういう経過があるけどこの文書は見たことがあるかということで、信毎の記者から見せていただいて、それがどうしたんですかという話をした中で、実はこれこれこうで落札しておりますという話を聞きました。

木下委員 お疲れのところを申しわけないですが、近藤証人にお願いしたいと思うんですけれども。下請のことでございます。2月14日から17日にかけまして、2社で1社10%以上ということで切りかえるときに、急激な変化は大変だろうということで30%を10%下げたとこういう御配慮があったようでございまして、これは大変緻密と言いますか、行き渡った配慮をされたというふうに思うわけなんですけれども。先ほどの話のように、あとで知ったということではありますけれども、実際に私ども、手元へいただきました下請に関する報告書を見ますと、15年からこの知事後援会幹部の企業が4つの施設のうち2つの施設についての下請に入っているという状況でございまして、しかもその、これは千曲川上流と下流でございますけれども。特に千曲川の下流につきましては、下請率が40%になっていると。そういう大変な状況になっているわけなんですね。

そういうことを見ますと、私は、先ほどこの知事後援会幹部という方は私利私欲のない方だというふうに考えておられたというふうに、最初はそういう感想を述べられておりましたけれども。入札に参加してからまたちょっと違う感じを持ったとこういうお話もございましたが。入札の問題もありますけど、それ入札は17年になってからなんですよね。15年も、そして16年も、同じ状況で下請をずっとやっていると。先ほどお話があったように、急遽とか暫定とか当面とかそういう問題ではなくて、そういうことが2年も続いたそのあとまた入札に参加していると、こういう状況であったわけなんですけれども。この事実をとらえて、本当にこの人は私の利益にとらわれていないと、全体のことを考えていた人だと思っているのか、その点についてと、こうした動きについて、どういう所見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

近藤証人 県政改革に私利私欲がなくて取り組んでいたと、当時認識して折衝しておりましたけれども。今、40%という話も初めて、私、木下先生からお聞きしたんですけれども、怒

りを本当に感じています。

倉田委員 お疲れでございますので、簡単に確認だけしておきたいと思います。先ほどから 近藤証人は、1月20日ごろ大月さんに言われて、それから言ってみればこの問題にかかわる ようになったということで。そして、最初の文書の作成が1月29日だということでございますけれども。その経過の中で、下水道課とも相当勉強をし合ったという話がありますけど。ここに、1月23日に田中専門幹の近藤さんとのやりとりで、「下水道公社改革の方向」についてというのがあるんですけれども。そこで、具体的には技術援助に対する対価は徴収していないとしているけれどもとっているのではないかと。あるいは経常JVの考え方については、1処理場をとればほかは受注できないのではないかとか。それから入札方式の経緯については、5年セット契約、3年セット契約、設定の経緯、今までと今後の比較、平成15年4月1日からの予定価格を公表するのか、平成15年4月1日契約の運転管理委託から実施予定をすると。それから入札の、例えばランクを撤廃することによって入札参加者をふやせないかとか、こういうやりとりがあるんですよ。そのやりとりの中で、そういう勉強というかやりとりをしたということは、田中専門幹、それから近藤証人、お二人にお聞きします。

田中証人 近藤さんに下水道を御理解いただきたいということで、いろいろそういったお話はしてございます。

近藤証人 懇切丁寧に説明していただきました。

倉田委員 それでこの1月23日、午後5時、近藤主査へ説明、宿題2件とこの文書のところにあるけれども、この宿題2件というのは何だったのでございましょうか。

田中証人 そのメモを持っていないので、ちょっとあれですが、1月23日の私のつけていた 経過の中ではこういった説明をしたというのがございますが、ちょっとすみません、記憶に はないんですが。

倉田委員 そうですか。これ田中証人が書いた、ちょっとよろしいですか。よかったらちょっとこの説示録というんですか、ちょっと見てもらいたいんだけれども。

小林委員長 ではそれを許します。

田中証人 これは私が書いたものでございます。宿題2件というのは、ちょっとよく読み込まないと。次のところに書いてあるんですか、ちょっとすみません、定かでないんですが。 倉田委員 そういう点では、そういうやりとりの中から、それ返してもらわないと今度次の質問へ入れないので。そういう経過の中で言えば、私は基本的に言うと、12月25日に出された知事の改革の方向というものを、近藤証人としては、その方向で具体的にどうやって詰めていくかということが、ある意味では任務だったと思うんですよ。そういう点では、29日のあの文書というのは、ある意味では1月21日の検討結果を受けたあと、下水道公社の。その

中でより下水道改革の方向へ近づいていく方針として出されたのが、29日の言ってみればあの文書だと思いますけれども。この文書の作成過程では、例えば下水道課とはよく事前に相談されたけれども、後援会の幹部との接触というのは全然、この29日の文書をつくるまでには、例えばちょっとその素案を見せてちょっとどういう感触かとかいうのは、そういうことは一切ありませんでしたか。

近藤証人 一切ございません。

倉田委員 わかりました。そういう経過からいくと、1月29日のいわゆる文書でいけば、これでいけば言ってみれば知事の改革の方針も一定程度そこに反映されてよかったわけだけれども、それを市町村に問い合わせたら全然難しいということで、そして2月14日の急遽方針が出るわけでございますけれども。

先ほどその方針を出したときに、この文書を出して、13時から小市部長と、それから知事 後援会幹部と近藤さんの3人で話をしたと。ここでは「知事の了解をこれでとりたい旨を話 し」と書いてあるんだけれども、さっき柳田委員の質問の経過の中で、このときに、言って みれば当初の方針はもう今回は無理だからというふうに話をしたと。当初の方針は無理だか らというふうに話をしたのは、知事後援会幹部に対して話したわけですよね。さっきの近藤 証人の言い方からすれば、私はそうではないかと思うんだけれども。もう一回そのことだけ 確認をさせていただきます。

近藤証人 当初の方針というのは、下水道課、それから下水道公社の方で説明会を開いていただいておりますので、そのことでございます。

倉田委員 ということは、近藤証人、当初の方針はだめだということは、1月29日のいわゆる近藤証人がつくった知事決裁を受けた文書というのは、当然1月29日から2月14日の間に、知事後援会幹部にもこの方針は提示されていないと、当初の方針はだめだという話にならないわけだけれども、そういうことでよろしいですか。

近藤証人 そうではなくて、説明会を開いていただいていますよね。だから皆さんに、市町村とか業者の方に説明をしていっていただいていますので、それはどうもまとまりそうもないよと。そういうことで当初の案ということで言っていますけど。

倉田委員 そうすると市町村やいろいろな業者さんにその間説明した中で、例えば知事後援会幹部はそれを知ったと。基本的に、その知事後援会幹部に、当初の方針はだめだよと言ったのは、もう少し具体的に言うとどういうことなのか。当初の方針というのは、1月29日に決めた方針を市町村に説明したけれども、これはとても無理だよと。そしてこの文書に変わりますよとこういうことなんですか。そのことを知事後援会幹部に説明したということなんですか。

近藤証人 公社が説明をして歩いて、それで大変な目に遭われたわけなんですけれども。そういう状況の中で、今年は基本的には提案したことは無理ではないですかということで、私ども考えて、今年はだめなので来年以降しっかりやっていくということで、こんなようなふうに考えていますよということで、2月14日の文書になります。

倉田委員 ということはあれですよね、当初の方針がだめだったという、ある意味では見返りの中でこの14日の方針が出てきたというふうに、裏返して言えば理解ができる。それから、そういう点では15年度以降頑張りますからと、そういう方向に持っていきたいからというのは、その15年度以降そういう方向に持っていきたいというのは、例えば近藤証人が思っていることはどういう中身だったんですか。

近藤証人 市町村からいただいております技術支援料については、できるだけ少ない方向にして、それに見合った部分の、要するに人を減らすと。それから将来的には市町村が責任を持って管理できるような体制になればいいのではないかと。それから管理業務等については、できる限り県内の業者が受注するような方向で持っていっていただきたいという内容でございます。

倉田委員 そういう方向、15年以降にという文書の中で、「検討を早期に具体的かつ詳細に行うこと」という、この1行の中に言ってみれば近藤証人の思いが含まれていると。これを15年以降頑張りますと言ったというのは、その主体は、知事後援会幹部に対して、政策秘書室としてはこの実現に向けて頑張りますという意向で申し上げたわけですか。

近藤証人 いいえ、それは違います。12月25日に知事がこの方向でということで土木部長に お渡ししていますので、知事がその方向でやるようにという指示を出していますから、その 方向でもってとにかくやってくださいと。そういうことで、知事に対して言っております。 倉田委員 知事に、そうするとこの話は、今の話は知事に対して近藤証人がそういう方向で 申し上げたということですか。

近藤証人 知事に、こういうことでもって今年はできませんと。ただ来年は、12月25日に出された方針の方向でやるということで、とりあえず処理させてくださいという中身が2月14日のこの文書でございまして。これを他の案件と一緒に大月企画員の方で報告していただいたと。それで了解を得て、いわゆる今年はだめだったということについて、知事も了解をしたということでございます。

倉田委員 さっきの柳田委員の尋問に対しては、知事後援会幹部と話したときにそういうふうに言ったと言っているから、私は尋問をしているんで。知事後援会幹部に対して、今年はだめだったと。そして今年は無理だとおっしゃったというから尋問しているんだけれども。そういうことは、知事後援会幹部に言ったわけではないんですね、さっきの発言でいうと。

近藤証人 すみません。ここに書いてある文書は、知事に向かって言っていますけれども、 このペーパーを小市部長と一緒にお渡しして、こういう方向で考えていますということは、 知事後援会幹部に伝えています。

倉田委員 わかりました。それでは確認しますと、そういう点でいうと、その時点だけ取り上げますと、知事後援会幹部と田中知事は、ある意味では表裏一体の関係だということを理解したとそういうふうに、私ども見ていると、知事後援会幹部に言ったことと知事に報告したことが同じですからそういうふうに見えてしまうのだけれども、そういう見方でよろしいですか。

近藤証人 ですから伝えてはいますので、私の理解で、17日の文書も知事後援会幹部に伝えてくれと私は理解しましたので、知事後援会幹部に伝えています。そういう事実はあります。 それと県政改革を一緒にやられているということでは、一体だったと認識しております。

毛利委員 近藤証人に御確認をお願いしたいわけですが。2月14日に「下水道公社について」ということで、平成15年度の方向性について一定の方向を出した中で、小市部長が全体の要領を理解して帰ったあとというか、そういうことですよね。随意契約にするといっても随意契約にできないところがあるということで、これについて、先ほどいただいた近藤さんのメモでは、「期限切れ等あり、もう少し詳しい指示がほしい」というような話があったということで。これについては、先ほど土木部長の言い分を、このことを知事後援会幹部に伝えてほしいというニュアンスにとらえたので伝えたというふうにおっしゃっておりますが。小市土木部長は、具体的な内容でこれについて確認しろと言った事実はないということでよろしいでしょうか。

近藤証人 期限が切れてしまったようなやつがあるんだけれども、もっと細かい話はというお話はありましたけど、個別具体的にどうこうという話はございませんでした。

毛利委員 それから先ほど何度か確認するということと、伝えるということでやりとりがありましたが。その違いについては、先ほど近藤証人についても解明というか御説明いただいたところでありますが。この問題では、たまたまここの問題になってくることの中で、矢澤証人から出されたメモの中に、知事後援会幹部に確認をお願いするというセンテンスがあったので、そういうことになっているわけですけれども。確認をしたという事実はあるのかないのかということなんですが。

近藤証人 こういうことですよということで言ったと。それに対して、いいとか、悪いとか、そういうことは求めていないし、言いもしなかったということでございます。

毛利委員 では今のことで確認させていただきますが、いずれにしても伝えただけであって、 そのことについて何らの返答や変更を求めて、それについて対応するということではなかっ たということでよろしいですか。

近藤証人はい、そういうことでございます。

林委員 矢澤証人におかれましては、この非常に時系列的なメモをいただいておりますけれ ども。これについて、他の証人の証言等も含めて、これが記憶違いであるとか、あるいは若 干違っていたなんていう箇所はありませんか。

矢澤証人 私の内容についての誤りはないと思います。

田中証人 私は矢澤メモをいただいてございませんのでわかりませんが、私のつくったメモはこのとおりだと思っております。

林委員 近藤証人に1点だけお伺いします。2月14日に最終的な15年度の方針、随意契約でいくと。下請2社で1社10%以上ということで、17日にファックスを下水道課から公社へ送っていますけれども。それ以後、証人が在籍した政策秘書室に知事後援会幹部がどの程度で見えられたのか、その点だけお伺いします。

近藤証人 4月の中ごろまでは非常によく見えておりましたけれども、それ以降はだんだん と減っていったのかなという感じですけれども。

林委員だんんと減って、顔を見せなくなったのはいつごろでしょうか。

近藤証人 顔を見せなかったというのは、私がいたときにはなかったと思いますけれども。 髙見澤委員 すみません、1点だけ整理をし、確認をさせていただきたいと思いますが。ま ずは先ほど来各委員から3人の証人に尋問している中で、2つの文書がございます。これは 一つには2月14日に最初につくられたという平成15年は随意契約でいくという内容の文書。 もう一つはファックスとなった文書ですね、随意契約ではなくて下請を入札条件とするとい うファックスになった文書。これは近藤証人が2つとも御自分でつくられたと。まずこれは それでよろしいわけですね。

近藤証人はい。

髙見澤委員 それで先ほど、14日なのか17日なのかわからないけれども、小市土木部長に渡したということを証言されておりますが。2つとも同時に渡されたのでしょうか。近藤証人、お願いいたします。

近藤証人 メモに書いてございますけれども、2月14日付については、2月14日の13時、知事後援会幹部と3人で面会しているときでございます。2月17日のものにつきましては、一番最後の欄に書いてありますが、2月14日の時間外か、あるいは2月17日の早朝か、どちらかだったかと思います。

髙見澤委員 矢澤証人にお尋ねしますが、もし17日の朝、2つの文書が仮にあったとしますね。土木部長が持っておられたとした場合は、いかがでしょうか、こういうような動きはな

かったと思うんですが。ということは、2つの文書が14日につくったと。それで小市部長に14日か17日かどちらかわからないけれども、14日の文書は早くに来ていたと。だからそれは皆さん方が協議されているから、もう時間切れだよという話になった。それで17日のファックスとなった文書につきましては、17日の朝かもしれないと言いますけれども、もし17日の朝、下水道課にあったとすれば、最初にもう届いていたとすれば、このような動きがなかったと思うんですよね。部長に尋ねてちょっと聞いてくださいとかというその作業がなかったと思うんですが。その辺のところはいかがでしょうか。

矢澤証人 17日の文書は、14日の文書を受けていろいろ市町村へ連絡したあと、内容をよく見たあとで確認する必要があるということで、17日に確認したものでございます。

高見澤委員 わかりました。いずれにいたしましても、今までの流れの中ではおおむね確認はできましたが。非常に、そのファックスとなった文書の流れが非常にあいまいと言いますか、まだまだ確認はとれていません。これはまた小市部長に、また出頭いただいてその辺のところをお尋ねしなければならない課題であろうかと思いますけれども。いずれにいたしましても、そのファックスとなった文書は、近藤証人は14日、もう既に後援会幹部との、伝えたではなくて確認をしている部分のところで、もうその10%という話の、ファックスの文書のたぐいについては、もう承知をしていたのではないでしょうか。その辺のところをお尋ねしたいんですが。

近藤証人 私のつくりましたメモの「時間?(クエスチョン)」というのが下の方にあるかと 思うんですけれども。「大月企画員または近藤で、知事後援会幹部に(案)を伝える」とい うことで、私は記憶しておりますけれども。

髙見澤委員 ではこれ以上はお尋ねしませんが、いずれにいたしましてもこのファックスとなった文書の流れ、それが作成される過程、それぞれ、その辺のところが非常に、まだまだ私から見れば疑惑があるということでこの尋問を終わります。

下村委員 近藤証人にお伺いいたします。知事後援会幹部が、初めて会ったときかどうかわかりませんけれども、究極のボランティアをしているという発言があったようでございますけれども。そのときに、それからあとに続いてもあれなんですけれども、この知事後援会幹部から知事後援会に対して非常に大きな寄附行為がなされていると。こういうことは承知しておりましたか。

近藤証人 承知しておりません。

下村委員 こういうのは、大変センセーショナルに知事選が行われて、みんなが興味を持って、ウェブ上なんかも見ていたと思うんですね。それで2000年の9月に100万円、それから2000年の12月に20万円、それから2002年の8月に100万円、このような寄附行為がされてお

るわけでございます。それで、特にその利害関係のある業界の方だという中で、非常に透明性と言いますか、疑惑を持って通常であればかかるんではないかとこのように思うわけですが、その点はなかったですか、近藤証人。

近藤証人 疑惑が出てきたのは、この案件が発覚してからだと思いますので、私はそういう 認識でございます。

下村委員 案件が出てからということでございますので、それを信用いたしまして、お聞き することは以上です。

小林委員長 以上で矢澤久男証人、田中利喜夫証人及び近藤眞証人に対する尋問は、一応終了いたしました。証人におかれましては、長時間まことにありがとうございました。退席して結構でございます。なお、矢澤久男証人、近藤眞証人におきましては、再尋問の場合もあるうかと思いますので、控え室で待機をお願いいたします。ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩時刻 午後2時53分

再開時刻 午後3時18分

小林委員長 休憩前に引き続き、証人から証言を求めます。本日、午後に出頭を求めました 証人は、元県土木部下水道課長田附保行さんであります。

お諮りいたします。証人田附保行さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいと の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、証人田附保行さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、テレビカメラの撮影は後方からのみお願いします旨の申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、証人田附保行さんの入室を求めます。

[田附証人 入室・着席]

田附保行証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のために御協力をくださるようお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100

条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、弁理人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。 傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願い たします。

田附保行証人、宣誓書の朗読を願います。

「田附保行証人、宣誓書を朗読]

御着席を願います。

この際、お諮りをいたします。田附保行証人と、先ほど証言を求めました矢澤久男証人と 近藤眞証人を同席の上、重ねて証言を求めることとしたいと思いますが、これに御異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。それでは矢澤久男証人と近藤眞証人の入室 を求めます。

[矢澤証人、近藤証人 入室・着席]

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより田附保行証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにしております。

まず田附保行証人にお尋ねいたします。あなたは田附保行さんですか。

- ○田附証人 はい、田附保行でございます。
- ○小林委員長 現在の役職名をお述べください。
- 〇田附証人 長野県計量検定所技術幹。

小林委員長 次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

下村委員 田附証人に尋問をいたします。田附証人は、長野県の職員として、土木部下水道 課長の、その前の経歴をお教えください。

田附証人 私が下水道課へまいる前は、日本下水道事業団に出向いたしました。それから、 出向していたところから下水道課の方へ異動になりました。

下村委員 下水道課に籍を置いたのは何年何月から何年まででございますか。

田附証人 15年4月1日から16年4月30日まででございます。16年度のときの異動は1カ月遅れまして、4月の末まで下水道課に在職いたしました。

下村委員 田附課長の任期中は、そうしますと16年度の管理業務に対する随意契約等がなされたわけですか。

田附証人 16年度のいわゆる運転管理業務の入札は、私のときに実施いたしました。

下村委員 その中で、千曲川の上流域の随意契約がございます。随意契約がなされているかと思いますけれども、間違いございませんか。

田附証人 千曲川の上流処理区の維持管理でございますが、これ15年当時の資料しかございませんが、JVでやっておりまして、16年度につきましても随意契約でそれがされたと思います。

下村委員 この随意契約に絡みまして、平成16年の3月11日の文書がございます。この文書は手元にございますか。

田附証人 3月11日というのはあれですけれども、内容的には入札の中止の文書ではないかと思いますが、私、確認するところがございません。

下村委員 入札中止のあとでございますけれども、随意契約をしてくださいというこの書面

があるわけです。

小林委員長 田附証人、おわかりになりますか。

田附証人 随意契約についての書面については、私は今のところ手元にありませんので、多分それは下水道公社から出ている文書ではないかと思います。

下村委員 これは土木部長名で、担当が田附保行ということで入っております。これは、「平成16年 流域下水道にかかる下水道処理施設運転管理業務の随意契約について」ということで、下記により随意契約をお願いしたいと存じますという文書でございます。それで内容は、諏訪湖流域下水道、それから千曲川流域下水道上流処理区ということになっております。これ覚えがございませんか。

田附証人 今のところ、その文書が手元になくてまことに申しわけないんですが。それは何か正式な文書なのでしょうか、それともファックスか何かで送られた文書なのでしょうか。 下村委員 先ほど申し上げましたように、土木部長印の押された文書でございます。

小林委員長 それでは下村委員に申し上げますが、資料を田附証人にお見せください。それではそれに基づいて、証人、お願いいたします。

(証人 資料閲覧)

田附証人 この文書につきまして、確かにこれ、担当は私の名前になっておりまして、土木 部長の判こが押されていますが。この文書は、今まであまり目にしていないんですけれども。 小林委員長 証人に申し上げます。記憶にないということですか。

田附証人 多分このような随意契約によって維持管理をお願いしなければいけないということについては、当然その必要性があったんですが。この文書につきましては、私は初めて見るんですけれども。大変申しわけないんですが。

下村委員 記憶にないのか、見たことがない、それで自分の名前が入っている、土木部長印が押されているということでございますけれども。そうなりますと、その文書はだれがつくられたのですか。

田附証人 偽造ということでは多分ないと思いますけれども、私の、今のところこの文書に つきましては、初めて見る文書でございまして。それで入札の中止についての文書も出した んですけれども、この文書については、今まで認識がありません。

小林委員長 念のために申し上げますが、記憶にないという証言は、必ずしも本人の有利だという場面ではない場合もございますので、御注意をしながら再度答弁を求めます。

田附証人 それではもう一度正確に申し上げますけれども、この文書からしますと、これは 私が了解していない文書ではないと思いますが、この文書は初めて私、今までその辺の見た 経験がないので、その辺、初めてという感じをしております。 下村委員 先ほど質問したのは、だれがつくったんですかという、今、尋問の中で申し上げ たんですが。ではだれがそういう職務をやっていたんですか。

田附証人 当然これは、こういうようなお願いはしなければならないことはもう、実際にあったわけでありますので。県からこういう文書というのは、私も意外と感じております。それで特に一般的には、これは下水道公社の方から、いわゆる再委託をしている業者ですので、一般的にはそういった業者への通知というのは、一般的には下水道公社から通知をされているケースが多いんですけれども。そういう点でも私も、これを見せられまして意外に感じております。それでこれが、だれがつくったかということでございますけれども、これはあくまでも多分当然、担当している下水道課でつくったものだと思います。

下村委員 長野県土木部下水道課の、当時の課長はどなたですか。

田附証人 ここにありますとおり、課長は私でございます。

下村委員 知らないと言われてしまうと、そのあとお聞きするのが難しいんですけれども。 ではすみませんが前例から、矢澤証人さん、そういう担当課長が知らないという事例は、長 野県政の中にあるんですか。

矢澤証人 部長名で出すということは、課長の決裁を受けた上で部長名で出すものと、部長まで決裁を受けるものとございますけれども。課長は、担当がだれで、起案した人はだれなのか、課長自身が決裁していますからある程度、細かい内容はともかくとして、こういう文書が出ているということは承知されているのではないかと思います。

下村委員 今、矢澤証人の答弁からは、田附証人が間違いなくそれは承知をしているだろうという判断ですが、再度お聞きいたします。全然記憶にございませんか。

田附証人 まことに申しわけないのですが、この文書を見るのは初めてでございまして。それで、先ほども言いましたけれども、下水道課でつくったことは間違いないと思います。それで、ましてや土木部長の公印が押されていますので間違いないと思いますが、私とすればこれは初めて見る文書で。内容的にも、これはもうそういうことで、随意契約によってお願いをしなければいけなかったということも当然事実でございますが。先ほど言いましたが、一般的にはこの運転管理、これは民間がやっているのは運転管理業務でございますが、こちらの再委託しているところへの通知というのは、一般的には、下水道公社から出されているのが一般的で、例外的な感じがしているところでございます。

下村委員 知らない人に何度尋問しても答えは返ってこないということなんですけれども。 委員長、こういう事例の場合はいかように対処したらよろしいでしょうか。次への進め方が できないのですけれども。

小林委員長 この際、暫時休憩します。

休憩時刻 午後3時40分 再開時刻 午後3時53分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

下村委員 田附証人におかれては、この文書に見覚えがないということでございますので、これを再度、職印のつかれている伺い書の提出を記録要求いたします。

それでは引き続き尋問いたします。この文書の中にこういう文言があるんです。千曲川流域下水道上流処理区、ここに随意契約を求める文書の中ですから、こういう条件で随意契約をしてくださいというこれは依頼文ですね。その中に、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6カ月間の随意契約をお願いしたいとこういう文言でございますけれども。通常、この半年の随意契約で運転管理を発注するという事例が今までございましたか。

田附証人 私の知っている限りではないと思います。

下村委員 ということになると、この6カ月の随意契約というのは、下水道課の課内でそういう会議とか話題とか、そういう中でそういうことが出たことがございますか。

田附証人 入札を中止する段階で、県内企業優先とした入札というものにつきましては、早く取り組みたいという中で、とりあえず6カ月を随意契約にして、それでその6カ月先についてまた、県内企業を優先とした入札にしてはどうかという話が出たことがございます。

下村委員 その上段にあります諏訪湖流域下水道、これは1年間で随意契約をしてください と。同じ業者にあてた文書で、片方は1年、片方は6カ月とこういうことになっているが、 ではその理由はどういうことですか。

田附証人 その辺の理由はちょっとあれですけれども。当初は、先ほど言いましたとおり、6カ月でお願いできないかという話を、中止になったときの説明会で、今現在、15年度の委託先の業者のところへも行きまして、6カ月で受けてもらえませんかという話はいたしました。それで特にその中で諏訪湖が1年で千曲川の上流が半年ということについては、私も不自然というふうに感じております。

下村委員 確認をさせていただきます。諏訪湖が1年、千曲川上流域が半年ということは、 あくまでも不自然ということでよろしいですか。

田附証人 私の記憶では、一応15年度に委託をされている業者の方へまいりまして、当初は 半年ということでお願いをいたしました。それで実際のところは半年ではとても受けられま せんということになりまして、それで1年ならば考えてもいいということになって、それで 実際のところは1年になった経過がございます。 下村委員 ということになりますと、今おっしゃったとおり、だんだんと記憶が戻ってきたかと思いますが、この文言と言いますか、書類のとおりの打ち合わせ会議があったとこのようなとらえ方でよろしいですか。

田附証人 その文書を出すにつけては、課内と言いますか土木部の中で検討してそれを出していると思います。

下村委員 おっしゃるとおりですね、これ業者側からまた回答がありまして、半年ではとて も困ると。人員の配置やそういうもので困るんだという、これも文書がついております。し かしながらこれ、土木部の下水道課だけの中の、これ会議でございますか。

田附証人 それにつけては、部長とか監理課長も含めた中で検討してきていることでございます。

下村委員 その議事録等はございますか。

田附証人 私はその辺のあれが、残っているとすれば生活排水対策室に残っていると思いますけれども。当然、文書を施行しているわけですから、その文書の施行については、当然文書の内容についてもその中で検討しているわけでございまして、最終結果がその公文書という文書ということで、みんなの了解がとれたと、一般的にはそういうことで。多分議事録的なものは残っていないのではないかと思います。

下村委員 議事録が残らないで、部長、監理課長、それから下水道課担当職員まで含めた会議の中で、議事録がとられていないということ自体も不思議なことだとこう思うわけですが、その点はいかがですか。

田附証人 一般的に、特にその公文書を出すにつきましては、いわゆるその公文書の施行ということが一番の目的といたしますと、公文書の回覧したことによって、回覧の伺いの決裁分が一般的にはそれが一番の議事録というようなふうになっているケースが、一般的には多いと思います。

下村委員 そうしますと、これは入札中止になったのが3月8日。その3日後ということでございますけれども。そうしますと、記憶を新たにしていただいて、話題をかえますけれども、入札を中止にした理由というのは何でございますか。

田附証人 入札を中止にした一番の理由は、入札の要件にかかる問題でございますが。一般的な15年度までの入札は、技術者とかそういったものにつきましては、既に何人以上なければもう入札に加えられないような条件であったんですけれども。16年度の入札におきましては、県内企業を優先とした入札ということで取り組みまして。それで県内企業の技術者の数を、資料がございますがそれで調べたところ、流域下水道は技術者数がかなり多くなりますから、なかなか県内企業にそれだけの技術者数が今現在いるということの条件につけては、

とてもみんな条件的にもはずれてしまうということで、その要件はあくまでも落札してから 業務開始するまでにそれだけの技術者を確保すればいいという内容に、入札を変更した記憶 がございます。

それで、問題は落札日が3月26日だというふうに記憶しておりますけれども、3月26日から、4月1日にはもう既に事業を、業務を開始しなければならないわけで。5日間で技術者等を確保するのは困難だということで、あくまでも落札から事業開始までの期間が短すぎたということが理由でございます。

下村委員 それからもう1点理由がございませんか。

田附証人 その中止になったときの理由はそれですけれども、そのときにたまたまある一つの会社が、入札の公告後に住所を県外から県内に移した業者さんがいました。それで、その業者さんについて、実際のところは入札要件に合致したんですけれども、公告後に住所を移して県内企業というのは、果たして県内企業と言えるかというやはり、私もそれだけの懸念も持っておりましたし、土木部内からもやはりそういう意見は出ました。けれどもそれは別に入札中止の理由ではございません。しかし、中止になった文書にございますが、そのとおりでございますけれども、やはりその辺については今後検討する余地があるというような話になったことは記憶がございます。

下村委員 ということはこれ、入札中止にするのには、何か下水道課、また下水道公社以外からの働き掛けというか、そういうものはございませんか。

田附証人 それは私の知る限りではございません。

下村委員 この入札の公告のあった日は何日でございますか。

田附証人 公告をしたのは、これは下水道公社からしたわけでございますが、平成16年2月6日付で公告をしております。

下村委員 いくら、技術者要員で短期間のために技術者が集まらないと。おそらくこれ、それを業となす者にとっては、これは死活問題ですから、そんなことがこれ通常はあり得ないですね。入札応募をしていくという形の中では。またその要件も満たさないで、本来はそういう仕組みをつくるということ自体が通常は理解ができないとこういうことでございますが。それは本当に県内企業だけを入れるということでそういうことにしたということなんですが、そこへいけば、何で技術力のない県内だけでこれをやらなければいけなかったんですか。

田附証人 県内企業を優先としたもう入札ということにつきましては、これは、私が下水道 課へ来る前に、平成15年2月19日に知事会見で、下水道課と下水道公社に県内企業優先とし た入札について取り組めという指示が、知事さんからもう出されていましたこと。それから 平成15年9月県議会におきまして、陳情がされております。それが県内企業への優先策を講じることについてという陳情で、これが15年9月県議会で採択がされております。それからまたもう一つは、同じ15年9月県議会の中で小林宗生議員さんからの一般質問がございまして、その中でも県内企業はそれだけの能力を持った人がいらっしゃる中で、県内企業へ発注した方が県内のためではないかということが質問されておりまして、それらの理由によって、県内企業優先とした入札というものを取り組んだわけでございます。

下村委員 優先はわかりますけど、優遇ということを言っておりますか。

田附証人 優先と優遇の、私は違いがわからないんですけれども。今の、一番最初の知事会見の中におきましては、県内企業を優先にシフトさせるという表現になっております。それから陳情におきましても、県内企業への優先策を講じることについてという内容で、その要旨の中には、県内企業へ優先策を講じていただきたいということで表現がされております。それから一般質問の中では、先ほど言いましたが、その趣旨を言いますと、県内企業は県外企業から知識を得ていたというふうに聞いているということで、現況ではほとんどが県内企業でおさまるのではないかということの上で、その県内企業は能力を持った人がいらっしゃる中では、県内企業へ発注した方が県内のためということで、これも県内へ発注、いわゆるおさまるということで、県内企業の発注をした方が県内のためではないかという表現になっております。

下村委員 その優先、県内企業、それはもうだれが見てもこれは当たり前のことで、これは みんなが歓迎することなのです。しかしながら、この状況の中でいくと、あまりにも競争性 を持った、県内企業だけに入札させろよという優先でなくて、これはもう県内企業が全部受 注してしまいなさいというような恣意的なものが用いられて、それが優遇ということですよ ね。その中で非常にこの、先ほど出ておりました県外企業でございますけれども。これが公告後、住所を移してこちらへ参入してきたということが、大きなこれは問題になったのでは ないかとこのように思うわけですが、その点はどうですか。

下村委員 しかしながら、長野県内に住所があって、公告後であっても。住所があって、こ

れから法人税も長野県に払う。県内の社員を雇用するということであれば、これは我々から 見ればしようがないのかなとこういうことでございますけれども。それの排除を、それ以上 に強くこれは意識したのではないか思うんですが、その点はどうですか。

田附証人 あくまでも入札の中止は、今言った期間が短すぎるということでありまして。その中で、やはり今言いました県内企業とはどういう企業かということについての、これは別にどうしなければいけないということではないんですが、当然、次回なり何なりの入札においては、その辺についてやはりよく検討して、入札要件というものは検討していく必要があるのではないかという話になっておりました。

下村委員 先ほどから期間が短いという話が出るんですけれども。ではどうしてこれ、このせっぱ詰まった時期に入札にかけなければいけなかったんですか。

田附証人 ちょっと私、実際のその入札の時期がどうなるか、いろいろ制約がございまして、 当然県の予算措置もとらなければ当然入札もできないわけです。それからこの入札の方式が いわゆる資格審査という行程を経ないと入札ができないわけで、今の予算は2月県会へ上げ て例年今までやってきたんですけれども。やはりそういう期間的な制約で、実際のところは 短くなってしまったと。

それで、先ほど言いましたけれども、それまでの県外企業の入札のときには、技術者は何人以上いればということで、もう初めからその技術者数がいないところはもう指名ができなかったわけですけれども。たまたま長野県内についてはそれだけの技術者がそろっていないということで、事業開始までにそれだけの技術者を確保すればいいというふうにしたために、今までならばそれだけの期間で十分対応できたものが、そこで実際のときには期間的に短くて、非常に無理な入札になってしまったと。その辺につきましては、やはり予算措置等も早くやって、早く入札手続を進める必要があったんですけれども。その辺については、やはり入札を早くしなければいけなかったにもかかわらず、それができなかったということにつきましては、やはり発注者側の不備というのがございまして、その辺はやはり反省しているところでございます。

下村委員 通年ですと、大体入札公告、12月の中旬ごろされていると思うんですね、この維持管理の関連は。どうしてこのときだけ2月にずれ込んだのか、それをもう一度お聞きします。

田附証人 私も今までこの入札については、16年度は取り組みはいたしました。だけどそれ前の入札の取り組み等につきましてはちょっと把握していなくて、何で遅れたかは私も理由がわからないわけですが。結果的には、いずれにしても県の予算措置が一番の障害になって、落札日が遅くなってしまったと理解をしております。

下村委員 どうもこの入札にかかっては、恣意的に何かが、土木部の皆さんの技術的な観点からの動きではないと、私は感じております。その中でお聞きします。田附証人は、今話題になっております知事後援会の幹部、この方と初めてお行き会いしたのはいつですか。

田附証人 この間のメモがございますけれども、4月17日が初対面でございます。初めは、 知事の後援会という、確か名刺をもらって、下水道をやっているという何か名刺をいただい たんですけれども、後援会の幹部というのは知らなかったんです。

下村委員そのときの話題は何だったですか。

田附証人 4月17日のメモにあるような内容だと記憶しております。

下村委員 今までのこの調査の中で、本人を前において非常に言いづらいんですけれども、 田附さんが土木部の下水道課長になられてきたこの過程でございますけれども。何か特別な わけございましたか。

田附証人 特別というわけではありませんけれども、いわゆるチャレンジ制度というのがございまして。私も下水道の関係は、千曲川の下流の管理事務所に3年一応おりました。それから下水道課へ来る前は下水道事業団に2年おりました。それで下水道課へ来たわけですけれども。特に下水道の設備費がかなり高いというようなことで、かなり関心を持っておりまして、その辺について大分チャレンジの中で、私の意見を申し上げた記憶がございます。

下村委員 失礼な聞き方になります。では適任の職場であったとこのような理解でよろしいですか。

田附証人 はっきり申しまして、チャレンジした内容も、内容と言いますか、こういうような仕事をしたいということについての内容と、やはり下水道課へ課長として来たんですけれども、その業務と内容とは大分かけ離れておりました。それで、私自身、はっきり申しまして、下水道課というのはあまり私の能力に合った職場ではないと自分で考えておりました。下村委員 その自分の能力を発揮できる場所ではないという、御自分の考えの中でチャレンジをされたと。ほかにも何か併設でチャレンジをしたところはございますか。

田附証人 私のチャレンジの内容ですけれども、どちらかというとこういう本課と言いますか、そちらの方の職場ではなくて、むしろ建設をしている職場の方が私とすれば合うのではないかと。特に私の場合は、採用が機械で採用されて、技術屋でございますけれども。機械で採用されておりますので、一般的には例えば千曲川流域下水道建設事務所というのがございますけれども、そちらの方には土木の技術屋さんは結構多いんですが、機械とか電気も実際にはかなり関係あるので、そういう方で私の能力が生かせればという内容でのチャレンジをいたしました。

下村委員 これは本当に言いづらいです。御勘弁いただきたいと思います。土木部長であっ

た小市証人も、ちょっと意外であったとこういう言われ方をしております。ということになりますと、委員会の委員として、これは真相を究明していくという形の中で、現在の長野県政、これが非常に利益誘導される中で、この仕組み以外に人事にまで介入がされたとこのような理解をせざるを得ないということでございますが、それについて田附証人は何かお考えございますか。

田附証人 私としますとチャレンジをしたわけで、チャレンジの内容は実際には、仕事の内容が大分食い違って、同じ下水道ではあるんですけれども、違った職場へ来てしまったということについて、それはどういうふうに上の方で判断してそうなったのか、私の方ではわかりません。

下村委員 これは公表するべきことではございませんけれども、本人のことがメール上で飛び交ったことも多分うすうすは御承知かと思います。そのような中で、この入札のトップであったり、そういうことがなされたということで、非常に疑念をいだいております。尋問を終わります。

髙見澤委員 それではお願いいたします。先ほど下村委員からありましたが、田附証人が土木部下水道課に在籍した期間はわかりましたが、担当事務を改めてお伺いいたしたいと思います。お願いいたします。

田附証人 一般的には課長は全部のその課の総括ということで、特に直接的な担当は持っておりませんでした。

髙見澤委員 それでは田附証人は、先ほどもポストチャレンジとして下水道課長になられているわけでありますが、配属された際、課長として当然何か、下水道課で課題となっているのは、何が下水道課で課題となっているのかは承知していたと思われますが、念のためお伺いをいたしますが。先ほどは自分でもその下水道委託費が高い、あるいは機械・電気の能力を生かしたかったということをおっしゃっていますが、それ以外にございますか。下水道課で課題となっていたのは何か承知をしていたか、お願いをいたします。

田附証人 そのときの下水道課として問題になっていたことについては、私は知りませんでした。ただ、一般的に下水道事業というものが大分赤字になっているケースが多くて、ほとんど黒字というのはないんですけれども。それが大分市町村だとか県の財政を圧迫しているという認識ではおりました。その程度の考え方はあって、それに対しては何か手だてを考えたり、何か対策をする必要があるのではないかというような考え方は持っておりました。

髙見澤委員 それでは田附証人は、その課題をどのように処理をしていこうと思いましたか。 田附証人 それは、なかなか単純にはいかないことでございますけれども。やはり下水道と いうものは、大体構造的にはほとんど同じ、例えば標準法とかOD法とかというのがありま すけれども、そういうOD法ならOD法でほとんど設備が同じわけでありまして、その辺の 設備がかなり共通の中で、そういう規格的なものをやっていけばかなり設備は安くできるの ではないかというような認識は持っておりました。

高見澤委員 田附証人、念のため次の記録文書を知っているかお尋ねいたします。これは「はい」「いいえ」だけで結構です。先ほども出ましたので。平成15年4月16日、経営戦略局応接室で行われた知事後援会幹部との打ち合わせの文書。それから平成15年4月17日、県庁西庁舎303号会議室で行われた下水道問題打ち合わせ会議の記録文書。それから平成15年4月16日に作成された「下水道事業についてのポイント」。平成15年4月23日、ホテル信濃路で行われた下水道における取り組むべき課題として会議が持たれた際の記録が書いてある復命書。以上、「はい」「いいえ」で結構です。

田附証人 いわゆるどういう話が出たかの議事録的なものについては、私は覚えておりますし、把握しております。

髙見澤委員 4月16日の記録文書はいつ知ったのですか、これは経営戦略局応接室で行われた知事後援会幹部との打ち合わせ記録でございます。

田附証人 4月16日の文書は2通ございまして、文字の大きいものは4月17日か23日ごろに・・・

髙見澤委員 それではこれらの文書はいずれも公開請求された文書でありますが、それに間違いありませんね。

田附証人 今、全部破棄してございますので、本当にそのものと全く同じかどうかというのは確認できませんが、内容的にはそういうような話がされたということは記憶がございます。 髙見澤委員 公開請求されていた文書であるということを確認したいんですが、改めてどう ぞ。

田附証人 公開請求のときには、今の文書は3通ございまして、それでそのときには持っていたことは事実でございますが。この間出てきている書類、特に生活排水対策室から出ました3通については、そのときに私も持っておりました。

髙見澤委員 私はそういうことを聞いたのではないんですけれども、いずれにしても公開請求された文書であったということだけ確認したかったわけです。これはもう一つ、改めて聞きますが、総務警察委員会が2年度にわたりまして集中審議をしてきた経緯がありますが、田附証人は、当然これは重要な記録文書であるということは認識をされていたと思いますが、いかがだったでしょうか。

小林委員長 田附証人に申し上げますが、念のために申し上げますが、証言は証言を求められた範囲を超えないということで、証言をお願いいたします。

田附証人 それは、今の重要な文書かどうかということでございますけれども。その5通のうちの2通は私がつくりまして、それでその私のつくったものも含めてですけれども、いわゆるこれは私的なメモだという認識でおりました。

髙見澤委員 田附証人に今委員長からもお話がありましたが、私の尋ねているのは全然違うんです。重要であったかないかだけを答えていただければ結構です。あなたがつくったかどうのこうのとは聞いておりません。

田附証人 それについては私的なメモということで、特に重要な書類という認識はございませんでした。

高見澤委員 重要であるかないかはこれから尋問していけばわかることでありますけれども。 その記録文書の記録そのものについて、私はお伺いをしていきたいと思います。4月17日に 行われた下水道問題打ち合わせ会議は、だれが招集されたのでしょうか。下水道課か政策チ ームか、後援会幹部の人か。

田附証人 4月17日の会議につきましては、だれから連絡が来たかはっきりわかりませんが、 主催は経営戦略局で、そちらの方から連絡が来て会議をやった記憶がございます。

髙見澤委員 近藤証人にお伺いいたしますが、ただいま経営戦略局の政策チームではないか ということでありますが、それについてはいかがでしょうか。

近藤証人 4月上旬だと思います。知事後援会幹部の方から下水道課の上の方がかわられたので、意見交換をしたいのでという話がありまして、下水道課の方につないでくれという話がありました。それで私が田附課長、それから技術専門幹か課長補佐かだったと思いますけれども、知事後援会幹部、前提とすれば知事後援会事務局長で、前回1月、2月の経過がありますので、知事後援会事務局長である知事後援会幹部がお会いしたいと言っているけれどもどうですかと、嫌なら嫌で結構ですがということでもって、そのときは、私、帰ったと思います。しばらくしてお受けしますという話で、人数や何かについてもお任せしますよという確認をしまして、会場につきましては下水道課の管理係の係長と係員が用意してくれたというふうに記憶しております。

髙見澤委員 近藤証人はここまではっきり覚えていますが、田附証人もその点ついては、しっかりまた記憶を呼び戻してお願いしたいと思いますが。4月17日の会議は、田附証人は下水道問題としては初めての会議であったでしょうか。

田附証人いわゆる知事後援会幹部との初めてということですか。はい。

髙見澤委員 わかりました。知事後援会幹部とは初めてで結構ですが、では下水道問題の会議はその前には何回かあったんですか。

田附証人 知事後援会幹部との会議は初めてですけれども、それまでに、別に知事後援会幹

部と一緒にやったというのではなくて、それ以外の会議についてははっきりいたしません。 髙見澤委員 この会議は、先ほどから名前が出ていますので改めて名前を言っていきますが、 知事後援会幹部の作成した別紙の資料、「下水道事業についてのポイント」に基づいて、い きなり知事後援会幹部からの提案がなされております。この提案内容は、かなり今までの経 過を知らなければ理解できない点が多いと思いますが、経過はだれからどのように聞いてき たのでしょうか、お伺いいたします。

田附証人 今までの経過というものを私も知りませんでしたし、その資料について、資料の 説明等もあったと思うんですが、そのときに今までの経過ということの話は出なかったと思 います。

髙見澤委員 矢澤証人にお伺いいたします。先ほど矢澤証人は、清水委員の尋問に対し、引き継ぎを行ってきたというふうに言っておりました。改めて田附証人の前で、どのような引き継ぎをなされたか、お伺いいたします。

矢澤証人 私のまとめた当時の、14年度末における課題、それから特に課題の中の一つとして、この12月25日からの問題があったものですから、そこで求められている概要とその経過、そしてその中で当初求められたものがまとめられなくて、8月までにそれらの問題を解決しなければいけないと。その中でまた委員会等をつくりながら、別に下水道のあり方検討委員会はあったのですが、それとは別にそういう組織をつくって検討するようなことがあり得ますよというような概要等、お話したと思います。

髙見澤委員 改めて田附証人にお伺いしますが、そのような引き継ぎの文書があるわけですが、またそういうお話を聞かれてきているわけですが、今いかがでしょうか。

田附証人 引き継ぎも結構量がございまして、全部記憶がありませんけれども。特に下水道公社の事業見直しについて、これは知事さんからも指示がされております。それで下水道公社の事業見直し検討委員会というものを、15年度に入ってから立ち上げて、それで検討をしてきたいきさつがあります。それについては、当然私も記憶がございます。

髙見澤委員 まことに、田附証人の証言内容が非常に残念でありますが、もう少し正確にお答えをいただきたいんですが。それでは矢澤証人、もう一つお尋ねしますが、引き継ぎの際に、知事後援会幹部に関してはどの程度まで引き継ぎをなされたでしょうか。

矢澤証人 知事後援会幹部という名前を出したのか、後援会幹部という表現をしたのかあれなんですが。2月14日のときに知事の改革という中で知事後援会幹部との関係が出てきたものですから、知事後援会幹部の名前も含めて、12月25日以来の状況等を説明いたしました。 高見澤委員 改めて田附証人、そこまでの引き継ぎがなされているが、知事後援会幹部の問題までもわからないということはないはずですが、もう一度お尋ねいたします。 田附証人 その引き継ぎの中で知事後援会幹部という名前があったような記憶はしますけれども、特にそれまでのそういう大きな影響を与えたという認識では私はおりませんでした。たまたま4月17日の会議で出てきて、知事後援会幹部、いろいろ県の行政の方にかかわってきているんだなという認識でいた程度でございます。

髙見澤委員 矢澤証人、そのような連絡の仕方、引き継ぎだったでしょうか。もう一度お願いいたします。

矢澤証人 当時と言いますか、下水道のあり方等の検討委員会の幹事というようなこと、それから汚泥の広域的な取り組みだとかいろいろ課題があったわけなんですが。そういう中で、この件についての私なりの課題のものを列記したメモを引き継ぎの中でお渡し、本当にそれは概要ですがお渡ししたことがあります。

髙見澤委員 田附証人、改めてその引き継ぎの結果、どういうふうに思っていますか。 田附証人 確かそのいろいろ書類も、ファイル等も見まして、引継書もそうですけれども。 知事後援会幹部という名前は多分出てきた、確かに出てきたと思いますが。今言ったそうい う、それほどの非常に大きなかかわり合いがあったと、そういう人だということについては、 あまり認識はしておりませんでした。

髙見澤委員 問題をかえます。ただし、この問題につきましては、かなり課長として、しか もポストチャレンジで配属されてきて、前任者との引継事項が十分把握されてないというこ とは、非常に遺憾であるということだけ申し上げておきます。

この会議は、知事後援会幹部の作成した別紙資料の「下水道事業についてのポイント」についての打ち合わせとなっております。そこで、下水道課については、終末処理場増設工事の発注工事の発注方法の見直しに関しては、どのような説明が知事後援会幹部からなされ、どのような議論が展開されたのでしょうか。これは近藤証人にもお尋ねをいたします。田附証人、お願いします。

田附証人 多分その資料に基づいて説明されたと思いますけれども。その今の資料が手元に ございませんので、はっきりとした記憶がございませんけれども。話の内容については、議事録と言いますか、メモに残っているような話がされたという認識でおります。

近藤証人 私につきましては、非常に難しいお話をされているので、理解できないことがほ とんどでございました。

髙見澤委員 それでは、下水道公社についても、今回の流域の発注で気がついたこととして、 県内企業の多くが下請となることができたが、大手に都合のよい会社も選定され、大手主導 に変化がなかった等々、知事後援会幹部が自分の企業に有利に導こうとして働き掛けたが、 15年度の流域の維持管理契約にかかわる一連の行為の中で、下請に入れたことは一応認めた ものの、思うようにいかなかった経過がたくさん記載されております。田附証人は、この提案書を見てどのように受けとめ、あるいは感じましたか。

田附証人 特に下水道について、いろいろな問題点が実際にはあるわけでございますけれども。特に下水道処理から出てきます汚泥処理、これを何か考えていかなければまずいのではないかということについて、大分関心を持っていて、そういうようなものについて提案をされたという記憶がございます。それからそのほかに、例えばそのマンホールポンプだとかそういうようなものがございまして、非常にこの、実際には同じ、先ほど言いましたが同じ規格のポンプで十分間に合うものが、メーカーがそれぞれの規格をつくっていますから、それによって大分マンホールポンプ自体が、例えば値段が高くなっているというのがございまして。そういうようなものについても、やはり何かそういう値段を安くするようなことについてもしたらどうかというような、やはり提案もした記憶がございます。

髙見澤委員 確かにそういうこともありました。そこまでお話がいただけるならば、私が今 尋問した内容が、今、お答えになっていないんですが。その前段に言った今回の流域での発 注で気づいたこと、流域について、そのことについていかがですか。

田附証人 やはりそこのメモにありますとおり、いわゆる県内企業を優先とした入札ということについて、かなりこれは、願望は強かったというふうに認識しております。ただし、あくまでも自分の会社のみが有利だとか、そういうような感じはしておりませんでした。ですから、例えばその自分のところだけ入札で落札するような方向での話だとか、そういうことは一切なかったと記憶しております。

髙見澤委員 近藤証人はいかがだったでしょうか。

近藤証人 大方、今の田附さんと同じかと思うんですけれども。いろいろな話をたくさんされていたというのが一つ記憶にあります。私のわからないこともいっぱい話の中でありました。県内業者優先に維持管理していくという話もされていました。しかしながら、最後の、田附さんもおっしゃいましたけど、自分の会社とか、管理会社を運営しているというような感じの、感じに立った発言ではなかったです。

髙見澤委員 これを読めばかなりそういった内容の文書であるということはわかるんですが、 その程度にとめておきますが。田附証人は、その後どのように検討されましたか。

田附証人 そのメモの中に出てきます、議事録と言いますか、その中で出てきておりますことについては、そういうような一つの参考意見として聞いた程度でございまして。実際のところは、例えば一番私が取り組んだのは、県内企業を優先とした入札でございますけれども。その取り組みについては、先ほどの知事さんからの指示だとか、議会の陳情の採択、一般質問、そういうようなことによって、はっきり申しましてそれだけのことがあったものですか

ら、その当時とすれば、下水道課とすれば県内企業優先とした入札にせざるを得ない状況に なっておりまして、そういう取り組みをいたしました。

髙見澤委員 県内企業の優先に取り組んでいたと。具体的に一つぐらいでいいですから、いかがでしょうか。具体的にどのようなことをなさったかと今私は尋問をしていますが、一つだけでいいです。

田附証人 そのときの私の心境を申し上げますと、はっきり申しまして県内企業優先とした 入札というのは、私からすればやりたくなかったんです。それはなぜかと申しますと、非常 に経験が乏しくて、技術的なノウハウが実際には少なかったわけでありまして。それで、けれども、先ほど言いました3つのことによって、もうそのときの下水道課は、県内企業を優先とした入札にせざるを得ない状況に追い込まれていたんです。それで、その中で、結局私として、個人として対応したのは、もうやりたくなかったんだけれども、もうやらざるを得ないと。しかし今の技術的なノウハウが乏しいということは、これは問題として残っておりましたので、一番は下水道公社によるいわゆる技術支援、技術的なサポート、それはもう絶対に欠かせないということで、これは私が言い出したことでございます。

髙見澤委員 田附証人は、失礼ながら下水道の専門ではなかった。電気・機械の方は知っていたということでありましたけれども。しかしポストチャレンジとして望んできた立場上、これらのいろいろな難問である大事な課題を解決するために、自分でわからなかった場合は、ラインのトップである小市土木部長に相談をしなかったのでしょうか。

田附証人 特に私からこういうことを言うのもあれかもしれませんけれども。下水道に関しましては、いろいろ技術屋さんがいろいろございます。しかし、いわゆる下水道の設備の建設とかそういったものを担当する知識と、それから下水道の維持管理をする知識というものは、違っておりまして。結構土木の技術屋さんも建設の方は大分得意としている方が多い中で、維持管理というものはやはり建設とは性格が異なった知識が求められます。そういう点に関しましては、はっきり申しまして私は、クリーンピアの千曲川の下流に3年おりまして、いろいろ維持管理をする中で、いろいろ知識を蓄えてきましたし、それから私自身もある程度水質とか、電気は特殊になるんですけれども、水質についても大分関心を持っておりまして、ある程度水質についてもそれなりの知識というものはあったつもりでございます。ですから、はっきり申しまして、いわゆる機械とか水質に関して、維持管理でそういうような知識を持った人間というのは、どちらかというとそれほどいないんではないかというふうに感じておりました。

髙見澤委員 確かに田附証人は下流の方の経験がありますが、知っているとは言いながらも、 この下水道改革、非常に難しい問題を抱えていたわけであります。そのときに、たまたま4 月17日にお行き会いした、また一昨日までの証人尋問の中で証言されているように、その知事後援会幹部は1週間に2回ほども県庁内に来ておられた、下水道課に来ておられた。そういった中で、知事後援会幹部と相談したことはございますか。

田附証人 私が下水道課にまいってですよね。下水道課に来てからは、メモにありますその ことだけで、それ以上相談したとかということはございません。

高見澤委員 田附証人は、先ほど来の証言の中で、自分は引き継ぎの状況を自分が把握されていないということもあったでしょうから、意外と知事後援会幹部との、また土木部との問題、それから下水道課と公社との問題、いろいろな問題を抱えていた。しかも先ほど矢澤証人が、15年の8月までに改革をしなければならない、答えを出さなければならない、そういった問題を抱えていながら、そういった点については全然考えていなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

田附証人 特に8月までに回答をしなければいけないということでございますが、それは下水道公社の、いわゆる技術支援のあり方とか、技術支援料のあり方、そういったものについて、検討してそれを報告書にまとめなさいということの指示が出されておりまして。それにつきましても、私とするとやはり下水道公社というものは、技術的なサポートと言いますか、支援をしていってこそ初めて下水道公社の存在意義があるわけでありまして。もしそれができないとすれば、これはもうやはり将来的には下水道公社の事業というものはだんだん先細りするのではないかという意識のもとに、やはり技術支援というのはもう下水道公社の一番重要な業務だということで、公社に対してもいろいろお願いはしておりました。

高見澤委員 先ほど矢澤証人から引き継ぎがされて、知事後援会幹部の話もされたと。それはおぼろながら先ほども覚えていたということでございました。そういった中で、いろいろと下水道課と知事後援会幹部とのいろいろの話のあるというさなかに、4月23日にホテル信濃路での会議。これは大きな意味を持つことかと私は思われます。4月23日の設定はだれが言い出し、なぜ知事後援会幹部が参加することとなったのか、改めてお伺いいたします。

田附証人 4月23日の会議は、設定は下水道公社の方でやっていただいたと思います。それで出席者については、知事後援会幹部が出るということも、私もそのときは知っておりました。ただし、これはどちらかというと名目が私の歓迎会ということでございましたので、歓迎会となれば一応私が出なければ歓迎会にならないのではないかということで、私はどちらかというと非常に出づらかったんですけれども、やはり出ないわけにもいかないようなそういう状況の中で、私も参加いたしました。

髙見澤委員 確かにそうかと思いますが、単に課長の異動に伴う歓迎会ということで公社が 企画したからといって、やはりそのような知事後援会幹部が一緒に来るよというふうに聞い た話のようでございますけれども。ただ話を聞いたからという軽いものではなくなってくる問題ではないかなと、私は思っているんです。ということは、知事後援会幹部の一連の働き掛けから見ても、この百条委員会での多くの証人の証言から見ても、課題となっている、下水道改革の課題を抱えている折に、後援会幹部を前面に出しながら、私どもとしては一業者がみずから経営している下水道関係の問題について、それ以上と思われる深くかかわってきていたのではないかなというふうに感じているわけです。そのときに、会食はだれが見ても働き掛け以上のものを感じるわけであります。田附証人は、先ほどもちらっと最後の方におっしゃいましたけれども、その際どのように感じておりましたか。

田附証人 その会議と言いますか、どちらかというと歓迎会ということで、アルコールも入れてやったのが主体でございますが。特に働き掛けとか、そういうことがあったというような意識はありませんでした。

髙見澤委員 田附証人は、会食の中で知事後援会幹部は「県外企業が落札した場合、業務の30%以上を県内企業に下請するという条件を付したことにより、県内企業におけるこの業務への参入については実現されつつある。」と言っております。知事後援会幹部の関係する法人も参入していることは、そのときは知っておりましたか。

田附証人 そのときは、公社の方から資料をいただいてそれを知ったんですけれども、そのときはまだその資料は私の方にもらっていなかったと思います。

髙見澤委員 さらに、「次の課題は汚泥処理、特に広域での対応が必要と思われることから、 広域汚泥処理である。このことについて、県と下水道公社が一体となった取り組みをしてほ しい。」と知事後援会幹部は、あからさまに次の目標を実現するために働き掛けをしている というふうに感じませんでしたか。

田附証人 それも、特に働き掛けという認識ではおりませんでした。今の、やはり下水道事業の中で一番の大きな問題というものは、これからどんどん普及率が高まってまいりまして、汚泥の発生量もどんどんふえてくるわけです。もう汚泥の処理をいかにするかということが、もう今現在の下水道事業の一番の大きな課題になっておりまして。それについて、やはり何かの対策を考えなければいけないと。それで、しばらく前は、新聞等でもいろいろ悪臭がするとか、そういうような問題でもいろいろ出てきているわけでございますが。やはり汚泥処理というものは大きな問題であって、それを県の場合は県というあれで量もできるんですけれども、いわゆる小さい市町村がそれぞれに汚泥処理をするというものは、やはりいろいろ限界があって、やっぱりそれを広域的な形で合理的に何か処理ができないかということの提案であったわけですが。やはりそういったものは、実際必要だと私も認識しておりました。高見澤委員 飲食を伴う中で、そういったいろいろの話し合いの中の結果を復命書として残

したということは、非常にそれが印象に残り、またその知事後援会幹部の言ったことが印象に残っていたというようなことではなかったかというふうに私は思いますが。いずれにしる5月20日に、その後、経営戦略局会議室で、下水道あり方検討委員会が開かれ、政策チームから近藤企画員、当時の。そして田附証人が知事後援会幹部ともに会議を行っております。その中で田附証人は、「平成17年度から指示されている性能発注の実現化はほとんど困難と思われます。」と言っておりますが、その指示されているということは、だれから指示されたのでしょうか。

田附証人 指示されているということにつきましては、私は直に指示はされておりませんでしたが、やはり公社等はそういったような指示がされていて、それを間接的に私が聞いたというふうに認識しております。

髙見澤委員 直接ではない。公社のどなたからそれを指示されたんですか。

田附証人 それもはっきりしません。性能発注というものは、将来的には取り組まなければいけないということはもう言われておりまして。これは上からの指示というのではなくて、これはもう全国的なそういう動きの中で、そういう方向へ将来的にはもういかざるを得ないというのは、全国的な動きでもうそういうものはありました。ただ、具体的なそういう、ではいつまでにやれとか、そういうことについての指示というものは、特にされたという記憶はございません。

髙見澤委員 通常、今までの各証言から見ると、公社から指示されるのではなくて、逆に下 水道課から公社に指示をされるということはあったんですが、逆のことを今言っていますが、 田附証人、もう一回それをはっきりと言ってください。

田附証人 そういうもし指示があったとすれば直にはなくて、場合によっては公社の方でそういうような話を聞いて、それを間接的に聞いたのかなという程度で。だから公社から指示されたということではないわけです。だからそれも、どういうことでそういうような指示がと言いますか、指示が実際にあったのかどうかもわかりませんが。性能発注というものは、もう既に国の方針でもそういう方針が出ておりまして、それでそういうような取り組みというものは、もう全国的な動きとしてありました。それについては、私は承知しております。小林委員長 証人に申し上げます。今、髙見澤委員の質問は、下水道課から公社の方へ指示をしたと言っているんだが、それと答えは反対ではないかという質問であります。それを明確にお答えください。

田附証人 ですから公社の方から、そういう取り組みをしなければいけないというような話を聞いたことがございますけれども。それは下水道課が指示されたのではなくて、そういうようなことが話として出てきたということを、公社の方から聞いたのではないかというふう

に認識しております。

髙見澤委員 私は証人が言ったことを言っているだけですよ。その5月20日の中で田附証人は、平成17年度から指示されている云々、いわゆる性能発注の実現がほとんど困難と思われますと言っているわけです。だから私は、その平成17年度から指示されていると、自分が改めてそこで言っていることは、だれから指示されているのかと。直接でなければだれから言われたのですか。あるいは文書ですか。お尋ねします。

田附証人 私も、その根拠が今のところ思いつかないわけでございます。それで、実際、性能発注というものについての話が出たことは事実であります。

高見澤委員 いずれにいたしましても、あなたの1年間の間に、知事後援会幹部からこのような多くの提言と言いながらも指示を受け、下水道課内でいろいろと協議がなされてきたと思いますが。それらについていかがでしょうか、どのような協議をなされていきましたか。田附証人 主に議事録なりメモにある内容でございます。ただ、そのメモに残っていないので私も忘れていたんですが。平成15年のちょうど9月県議会が終わったころの前後だと思いますけれども。私の方へ当初電話があったと思うんですが。土木部長に会いたいと、会って話をしたいということで、それで知事後援会幹部がちょうど9月県会が終わったころに部長のところへまいりまして、それですぐ私が呼ばれて3人で話したことを思い出しました。

それでそのときの話は、県議会で陳情等も採択されたことでもあるので、県内企業優先とした入札に取り組んでほしいと、本格的に取り組んでほしいということが言われました。それに対して、特に私が答えたんですけれども、先ほど言いましたとおり県内企業だけの入札で発注ということになりますと、非常にこの技術的なノウハウで問題があるという話をいたしました。それでそのあと、下水道公社の技術支援が欠かせないということの中で、その3人で話し合ったあと下水道公社へ行きまして、技術支援についての話をいたしました。

髙見澤委員 近藤証人は、1年間の間に田附証人からいろいろと相談をかけられたことがございますか。

近藤証人 田附さんとお会いしたのは、4月17日と5月20日の2回だけでございます。

髙見澤委員 田附証人は、下水道課と下水道公社との間で、知事後援会幹部が参加しない会議というか打ち合わせと言いますか、いつどこでどのような打ち合わせをしたか、そういうことはございますか。お願いいたします。

田附証人 公社との打ち合わせということでございますが、公社とは比較的頻繁に、行っているいろ話をしたりしたことがございます。それが全部、記録に多分残っていないと思います。すべてが残っていないと思いますが、当然会議もございますし、いろいろございます。比較的頻繁に打ち合わせ等はしたことはございます。

髙見澤委員 打ち合わせをした結果は、小市土木部長へ当然報告していると思いますが、知事後援会幹部の立場だとか、あるいはいろいろの存在感がわかるだけに、そういった大事なことは文書として残されていると思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

田附証人 知事後援会幹部との打ち合わせは、先ほど言ったとおり記録として残っている分と、それから今言った9月県会の終わったあとのことでございまして。特に知事後援会幹部とのあれについては、それ以外はございません。それで今の下水道公社との打ち合わせ記録の中でも、特に部長の方へ報告しなければいけないことにつきましては、当然部長の方へ報告していると。それもどちらかというと口頭か何かで済んでしまっているケースも結構多いと思います。

髙見澤委員 それでは知事後援会幹部との打ち合わせ結果を知事に報告したことがございますか。

田附証人 それは全然ありません。

髙見澤委員 それはないと思いますけれども、ということは、あなたが知事後援会幹部といるいろ話をした結果の中で、その報告が知事から知事後援会幹部へいろいろな面で転送されているメールがあるんです。その辺のところは思い出せませんか。

田附証人 私の方へ来たメールですか。ではなくて、ちょっとわかりません。

髙見澤委員 田附証人が知事後援会幹部といろいろ話をした結果、田附証人は知事に御報告されているんですよ。その結果、知事後援会幹部がその中身を知っておりまして、知事後援会幹部が田中知事にあなたのことについて報告しているんですよ。それは知らなければ報告できないんですよ、これ。いかがでしょうか。

田附証人 メールという、この間確か1通見せていただきました。それでどちらかというと私に対してもあまりいい評価をしていない内容のメールだったと思いますけれども。あのときは特に、消化槽の関係で大分云々していますけれども。その消化槽については、あったということについては、これもう当然知事後援会幹部とはそういう話は全然私はしておりませんので、少なくとも私の方からそういう話が伝わったということは、まずあり得ないと思っています。

髙見澤委員 この件についてはまた後ほど機会がありましたらやりたいと思いますが。きょうは田附証人が下水道課に異動されてきまして、間もなく知事後援会幹部が関与した会議に参加されたわけであります。その会議の中で話された内容について記されている文書を中心に尋問をしてきたわけであります。知事後援会幹部との関係が深まっていた知事にとっても、大変重要な文書であったことが明らかになったわけであります。その後16年度の入札に向けても、下水道課として公社に指示するための会議等が行われてきているわけであります。持

ち時間がありませんので、それらの尋問は他の委員にまたお願いいたしますけれども、非常に奥深い、きょうの尋問の中においても、田附証人の証言は非常に不明確のところもたくさんあった。この点につきましては、また委員の皆さん方と御相談して御理解いただいた中で、またお尋ねをしたい、そのように思います。以上で尋問を終わります。

石坂委員 御苦労様です。それでは今いろいろ御証言がありましたことにつきまして、わからない部分についてお尋ねしたいと思います。田附証人は、平成15年4月17日、初めて知事後援会幹部とお会いになったと。そのお会いになるまでは、下水道業者であるということは御存知だったが、知事の後援会の幹部であるということは会うまで御存知なかったと。先ほど一番最初にそのような御証言をされましたけど、それでよろしいでしょうか。

田附証人 4月17日の会議のときも、下水道の事業をやっているトップと言いますか、それだということはわかっていましたが、後援会の幹部というのは、私は知りませんでした。

石坂委員 そうしますと、前任の課長であります矢澤証人から、もちろん下水道課の全般的な業務にかかわる引き継ぎをお受けになり、その中の一部として、平成14年12月に知事が出されました「下水道改革の方向」という指示文書から始まりまして、残念ながらその年度には無理があり間に合わず、市町村からも反発を受け、前任の課長さんや公社の皆さんも非常に御苦労されて、混乱の中でとりあえず随意契約の切れるもののみ入札という過程を経て引き継ぎを受けられるわけですが。そういう混乱があったことと、その混乱にかなり知事後援会幹部がかかわったことは、口頭であったか文書であったかはともかく、引き継ぎはお受けになっていると思いますが。そのこととの関連で、4月17日に初めてお会いする下水道業者である知事後援会幹部が、その矢澤前任課長から引き継ぎをお受けになったその当の人物であるということは御承知だったんですか、その辺はいかがですか。

田附証人 知事後援会幹部という名前はお聞きしていましたので、知事後援会幹部はこの人かということで認識はしておりましたが。特に今までのかかわり合いがあるということの、文書も一部私も見たり何かしたことがありますけれども。私の来る前のですよね。その中には知事後援会幹部の名前は一切出てきておりません。だからその文書を見ていろいろ、例えば公社の人数を減らすとかそういう、あるいは今の8月までに報告書をまとめるとか、そういうようなことについての文書は見たんですけれども、そこには知事後援会幹部の名前が出てきておりませんので、知事後援会幹部とのそういう深いかかわりがあったということについては、私は知りませんでした。

石坂委員 認識の問題ですので、そういう認識でおありになったということで、ではその件についてはとりあえずよろしいんですけれども。逆に当時は、田附証人が課長になるもっと以前からという意味ですが、県庁におきましては業者の名刺営業は原則禁止と。そういう面

会はしないという方針のもとで全体が動いていたときだと思います。そういうときに、先ほど後援会幹部であるということは知らなかったが、関係業者であることは承知していた人物と、経営戦略局からのお話ではあったとしても、会うことは本来不適切と思われますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

田附証人 4月17日の会議は、経営戦略局の方での主催と言いますか、そちらの方からの連絡で出たわけですけれども。いずれにしても、業者を含めた会議というのは、これはもう当然好ましくないことも事実で、私もそういう認識は持っております。

小林委員長 申し上げます。不適切だったという証言でよろしゅうございますか。 田附証人 そうです。

石坂委員 そうしますと、17日、心ならずも不承不承かわかりませんが、名刺営業禁止の方針で動いている長野県の中であるにもかかわらず、関係業者と、しかも呼ばれる形でお会いになって、それ自身は本当に不適切と私も思っているんですけど。なおかつ、先ほどちょっと納得できないなと思ってお伺いしていたんですけれども、4月23日に田附証人が課長に就任した歓迎会、お祝いということで、下水道公社が設定してくれて信濃路で歓迎会があったと。それは自分の歓迎会だから行かざるを得なかったと。そこは理解できるんですけど、行く前からその歓迎会に知事後援会幹部が同席することも承知をしていたということですが、自分の歓迎会なのでそれは喜んでというか行かざるを得ないというか行きますが。その利害関係者である知事後援会幹部の同席はお断りしてくれということは、本来言うべきだと思うんですけど。そういう考えや、それから行動をとらなかったのはなぜでしょうか。

田附証人 そのしばらくあとには、後援会の幹部ということがわかりまして、それでやはり どちらかと申しますと、県の行政に関してかなり口をはさんでいたということは事実でございますが。はっきり申しまして、そういった方の出席をお断りするか、あるいは私が出席しないか、どちらかの道が2つあったわけですけれども。非常に、そういったことは非常にし づらい立場と言いますか、環境と申しますか、それにあったことは事実でございます。

石坂委員 しづらい立場というのをもう少し深めて確認させていただきますと、知事の後援 会の幹部だからまずいと思ったがお断りできなかった、そういうことでよろしいですか。

田附証人 特にその今までのかかわり合いの中でのことでやってきておりますので、非常に、断ったりするといろいろ不利益と言いますか、そういうことは当然出てくるという認識はありました。

石坂委員
不利益の中身は何でしょうか。

田附証人 それはやはり県政の一番トップと当然通じていたという考え方はしておりましたので、やはり下水道課長として下水道については、特に知事後援会幹部はかなり関心があっ

たために、ある程度のことについては少なくとも話を聞く。向こうの要望にすべてこたえるというわけでもないんですけれども、やはりその話ぐらいは聞かなければならないというような、そういうような立場と言いますか、それが断れないような状況にあったという考え方でおりました。

石坂委員 それは知事の後接会の幹部の方であったとしても、逆に県民の一人として、それから業者として、陳情したり、働き掛けをしたり、御要望の自由はあるかと思いますが。ただそれは、逆に一般県民や関係業者の方と同じように、公平でなければならないと思っておりますので、本庁の所管の主管の課長の歓迎会というような席に同席をする立場ではもう本来ないと。だからそれは違う場所できちんとやっぱり、指摘されることのないような形で御意見を聞くことは逆にできたはずですし、やはり当時の状況として、そこまでは自分の力で防ぎ得なかったということになれば、不適切を含めて反省もおありかと思いますけど。改めてそのときの事態を今やっぱり思い起こしていただきまして、それは正常なやっぱり県政運営のあり方とはかなり無縁と言いますか、あってはならないことと私は思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

田附証人 今、委員さんの言われるとおりだと思います。はっきり申しまして、向こうで話に来たい、あるいは何か打ち合わせというようなことになった場合は、非常に断りづらい状況にあったために、少なくとも知事後援会幹部から言われたことを、県の行政に影響を与えたのではこれはまずいということで、話を聞くにしてもそれはあくまでも一つの意見なり何なりとして聞くだけであって、そういうことによって一切県の行政のやり方とか方針を変えるという、そこまでしたのではそれこそおかしくなるわけですから。そういうことはないように、私とすれば努めたと。それが私とすればできた一応最大限の限度でございます。

石坂委員 そういう意味での御苦労があり、なかなか思いどおりにいかなかったという点は、逆に理解もする部分もあるのですが。そういう中で、残念ながらと言いますか、かなり深い関与、働き掛けの中で、私自身はこの間いろいろな証人の方にお尋ねしている中でも、繰り返し申し上げているんですけど。働き掛け自身は別にあってもよいと。今、田附証人がおっしゃったようにそれでゆがめられたり左右されることがなければ、意見の一つとしてお聞きすることはよいと。県民の立場でよいものは生かしていただけばよいと。そう思っておりますし、県内業者の育成や技術力が理想にふさわしい状況になればということですが、ぜひできる限り県内業者優先してほしいとそう思っておりますし、以前の状況では逆に県外大手ゼネコンが100%受注していたわけですから、そこに県内業者優先の道を開いていく努力というのは、むしろもっともっと求めたい立場ではあります。

しかしその現実と理想とのギャップという中で、先ほど追い込まれたというお話がありま

したが、現実には技術力も業者数も育成が間に合わないという中での無理があったわけですよね。その中で2つお伺いしたいと思うんですけど。田附証人が課長になられて以後、直後ですよね。先ほど4月23日のその歓迎会、それからその前の17日の会議も含めて、そのときは知らなかったというお話ですが、現実にはいろいろ紆余曲折、混乱がありまして、当面今までどおりの随意契約、それから随意契約が切れて入札にかけなければならないものには2社で1社10%以上ということで下請を入れる。その条件を課してその年の随意契約と入札がされるわけです。結果として、その問題の元後援会幹部の会社が15年度の千曲川でしたかい5社の指名入札によりまして、結果として荏原エンジニアリングが落札されますよね。その下請に入ったわけですよね。そのことを御承知になったのはいつですかということと、御承知になった時点で、課長就任以前にはそこまで深いかかわりということの御認識はなかったということなんですが、御就任になってから、その深いかかわりについてはそれなりに御認識をされたと思いますので、そういう御認識の中で下請に参入されたということについて、どう受けとめられ、またそれはもうそれ以上どういう手も打つことができなかったのかどうか。道義的には非常に、私はこの経過の中では問題があるなと思っているんですけど、その辺の受けとめはいかがですか。

田附証人 いくつか質問がございましたが。まず知事後援会幹部の関係する法人が下請で入っていたということを知ったのが、下水道公社から、あれが15年の8月ごろ資料をいただいたと思います。そこで初めて知ったと言いますか。それからいろいろ、今の下請に入ることにつきましては、それは私が来る前のときに下請ということで話があって、下請に入ったと。私が来たときからもう既に下請として事業が始まっていたわけですので。私の来る前のことですが、その辺は承知しておりません。

ただ、私が来てから今度は流域下水道について県内企業優先ということで、かなり取り上げられまして。非常にこの、下水道の維持管理というんですけれども、非常に経験が乏しい企業がなかなか下水道の維持管理業務に参入すること自体が非常に厳しい状況なんです。それはどうしてかと申しますと、やはり下水道事業をやっているのは市町村だとか県、いわゆる地方自治体なんです。特にその地方自治体の場合には、民間と違いましていわゆるコストとか何とかということよりも、問題なりトラブルを起こすことということが非常に嫌われる、もし何かトラブルが起きれば、なぜそういうような経験の乏しい業者に頼んだかということが非常に問われる世界でございまして。私が来る前にも既に、市町村の広域の関係で県外企業であったものを県内へやってくれということについても、非常にこの市町村からのかなりの反発があったということは私も聞いておりましたので。そのくらい非常にこの、役所が発注する事業なり何なりにトラブルとか問題だとか、そういうようなことが起きる可能性とい

うことについては、非常に役所は神経をかなりとがらせておりまして、参入が非常に大変だったと。

それで結局は市町村の方がだめだから、多分流域の方で県内企業を優先とした入札にしてほしいというような方向に変わってきたと思うんですけれども。非常にその中でも、今言ったそういう、私としても非常に出したくなかったんですが、そういった公社の技術支援を何とかしてくれということで、何とか私は公社の方へ頼み込んでと言いますか、それでそういうような方向での道筋ができて、16年度の入札は中止になりましたけれども、そういう方向での入札になったわけでございます。

石坂委員 今の御証言でもかなり無理があったということが、改めて確認されたわけなんですけど。もう1点、先ほど一番最初に下村委員がお尋ねになった件なんですけれども。そういう中で16年入札中止の通達を出し、その後、随意契約やいろいろなお願いや、今お話があっていろいろな経過があるわけですけど。そのときに、私はのんだ条件が非常に問題があるのではないかというふうに思っていますが。それは落札してから、県内業者優先をいずれにしてもその、何が何でもやっていこうという無理の中で、落札してから事業開始までに技術者をそろえればよい。これは普通の一般土木、建設業などの入札で、こういうことはあり得ないんじゃないでしょうか。技術者がそろっていなければ当然入札の参加資格要件が欠格ということで問われますし、さらに同時に監督者、技術者が複数の現場を兼ねてもいけないということで、厳しく一般的にはやられているわけですよね。

だから私たちも、先ほど田附証人がお話になりましたように、議会の側としてできる限り地元業者優先でやってほしい、これはもう一般論としてだれも異存のないところですが。ただしそれは、やはり公平に、それからちゃんと資格要件を備えた業者に、今もお話がありました、結果として事業の中身にいろいろ不備があったり、あとから指摘されることのないようにきちんと条件を整えてやらなければ、結果として地元業者優先ということが逆のことになってしまうということでは、やはりその一番やってはならないところの無理というのは、そこはやっぱり御意見を上げてもらわなければいけなかったと思うんですけど。繰り返しで恐縮ですが、落札してから事業開始までに技術者をそろえればよいというようなことは、これはかなり納得できない無理な要件ではないかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

田附証人 その辺につきましては、これは土木部で部長も含めて検討した結果がそうなったわけですが。それまでの入札は、技術者は何人以上いなければいけない、例えばある処理場が電気と機械の技術者が14人といった場合には、14人いることがもう条件として入っていたわけですけれども。その県内優先のときには、それは落札から開始までにそろえればいいと。

ところが、県内優先ということはもう基本的には決まっておりまして、その中で県内企業の その技術者数の数というものがわかっておりましたので、それを条件にいたしますともう県 内企業というものはほとんど入札資格がないような状態になっていたんです。それでは全然 競争性が出ないということで、そういうような、落札のときにはまだいなくても、事業開始 までにそろえてもらえばいいというふうにしたわけです。

それで、その技術者数も、例えば諏訪湖ですと14人、これは電気・機械ですけれども。例えば千曲川の下流ですと11人というような形でそろえるということでありましたが。特に今の期間が短くて中止をせざるを得なかったと。その辺については、本当に私も入札のときには、まさかそんなに期間が短くなってしまうという認識はなかったんですが、結果的にはそうなってしまいました。

それで、部の中で検討するときにも、例えばある県外業者、例えば電気と機械の職員が50人なら50人いたとします。それで、ではその50人というものは、では実際その50人がすぐ、50人のうち例えば14人が必要だとなれば14人がすぐ、では諏訪なら諏訪の流域へ配置転換できるかというとそうではなくて、実際のところはもうほかの処理場へ専属でもう配置されていますから、だからもしそこから持ってくるとすれば、そのかわりの技術者を必ず確保してその処理場へ配置させないと持ってこられないということで。実際のところは、技術者がいてもほかの処理場へ専属で配置されている職員ですから、その辺については、例えば50人いるからといって、それでただでは14人が必要な処理場についての入札条件としては、ただ実際には、ただ数字の上だけのあれで、実質的にはそういうあれではないということのそういう話も出まして、その入札の土木部の中における検討の中ではそういう話が出て、そういう条件にいたしました。

石坂委員 今お聞きしていましても、そうは言いましても、先にとにかく県内業者参入ありきと。条件が整っていなくても何が何でもやるんだと。その結論を動かさないというところでの無理というのが、非常に感じるわけなんですけれども。そのようにして、入札してから事業開始までに技術者をそろえればよいというような、通常で聞きますと無理がありすぎる条件ですね。それを編み出したと言いますか、発想されたのはあくまで下水道課、それから公社、内部の検討によってなのか。それともこの間いろいろ問題になっております元後接会幹部、この下水道業者の提案もあってそういう結論に至っていったのか。単刀直入にお伺いしますが、その辺はいかがですか。

田附証人 それに関しては、知事後援会幹部のあれというのは一切ございません。それで今申したとおり、入札資格要件というものにつきましては、土木部として検討いたしまして、それを文書と言いますか、入札の資格要件についてというような文書にまとめまして、それ

を今度は下水道公社の入札の委員会がございますけれども、そちらの方へそれを提出しまして、それで下水道公社における請負業者等の委員会で、最終的にはそれで承認になって公告をされたのが、そういう手続でされております。

石坂委員 では違う問題についてお尋ねします。近藤証人のお話によりますと、元後援会幹部、特に平成14年度末から15年度にかけて、かなり頻繁に政策秘書室に訪れ、いわゆる下水道改革の中身の提言という形での働き掛けを集中的にされて、5月ぐらい以降からは政策秘書室への出入りはだんだん遠のいていったとそういうお話ですが。田附証人とのかかわりでは、ちょうど15年度に下水道課長さんに就任されるわけですが。下水道課そのものへ、今までのお話の中では、15年度の4月17日に経営戦略局に呼ばれる形で初めてお会いになったと、西庁舎でというお話なんですけれども。知事後援会幹部自身が下水道課へ尋ねてくることなどはあったのでしょうか。

田附証人 私の記憶ではなかったと記憶しております。

石坂委員 それでは全体的に田附証人が、大変激動の1年間だったと思いますけれども、下 水道課長をされておられますその期間に、知事後援会幹部との接触の中身ですね。どの程度 どこでどんなふうにお会いになったか、大体の概要で、別に何月何日どこでということは結 構ですが、どの程度の接触であったのか。庁舎の中で、外で、それからお電話、メールなど を含めて、接触の度合についてお伺いしたいと思います。

田附証人 接触があったのは、議事録で残っているときと、それから先ほど言いましたが、 15年の9月県議会の終わったころ部長さんに会いたいということで来まして、それでそのと きに私も一緒に会いました。それ以外は特にそういう接触というのはございません。

石坂委員 そうしますと、その9月議会後の土木部長と3人でお会いになった件についてお 伺いするわけですが。先ほどの証人の証言では、元後援会幹部のこの下水道業者である知事 後援会幹部が、15年度の入札になった流域の下水道事業の下請に参入したことを知ったのは 8月であったというお話でした。よろしいですよね。8月に知ったあと9月にお会いになっているわけでなんですけれども。しかも最初にお会いになるときも、利害関係者である業者 に名刺営業禁止のこういう状況の中で会うことは本当はしたくないと。歓迎会も同席を本当 はしてほしくないなと思ったが、断れなかったこと、まずいと思いながら会ってしまったことという認識の中で、8月に下請に参入したこともお知りになりながら、9月議会のあとで 土木部長に会うということも、またあれでしょうか、お断りできなかったのか、これは適切 な懇談と思われたのかどうか。それから8月のこの参入について、田附証人の方から、例えば知事後援会幹部なり土木部長なり、あるいは知事でも結構なんですけど、これはあまり適切ではないのではないかという意見を述べることはなかったのでしょうか。

田附証人 今のその9月県会の終わったころの前後に来たときは、私もはっきり記憶ないんですが、私のところへ電話が来て、それで部長の方へ伝えたということでございます。それで、そのときは下水道課の方へは来なくて、部長さんの方へ直に行きまして、それで私が監理課から呼ばれたという状況でありまして。断ると言いますか、断れない状況だし、それからまた特に知事後援会幹部の話の内容からしても、やはり私がいろいろ話したり説明しなければ話ができないような内容でございますので、大変あれですけれども、そのときも実際には断れない状況だったというのが事実でございます。

石坂委員 そうしますとこの9月議会後に土木部長と3人でお会いになったのは、土木部長室ということでよろしいですか。

田附証人 土木部の会議室で、前の土木部長室ですね。

石坂委員 一連の流れの中で、いずれにしましてもいろいろな意見の一つとしてお伺いするということで、生かすものは生かすという限りにおいてお伺いしたということであるので、会い方とか働き掛けの中身はまずいけれども、それで左右されないというつもりでお仕事はされてきたと。証言の中ではそうおっしゃっておられたと思います。しかしながら、この15年度の下請に参入しているという事実の中で、このことについて、見逃すということはないんですけど、資格があれば下請に、元請業者が選定して入るということはやむを得ないことかもしれませんけど、この一連のやっぱり踏み込んだ働き掛けの中では、かなり不適切な事象ではないかと思うわけですけれども。そういう認識は一切おありにならなかったでしょうか。

田附証人 先ほど言いましたように、知事後援会幹部からの働き掛けによって県内企業優先とした入札にしたということは一切ございません。そうした理由というのは、いわゆる先ほども言った3つの理由でございまして。そのときの下水道課が置かれていた立場というものは、もう県内企業優先とした入札にせざるを得ない状況に、ある面追い込まれていたといったのが事実でありまして。県内企業は経験が乏しくてノウハウが十分でないからとても任せられないなんていうことは、とても言い出せないもう状況にあったというのが事実でございます。

石坂委員 最後に1点だけ、田附証人にお願いします。その一連の激動の1年間を過ぎまして、いずれにしましても下水道の管理運営業務の入札制度や県内業者の参入、さまざまな課題ですね。改善の事項は、その時点ではまだまだ途上にあり、試行錯誤の途上だったと思いますけれども。矢澤証人からは、先ほどもお伺いしましたように、いずれにしても14年度末に出された方向については、なかなか混乱もありうまくいかないという中身の、その件については引き継ぎを受けられたと思いますし、その中で、認識の程度がどの程度であったかは

別として、知事後援会幹部の存在、深くかかわっている人の、私から言わせていただきます と混乱のもとみたいなことかと思いますけど、それはともかくとして、そういう引き継ぎが いずれにしても田附証人にあったわけですけど。次の課長さんへの引き継ぎの中で、その一 連のことと知事後援会幹部とのかかわりについて、口頭でも文書でも結構ですけど、引き継 ぎをされたのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

田附証人 引継書も今手元にないのであれですけれども、知事後援会幹部とのかかわり合いの中で、当然、かかわり合いがあるかないかは別として、後任の今度は生活排水対策室長さんですけれども、そちらの方へ引き継ぎとしてやらなければいけないことについては、当然引き継ぎはしてございます。それで、特にその知事後援会幹部とのやりとりだとか、そういうことについて、私とすれば別に内容的にそれを行政の施策に反映させなければいけないということは、反映させなければならないということはありませんでしたので、特にそういったものについては引継書には記してないと思います。ただし、入札の中止に関しましては、これはもう当然、これはもう一切知事後援会幹部とは関係なく、どうして中止になったかということについては、かなり細かく引き継ぎをした記憶がございます。

石坂委員 最後にもう一度だけ確認させていただきますけど。業務の引き継ぎとしては引き継ぎはなくても、口頭も含めてですけれども、その知事後援会幹部が、いずれにしても会いたくないのに何度かお会いになっているわけですからね。会いたくないのに会わざるを得ない存在の人が下水道課の業務にかかわっていたと。その人と接触を心ならずかもしれませんけれどもしてきたということにつきましては、引き継ぎのときには触れられたのかどうか、その点だけお伺いします。

田附証人 特に知事後援会幹部とのかかわり合いというものにつきましては、引継書にはその必要がなかったということで、引き継ぎをしなければならない内容はなかったということで、引継書には書いてございません。当然口頭による話というんですか、引き継ぎもそういうような話はしませんでした。

小林委員長 ここでお諮りをいたします。矢澤証人、それから近藤証人には、午前中からの証人尋問でありまして、大変お疲れの御様子も見えるわけでございますが。一応本日の尋問はお二人については終了したいと思うんですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではお二人につきましては、御退席をお願いいたします。長時間にわたりましてありがとうございました。御苦労様でした。

[矢澤証人、近藤証人 退室]

これより、6時30分まで暫時休憩といたします。

休憩時刻 午後5時50分 再開時刻 午後6時31分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

- ○宮澤(宗)委員 大変お疲れ様でございます。田附証人にお伺いをいたします。田附証人は 知事後援会幹部と何回かお会いになって、知事との関係をどのように理解をされましたか。
- ○田附証人 後援会の幹部ということで、たまたまニュース等も見ている中で、後援会の幹部 が運転している車に知事さんが同乗したとか、そういうようなこともちょっとやりまして、 非常に知事さんとの関係については、大分懇意にしている人だという認識はしておりました。
- ○宮澤(宗)委員 この百条委員会が始まってから、あるいはこの百条委員会が始まる近くに、 田附証人に対して、例えば下水道課、現在の生活排水対策室、あるいは経営戦略局等から何 かメモというか、証言内容等についての相談はございましたか。
- ○田附証人 特にはございません。特にというか、特に知事後援会幹部とはもう全然ありません。それで、ただ、経営戦略局につきましては、今の勤め先が松本でございますので、なかなか委員会だとか、そういうようなところの情報等が伝わらないものですから、戦略局につきましてはいろいろ情報的なものを求めて、いろいろ情報を提供してもらったりということはございました。
- ○宮澤(宗)委員 田附証人の方から情報を求めたということですか。経営戦略局から田附証 人の方へお話があったのか、どちらから先に情報を求められましたか。
- ○田附証人 それは私の方からでございます。
- ○宮澤(宗)委員 どなたに求められましたか。
- 〇田附証人 下水道課は、当然土木にございましたので、土木の政策担当の野崎さんでございます。
- ○宮澤(宗)委員 その方からは、特段何か聞きとるようなことはございましたか。
- 〇田附証人 聞きとるということ、ちょっと意味があれですけれども。いわゆる委員会の様子 だとか、そういうようなことについての情報を提供してもらったということでございます。
- ○宮澤(宗)委員 田附証人は公務員という立場で、今まで知事後援会幹部と何回も接触をしてきたわけですが。知事の後援会幹部ということで特別な扱いをしてきた。あるいは知事の命を受けて知事後援会幹部は動いているということで、田附証人としては、知事の命を受けているんだなというようなことで、そのお話をお聞きしてきましたか。
- ○田附証人 命を受けているという感じは、私は持っておりませんでした。ただ、下水道の事

業をしている方ですので、知事後援会幹部はですね。ですから、先ほども言いましたが、特に果内企業の経験が乏しい業者は参入が難しい中で、やはりいろいろ要望等があったわけでございまして。それについては、先ほどもお話したとおり、いわゆる参考意見として聞いて、特に1社のための利益誘導、そういったことについては一切もう、私とすればもうやってはならないという覚悟のもとに話を聞いたということでございます。

- ○宮澤(宗)委員 石坂委員からも話がございましたけれども、特定の業者は今、一切名刺営業もいけないというような形の中で、田附証人は知事後援会幹部と接触をしていたわけですが。このことは適切な対応であったと思いますか、あるいは不適切であったと思いますか。また現在、知事後援会幹部をどのような人物として評価をされておりますか。
- ○田附証人 まず名刺営業も禁止されている中で接触を、いわゆる話を聞くと言いますか、そういったことについては、これはもう適切ではないと、好ましくないということは、これもう明確でございまして、それも先ほども申し上げたとおりでございます。

それで、知事後援会幹部に対する評価ということでございますが。先ほどから言っているとおり知事後援会幹部というのは、業界ではどういう評価なりをしているか、私にははっきりわかりませんけれども。私から見た感じとしましては、いわゆる県内企業の実績が非情に乏しい中で、下水道の運転管理業務への参入が非常に難しい状況の中で、何とか県内企業をそういう方向へ持っていきたいということについて、熱意はかなり高かったということでございまして。それで、特に自分の会社だけに対する利益誘導というものだけということは、私からすれば全然感じられませんでした。

- ○宮澤(宗)委員 田附証人は、確か下水道公社の事業の見直し検討委員会の委員長をやって いたように記憶していますがいかがですか。
- ○田附証人 公社の事業見直し検討委員会ですよね。私はかかわっていないと思います。下水 道課のほかの職員が委員になっていると思いますけれども、私はそれについては、特にかか わっていないと思います。
- ○宮澤(宗)委員 その検討委員会の検討内容と言いますか、提言について、県外業者、県内 業者、JVが参加する指名競争入札が適当というふうに提言をしているわけですけれども、 このことは御存知ですか。
- ○田附証人 何回か委員会が開催されまして、その検討途中の資料等も私も見ておりますし、 最終報告書も私も見ております。その中で、私としての意見があれば、当然課の職員で委員 の方に、これはこういうふうにしなければおかしいのではないかということは申し上げまし た。それでやはり、なぜそういうことをしたかと申しますと、この下水道の事業見直しにつ きましても、これは15年2月19日の知事会見の中で指摘されていることでございまして。や

はりそれについては、知事の期待にこたえなければいけないというような認識でおりました。

- ○宮澤(宗)委員 証人自身は、技術的ノウハウに乏しいことはわかっていて、やりたくなかったけれども、知事の命により従わざるを得なかったとこういうことですか。
- ○田附証人 いずれにしても下水道課自体が、県内企業優先とした入札にせざるを得ない状況 に、ある面で言えば追い込まれていたわけですが。その理由とすれば、当然知事からの指示 もございますけれども、議会における陳情の採択、それから一般質問の中でも、それによってやはりさらに追い込まれるような状況にあったことは事実でございます。
- ○宮澤(宗)委員 議会の発言や、私どもの意見書が重視をされることは望ましいことですけれども。ただ、この技術者が極めて高度な技術を要し、機械の運転や管理運営には経験を要する必要があって、ほかの事業とは違うという特殊性を持っているということを十分承知しながらも、この技術者要件を緩和してまでも、県内業者に仕事を優先発注しなければならなかったということですか。
- ○田附証人 先ほども言いましたが、そのときの下水道課の立場とすれば、県内企業を優先とした入札にせざるを得なかったというのが実際でございます。それで、技術者につきましても緩和ではなくて、当然必要な技術者というのは当然置かなければならないんですが、その技術者の、いわゆる入札の参加資格要件では、今まではそれだけの技術者が既にいなければもう参加できなかったものが、いわゆる落札後事業開始までに確保すればいいと、そういう内容に変わっただけで、実際のところ、技術者を確保しなければならないその技術者数については、特に減らしたとかということではございません。
- ○宮澤(宗)委員 ただ、これ県外の業者を排除ということですから、常時従業員を抱えておくわけにはいかないんで、業界としてはお互いにこの業者、技術者のやり繰りはし合っているということは承知をしておりますけれども。県外業者を排除してから、県内の皆さんに従業員を、社員を、はいどうぞといって渡してくれなんていうことは、最初から考えられないことなんですけれども。その辺の判断は、当然発注者側の指導者としてはお考えになったわけでしょう。
- ○田附証人 それについては、当然、入札をもししたとすれば、それは技術者の確保について もある程度のめどはつけてというようなことでやっていると思いますので。県としては、特 にではそれをどういう形で確保するかということについては、これは入札業者の自主性と言 いますか、それに任していたというのが事実でございます。
- ○宮澤(宗)委員 そうすると、平成16年度の入札に関する件について、受注希望型競争入札 に当たって、応募した業者は4社、4社であったけれども、その地理的要件を、県内企業と する方針を決めるときに、条件を満足する業者というのは何社ぐらいあったんですか。

- ○田附証人 県内事業者のうち、これはA級、B級というのが、ランクづけがございますが。 A級の業者が8社ございます。それからB級が1社、それからその他の業者は4社ございま して。いろいろ条件も、入札資格要件等もありましたが、実際のところは、最低8社は完全 にもう資格はあったという状況でございます。
- ○宮澤(宗)委員 8社ということになれば、知事が言われているこの透明性とか、公平性とか、競争性のある入札ということが言えるというようにお考えですか。
- 〇田附証人 下水道の維持管理、運転管理業務でございますが。これの、実際は資格を持った業者というのは、かなり数が限られております。それでそれまでも、県外企業も対象にしたときも、指名ははっきり今のところ手元にございませんがそんなに、指名競争入札でそれまでは行っておりましたが、その指名を受けた業者数も、それほど多くなかったと記憶しております。
- ○宮澤(宗)委員 いずれにしても8社程度ということになれば、知事が本当の意味で言っておられるような透明性・公平性・競争性のある入札ということは、私はできないというように考えます。そして、この作業員も確保、仕事をとってから確保すればいいということになれば、この入札要件を決めるときに、やっぱりそれだけの実力のある企業でなければ、私は仕事を出すべきではない、公告をするべきではないというように感じますけれども、その辺はいかがですか。
- ○田附証人 その今の入札要件につきまして、土木部として一つの方針を出しまして、一つの 文書にまとめたんですけれども。その中で検討されたことは、いずれにしても県内企業優先 とした入札ということがもう大前提の中で、あとはいかに県内企業が入札をしやすい条件に して、それで競争性を高めるかということがやはり、その辺を特に今重点に置いて、入札資 格要件というものを検討したと。これは特にそういう話が出たり、申し合わせがあったわけ ではないんですが。やはりそういうようなことを、観点を中心として入札資格要件を検討し たというふうに、私は認識しております。
- ○宮澤(宗)委員 16年2月24日に入札参加資格申請書が、それぞれ受理をされているわけで すよね。
- ○田附証人 書類の受理は私も把握しておりませんが、提出期限が2月25日だというふうに記憶しております。
- ○宮澤(宗)委員 2月25日の提出期限で、それまでに提出をされた皆さんについては、3月26日の入札まで約1カ月あるわけです。それで、そういうところへ参加をする皆さんは、少なくても1カ月の間に、それぞれ仕事をとるということが前提になって参加をされているんですから、当然その技術者の確保等は、その社が責任を持ってやるべきものだというように

思いますけれども。先ほどのお話ですと、落としてから、とってから業務開始までに技術者 を集めればよいと。このことは、田附証人なり、県の意思としてそういう方向になっている んですか。

- ○田附証人 今の技術者とか全然資格のない作業者も含めてですが。それの確保につきましては、落札後に、事業開始までに確保すればいいということを土木部の中で検討して、そういう結果になりました。
- ○宮澤(宗)委員 この16年度の流域下水道の維持管理業務については、16年2月6日に一般 競争入札で公示をされて、それで委託を受けた長野県下水道公社が2月12日に県内外の企業 を集めて説明会を行って、2月19日から2月25日の間に入札参加の確認申請書、資料の審査 を行ったということですが、それでよろしいですか。
- ○田附証人 まだ途中の説明とか、それは私もしたことは事実ですけれども、期日については はっきりしませんが。特に入札は2月6日付で、資格審査の提出期限が2月25日だということは、私もはっきりと記憶しております。
- ○宮澤(宗)委員 それで、この結果、どの処理場に対して何社が応募をし、結果どういうようになっているのかおわかりですか。
- ○田附証人 諏訪湖につきましては、これは県外企業と県内企業のJVということで、これは 2つのJVが申請しております。しかし条件的に片方のJVは条件を満たしていないという ことで、実質的には1社しかだめだったということでございます。それ以外の3処理場につ きましては、単独企業が3社と1JVが、3処理場について全部申請をしております。
- ○宮澤(宗)委員 この入札に関する件について、営業所の所在地に関する要件では、本店が 県内の条件となっておりますけれども。この発注者として、流域下水道の処理場は大変施設 も大きく、先ほど来話にあるように複雑で、いろいろな施設があるということをお聞きして おります。処理水の排出基準や機械のトラブル等が心配だということで、このトラブルを一 番市町村ではおそれていたということでございますけれども。こういった状態の中で、県内 の本社企業に、すべてトラブルが起きないように任せられるというように考えておいででし たか。
- ○田附証人 それは今、先ほども心配したとおり、ノウハウ的なものも乏しいし、実績も乏しいということで。私とすれば、先ほども言いましたが、下水道公社の技術支援によって、技術的な裏づけと言いますか、サポートをすることがこれはもう絶対欠かせないということを、これは私が言い出したんですけれども。そういうことで公社の方へは特にお願いしたと言いますか、そういうことで私とすれば対応をしたわけでございます。
- ○宮澤(宗)委員 私はちょっと無謀だと思うんですよね、この対応の仕方というか。県外は

- すべて排除して県内へ持ってきた場合に、県内の中だけで、県内企業がそれだけの技術者、 あるいはいろいろなノウハウを持った経験者が集められるということは、私素人ですが考え られないんですけれども、その辺はお考えになっての公示ではなかったんですか。
- ○田附証人 先ほども言いましたけれども、その技術者の確保については、それは企業の方の それなりの考え方で多分対応されていたのではないかと思います。ほかの事業でもそうです けれども、例えばある今までやった業者のそういう技術者とかそういうようなものを、その あとで落札した企業が、その技術者をそのまま、全員でなくても、一部の職員なり何なりで も雇用して、それで対応しているというケースもありますので。それはその入札をしたとい うことは、それなりの対応なり何なりは考えた上で入札を、資格申請をしたのではないかと 解釈しております。
- ○宮澤(宗)委員 そうしますと、平成16年3月8日付で、15下第217号の土木部長名、先ほど そこの手元にあったんだと思いますが。平成16年度の流域下水道にかかわる下水道処理施設 運転管理業務委託の入札の取りやめですね、これについて通知で下水道公社に入札の中止を 指示しております。これはどのような理由で中止をされたのか、その経緯について詳細に説明をしていただきたいと思います。
- ○田附証人 先ほどもいろいろと説明をしてきているわけでございますが。いわゆるその入札 資格の申請の状況が2月25日か26日にはわかりましたので、その数についてもあまりにも少 ないということがわかりました。それで私もいろいろ、そのときになって期間があまりにも 短すぎるということが気づきましたし、それからもう一つは、県の陳情をされた方が、3人 が連名で陳情をされております。それで、そのお三方が、これは下水道公社の方から聞いた んですけれども、別々のいわゆる維持管理業者ではないかということで来まして。それで、 ところがその3人が別々の会社の、これは維持管理をしている会社でございますが、その3 人の会社が別々のうち、資格申請が出てきたのが1社だけでありまして、残りの2社からは JVも含めて申請はなかったです。 陳情までしていながら 1 社しか出ていないということは、 やはり何か原因があるのではないかと。それで、考えたところが、あまりにも技術者確保ま での期間が短すぎて、本来なら技術的な能力があるにもかかわらず、その期間が短すぎたた めに、その資格申請がされなかったんじゃないかということで、それを部長の方へもその状 況をお話しまして。それでその中で、いずれにしてもこの内容、部長の方へも2回か3回ぐ らいそういう話は報告も兼ねていたしました。それでその中で、私としましても、これはい わゆる競争性が確保されていないというふうに思われるということで、私としてもこれはや はり入札の中止を、そういうことであるならば、入札の中止もやむを得ないではないかとい うことも部長の方へ進言しまして、それで最終的には部長の方の、中止もやむを得ないとい

うことでのOKがとれまして、それで中止に持っていったといういきさつでございます。

- ○宮澤(宗)委員 これは入札参加資格や事前審査の条件は、皆さん方、下水道公社を含めて 審査をして、事前審査をして、その条件をクリアした社を、このしっかりした理由もないま まに入札をとめるということは、制度上問題はないのですか。
- 〇田附証人 中止することが制度上問題ないかどうかということなんですけれども。私としますと、今まで入札にかかわってきた、仕事の上で入札を担当したり、入札にかかわってきたということはほとんどない状態で、下水道課に来て初めてそういうようなことが経験したような状況でございます。

その中で、今言ったその競争性が確保されないということであれば、やはり入札自体がそれは適正な入札ではないという認識のもとに、私もこれはやっぱり入札の中止はいたし方がないと。ただしその原因も、これはやはり発注者側のそういう配慮が欠けたという反省する点は多々ございます。だけども、その辺が確保されないとすれば、入札もやむを得ないのではないかと。ただし、私も、今言った入札の経験が乏しい中で、入札の中止というものは、ある意味で言えば、相撲に例えれば、いわゆる仕切り直しではないかというような認識でいたことは事実でございます。

○宮澤(宗)委員 この3月26日の入札で、4月1日に業務開始であるから、5日間の短期間では技術者の確保が困難という、こういう通知、見通しを立てている。田附証人もそのことは証言をされておるわけですが。

この入札参加ができなかったと推測されるということですけれども、応募企業には、そのことをしっかり確認をしたのか、応募企業は3月26日入札で4月1日に業務開始ということを承知で応募をしているというように私は解釈をします。これが、仕事ができないということになれば応募しないわけですから、ほかに何か理由があったのか、企業には、それ応募した企業すべてにそういうことを確認されているんですか。

- ○田附証人 その確認はしておりません。それで、私が考えていたことは、当然資格申請をしている企業は、それは当然それだけの技術者なり職員も配置、確保をする見通しがあって当然していたわけでございますが。あくまでも中止したということは、それ以外に技術力がありながら、いわゆる期間が短すぎたために、資格申請を取りやめた企業があるのではないかということで、そういう考え方で判断いたしまして、いわゆる公正な入札は確保できないんではないかということの判断によって、入札を中止したわけでございます。
- ○宮澤(宗)委員 入札中止についてですが、応募要件を満たさず、応募要件を満たしている 適正な応募者が存在するのに入札を中止するということは、ある面ではこの公平な入札を妨 害をすることにならないのか。入札妨害罪というようなものに抵触をしないのかどうか、そ

- の辺の確認をしておきたいと思います。
- ○田附証人 入札に関しては、先ほども言いましたが、経験が乏しい中で、私としますと、入札の中止というものはあくまでも仕切り直しというような意識がかなり、そのときは強く持っておりまして。その中止ということの判断、最終的には部長の判断をいただいたわけですけれども。私も中止したらどうかという発言をいたしましたが、その中止をすることの判断が適正であったかどうかは、私もここですぐ思いつかないんですけれども。いずれにしてもそのときは、そういう考え方で、公平、いわゆる競争性の確保が、これでは入札が確保できないという考え方でそういう判断をいたしました。
- ○宮澤(宗)委員 この入札中止を決定するときには、下水道公社、土木部、経営戦略局等はかかわっておりましたか。あるいは、知事からの指示、知事後援会幹部からの何か働き掛けと言いますが、お話等ございましたか。
- ○田附証人 私の方には全然ございません。
- ○宮澤(宗)委員 田附証人は中止の理由の一つとして、応募企業に、この入札から業務開始までの5日間では技術者の確保が困難のためと、そして入札を延期してほしい旨の、この申し入れがあったというようなことがありまして。先ほど一つの会社がこの公告後に、そんな申し入れがあったと言われましたが、これが県外企業ということでよろしいですか。
- ○田附証人 その企業が入札の公告後に住所を移していたと聞いております。
- ○宮澤(宗)委員 この社が、そうすると、その申請後に申し入れがあったというのは、どこ の社からの申し入れですか、詳しく説明してください。
- ○田附証人 すみません、わからなかったんですが。
- ○宮澤(宗)委員 質問がわからなかったかもしれませんが、この5日間では技術者の確保が 困難のために、この入札の延期をしてほしい旨の申し入れがあったと聞いておりますけれど も、この社はどこの社なのか。
- ○田附証人 それが、私とすれば特に聞いていないんですけれども。経営戦略局の方では、そんなようなことがあったというようなことも、ちらっと聞いたことはございます。
- ○宮澤(宗)委員 いずれにしても、その入札の箇所は3カ所ですよね、入札案件。
- ○田附証人 入札の箇所が3カ所ですか、16年度の入札は4カ所全部やっておりますが。4つの流域下水道の全部を、すべてをやっております。ただ条件的に、諏訪湖につきましては、県外企業と県内企業のJVだと。それ以外の3処理場につきましては、県内企業の単独または県内企業同士のJVという条件で入札を公告しております。
- 〇宮澤(宗)委員 ある企業がこの下水道公社で、土木部の田附課長と下水道公社立ち会いの上で、この理由について話を聞いたと。このときの中止の理由については、一般競争入札参

加資格申請書を出した県内の一業者より、3月26日入札、4月1日業務開始では、技術者確保が困難であるため入札の延期をしてほしいという申し入れがあったということを言われていると。この田附課長によると、経営戦略局にメールで申し入れがあったとの説明だったということですが、そういった記憶はございませんか。

- ○田附証人 どこの業者かはわかりませんが、経営戦略局の方にそんなようなメールなり何なりがあったということは、ちらっと聞いたことはございます。それで、特にそれによって、その入札を中止にしてほしいとかということは一切ありません。
- ○宮澤(宗)委員 諏訪湖を除いてあと3カ所ということで、この3カ所の入札案件に対して、 4社の応募があったわけですよね。
- 〇田附証人 先ほども言いましたが、単独の企業で3社とJVが1つで、全部で4社ございました。
- ○宮澤(宗)委員 それで、この形の中で入札が行われれば、この競争が行われる結果、知事 後援会幹部の関係する法人が落札できないのではないかなというようなことはお考えにな られなかったですか。
- ○田附証人 その資料が見当たりませんけれども。知事後援会幹部が関係する法人も参加資格申請はしておりまして、結果はわかりませんけれども、当然入札をすれば落札する可能性はあったと。これはみんな同じですけれども、そういうふうに認識はしております。
- ○鈴木委員 証人に、時間も時間ですから簡潔にお尋ねいたします。下水道課長の任期は平成 15年4月から16年4月30日ということで間違いございませんね。
- 〇田附証人 15年4月1日に異動になりまして、翌年の16年5月1日付で今の計量検定所に異動になりました。
- ○鈴木委員 極めてイレギュラーな、在任期間だったと思うんですが。その間、率直にお伺いいたしますが、知事後援会幹部を交えた、いわゆる庁内における打ち合わせ、あるいは庁外の、先ほど歓迎会というお話もありました。複数の方々、特に下水道の職員を交えた会合の中に、知事後援会幹部が参画した会議は、都合何回ぐらいあったのか、その辺の記憶はございますか。
- 〇田附証人 先ほども言いましたが、議事録なりメモが残っているものと、それ以外は、先ほど言いましたが、15年9月県議会が終わったころに一度会っただけということでございます。 それでそれだけでございます。
- ○鈴木委員 したがって、何回ですか。
- ○田附証人 4月16日は私は出席しておりませんので、17日と4月23日と5月20日と、それから日付がはっきりしませんが、今の9月県議会が終わったときが1回で、4回でございます。

- ○鈴木委員 4月17日、4月23日、5月20日と9月と、この4回ですね。この会合の設営は、 どなたの発案、どなたが設営された、招集されたこれ会合になっていますか。その辺が一番 大事なんですがちょっとお聞きします。
- ○田附証人 まず4月17日は、これは経営戦略局から連絡がありまして、向こうが主催という わけではございませんが、向こうの方から連絡が来た会議でございます。それから・・・
- ○鈴木委員 ちょっとすみません、委員長すみません。証人にお聞きします。具体的に経営戦略局のどなたがどういう趣旨で、下水道課長、田附課長以下何人かの職員にどこどこへ来てくださいと。いつ、どこで、だれが、何をというふうに、どういう趣旨でだれが招集して、どういう内容だったかということを簡潔に証言いただきたいと思います。ただ集まったとか、ただ経営戦略局ということではなくて、だれからと固有名詞を挙げてください。
- ○田附証人 まず4月17日ですけれども、先ほどの近藤さん、ちょっと私も記憶がはっきりしませんが、近藤さんの方から連絡があって、その趣旨等につきましては、特には聞いておりません。それで、それから4月23日ですけれども、これは下水道公社の方から連絡がありまして、それで私の歓迎会ということで・・・
- ○鈴木委員 公社のだれですか。
- ○田附証人 公社の、これは小林理事さんではなかったのかと思います。それから5月20日ですけれども、これも、これは知事後援会幹部が下水道課へ見えたと思っているんですね。それでその見えて、それでそれまでも経営戦略局と打ち合わせをしていますので、経営戦略局へ行って、経営戦略局のこれはだれでしたか、出席者は書いてあると思いますが、一緒に打ち合わせをしたわけでございます。それから9月・・・
- ○鈴木委員 経営戦略局のだれですか。
- ○田附証人 これは近藤さんですね、近藤企画員さんです。それから9月の、日付ははっきりしませんが、9月県会が終わったあと、土木部長さんと私と3人でやりまして。そのあと知事後援会幹部と私が下水道公社へ行って、技術支援について話をいたしました。
- ○鈴木委員 非常に田附証人は、先ほど議会からの地元企業優先という決議を受けてとか、いろいるおっしゃっていましたけれども。最終的には行政の執行の流れというのは、民間の企業も当然そうなんですが、経営トップあるいは行政のトップのいわゆる政策に従って、各部各課と流れ、それから今回の場合は公社というふうに具体的な施策として流れていくわけなんですね。その場合、土木部として先ほど協議検討したということを、先ほど証言なさっておりますけれども。過日の、小市前土木部長の証言によりますと、下水道課だけはなぜか土木部長が直接関与、あるいは土木部長の指示なくして、知事の強い意向を持った経営戦略局、当時の政策秘書室から直接下水道課に、いろいろな下水道事業の見直しとか、あるいは下水

道公社の検討、入札方法等も含めた指示が来ているわけなんですね。

ですから田附証人は、先ほど土木部としての、内部で検討協議という発言をなさっていましたけれども。直接の上司というのは、私は当時の土木部長だと思うんですが。仮に経営戦略局からいろいろな具体的な指示事項、改善事項が来たとしても、土木部長とは何回ぐらいこの問題に対していろいろ相談、もしくは協議をなさったことがございますか。

- ○田附証人 先ほども言いましたが、内容が特に部長、私も聞き方が参考意見として聞いたということでありまして。その中で、特に部長の方へ報告しなければならないものは、その都度、口頭ではございますけれども報告はしておりましたが。回数等につきましては、記憶がはっきりしておりません。
- ○鈴木委員 逆に部長からの指示がなくて、部長に対して口頭の報告の回数が結構多かっただ ろうというような、今、当時を振り返ってみて、そういう受けとめ方でいらっしゃるわけな んですね。間違いないですか。
- ○田附証人 特に、例えば打ち合わせだとか、会議だとかという場合には、特に部長の方から 指示をされて出席したという、今の4つの事例がありますけれども、それは部長の方からの 指示ということは一切ありませんでした。
- ○鈴木委員 ですから一つの機関決定、組織として、私は機能していなかったと判断せざるを得ないんです。通常でしたら、知事の施策、政策に対し、土木部長が担当の課長に対し、知事はこういうお考えだと、こういう施策を進めたいと思っているけれども、現課としてはどうなんだろうと。ついては公社と協議してみて、一つの方向点を出してくれないかというのが通常のラインだと思うんですね。これが今回一方的に、経営戦略局からダイレクトに下水道課長に話が来て、その話の内容をただ部長に形式的に報告しているだけというような私は受けとめ方をしていますが、それに間違いございませんか。
- ○田附証人 経営戦略局の方からのあれは、今の会議だとか、そういうようなものは連絡が来てこれやりましたけれども。特に経営戦略局の方から、どうしろこうしろという指示は受けたという記憶がありません。
- ○鈴木委員 先ほどのあなたの証言によりますと、経営戦略局の近藤氏から、2回にわたって呼びかけられていますね、知事後援会幹部の同席の会合に。それからもう一つは、小林理事とおっしゃいましたね、公社の。おそらく深夜とか、土曜日曜の余暇の日ではないと思うんです。公務執行中、勤務時間中に会議等に招集がかかった、参画要請があった場合、何の目的と、あるいはどういう一つの内容というものが必ず明示されると思うんです。何とはなしに顔を出したと。しかもいわば行政に、県民に対して責任を負う立場のない非公認の方が存在している会合に出席したのを、私はあなたにお聞きしているわけです。

ですから、そこでどういう、経営戦略局の近藤氏から知事後援会幹部をどのような紹介をされて、どのような内容の話し合いが行われたのか。私は仄聞するに、近藤氏は下水道事業に関する造詣の深い有識者のお話を聞くんだと。ですから、下水道課長以下、参加していただきたいというようなお誘いがあったというふうに、私はお聞きしておりますが。そういう事実は間違いありませんか。

- ○田附証人 多分その、記憶ははっきりしませんが、4月17日の会議にも、多分私は直に電話を受けていないと思うんです。それで、だれかの職員から聞いて、経営戦略局の方からこういう連絡があってという話で会議に出席をしたと。それで、そのときも出席者については、知事後援会幹部というのは確か名前も聞いた記憶がございますけれども。あくまでも経営戦略局の方から、特に下水道に関しては、経営戦略局の方は技術的には多分それほど明るいとは思いませんので、具体的にどうのこうのというような話は実際にはありませんでした。
- ○鈴木委員 まさしくいみじくも証人がおっしゃったように、経営戦略局の下水道事業担当の 職員は、県内の下水道事業の実態とか、あるいは課題なんていうものは何ら造詣が深くなく、 見識もあったとは私は思いません。それはそうですね。ところが、今日までいろいろな証言 を聞きますと、知事部局、経営戦略局の方から現課の下水道課や公社に対して、問題点や概 況説明の報告や、そんな機会は何らないまま今日まで推移してきているわけなんですよ。だ からそこに矛盾があるんです。

なぜ、では下水道課に対して、経営戦略局から具体的な改善点や、先ほどいみじくも証言なさったように、非常に追い込まれてしまったと。地元企業、県内企業優先にシフトせざるを得ないと追い込まれてしまったと。その追い込まれてしまった理由の中にあなたは、議会からの決議と、もう一つは知事の記者会見とおっしゃっていました。知事の記者会見の内容を見てすぐ行動を起こすということは、下水道課単独ではあり得ないと思うんです。土木部長から直接的な指示がなければ、一つの行政のラインとしての、これは組織が機能していないということじゃないですか、そうでしょう。ですから知事の一つの記者会見を受けてというのは、その伏線には、経営戦略局からの明確な意思が直接あなたに伝わってきたんではないですか、その辺はいかがですか。

○田附証人 特に県内企業を優先にシフトするようにという知事からの指示でございますが。 これは私が下水道課へ来る前のあれでありまして、その指示をしたということも知事会見の 中で明確に知事が話しているわけでございまして。それで、指示をしたということは、いわ ゆる記者会見の中ではっきりそれを言っているということは、ある面で言えば、私は直接受 けて、まだ下水道課にいませんでしたので、直接受けているわけではありませんが。その指 示をしたということについては、それはもういわゆる公に明らかにしているわけでございま すので、ほかの職員なり関係業者とか、そういったことにつきましても、そういう方向で認識を、みんながそういうことを知っていたと、そういうふうに私とすれば受けとめておりました。

○鈴木委員 それは通常あり得ないですよね。あくまでも具体的な指示、これは必ず予算も伴うだろうし、制度の変更もあるだろうし、いつまでにどうしろというものが必ずあるはずですよ。これは記者会見という、外部に知事が発言したものをもって、知事の方針転換、具体的にしたと受けとめるということになりますと、これは通常あり得ない。どういうことかというと、きょうは非常に蒸し暑いなと言っているのに対して、知事だけがきょうは雪が降っていて寒いと言ったら、皆さん方は、当然きょうは寒くて雪が降ったというふうに受けとめなくてはいけないんですか。これは民主主義の社会であり得ないですよ、こんな県政。

次にいいですか。16年度業務ということで、平成15年2月4日の知事の指示に基づく下水道公社事業見直しについて、市町村代表、関係建設事務所、管理事務所で構成、委員会、幹事会で、この下水道公社事業の見直し、これの検討が行われましたね。行われたあと、15年8月5日に報告書を下水道課へ提出していますね、公社から。この内容に対しては十分精査されましたか、お聞きします。

- ○田附証人 特に私は、先ほども言いましたが、委員になっておりませんが、内容については 当然私も承知しておりましたし、内容についても当然私も了解はしておりました。
- ○鈴木委員 当然、責任ある課長としては、内容を把握されたと思います。それで、15年8月 22日に報告書の要旨、これは下水道課と公社で作成したこの要旨を知事に説明していますよね。このときは、かいつまんだ内容、下水道課長はどのような趣旨でこの要旨を説明されたんですか。
- ○田附証人 要旨ですね。報告書の内容に基づきまして、それをまとめて説明した記憶があります。特に知事会見の中でもはっきりしておりますが、いわゆる技術支援の責任性の問題、 それから技術支援料の問題等がありまして、特にその辺につきましては、念入りに説明したという記憶がございます。
- ○鈴木委員 その説明に対し、知事から具体的な検討課題、指示があったと思うんですが。そ のポイントはなんでしょうか。
- ○田附証人 私も当然、知事さんに対して報告のときに同席しておりましたが。私も記憶がはっきりしておりませんけれども、特別、知事さんからの宿題と言いますか、そういうものについては、私は記憶しておりません。
- ○鈴木委員 先ほどからも気になっているんですが、報道等に知事が記者会見したものが、ま さしく知事の神御一任の御意志だと受けとめているあなたが、具体的に知事を前にして説明

した要旨に対する知事からの具体的な今度逆に返ってきた、下水道課に対する指示、検討内容について記憶がないということは通常あり得ないと思うんですが。そのときの内容、多分維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについて、検討を指示されたのではありませんか、どうですか。

- ○田附証人 報告書を説明した中で、その報告書に基づいて、それをどういうふうに実現していくかということについては、多分いろいろ質問等されたと思うんですけれども。特に何かそのやり方についての指示なりということについては、私は記憶がありません。
- ○鈴木委員 一連の入札方法とか公社の組織見直しについて、経営戦略局、下水道課の関係、特に知事御本人の前で、下水道課長が直接、下水道公社事業見直しについての、この一つの報告書の要旨を、公社の多分当時の専務あるいは理事長と課長が行って説明しているんですよ。その説明に対して知事から、その要旨を受けた知事から具体的な、受けての対応、指示というものがあったはずなんですね。その指示があまり記憶にないということは通常あり得ないと思うんですが。もう一度お聞きしますけど、維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについて、検討を指示されたんでしょう、記憶にありませんか。
- ○田附証人 特にそのとき私が同席いたしまして、いわゆる流域下水道の運転管理業務を県内企業優先ということがもう既に指示がされていましたので、その報告書にまとめたものは、あくまでも市町村の公共下水道に関するものだけについての報告だということで。流域下水道についても、市町村に対しては下水道公社が技術的な責任を負うというふうになっていましたので、流域下水道についても、市町村と同様に技術的な責任を負ってもらえれば、県内企業の参入はしやすくなるということは、私の方から申し上げた記憶がございます。
- ○鈴木委員 私は、県内企業の参入どうのこうのという部分に特定したことをあなたにお聞き したわけではないです。語るに落ちるような御答弁いただいたんですが。
 - 15年10月29日、維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについての検討結果、いわゆる下水道維持管理事業等についての知事に説明の機会があったんですが、このときは、下水道課長は同席されていらっしゃいますか、15年10月29日です。
- ○田附証人 それは知事に対する報告ですか。説明はその事業の見直しの報告書の説明、報告ですか。
- ○鈴木委員 維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについての検討結果が出たわけですよね。15年8月22日に、いいですか、知事に報告書の要旨を説明に上がっているわけです。そのときに知事から、維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについて、検討を指示されているわけです。その検討を指示されたものの結果を、10月29日に知事に説明してはおりませんかと。その説明の場に下水道課長、田附さんは同席されなかったんですかと、今お

聞きしているんです。

- ○田附証人 その今の報告の内容とか出席について、私、今これ資料もありませんし、記憶が はっきりいたしません。
- ○鈴木委員 資料があるとかないとか責任を持って克明にきちんと証言したいという、誠意を持った、私は今の答弁と確認しますけれども。記者会見とかテレビや新聞で知事の方針をきちんと受けとめる人が、具体的に知事に報告したり、説明をしているものの受けた指示を、またどのように、直接知事に検討結果を報告あるいは説明する、この部分についてのやりとりがあやふやだというのでは、論議が進まないと思うんですね。またいずれ別の機会にもう一度、あらかじめ資料等を精査していただいて、私の方もきちんと他の証人の証言も踏まえた上で、証人ともう一度過去の経緯を検証する機会をつくらせていただきたいと思います。私はもうこれで結構です。
- ○小林委員長 15分の制限時間にこだわらず、できるだけ簡潔にお進めをいただければありが たいと思っております。
- ○林委員 それでは簡潔に何点かお伺いいたします。ただいま田附証人の話の中で、県内業者を優先するという入札方法に変えていくということは、知事の記者会見あるいは公社見直し検討委員会の中でも、県内企業育成を前提とした適正な入札方法の導入、あるいは15年4月の県公共工事入札適正化委員会の中でもその方向を示し、さらには9月県議会で、小林宗生議員からの流域下水道の維持管理業務の県内業者への発注の質問があったり、県議会の陳情の採択という点から見れば、これは全体の流れとしてそういう方向に動いていったという証人の言われたことは全くそのとおりだろうというように思うんですけれども。

ただその中で1点お聞きしたいのは、落札業者が事業をスタートさせるまでに技術者をそろえるという要件に変えたということですけれども。各企業とも仕事量に見合った技術者を用意しているわけで、企業間で業者を移動するにしてもそんな余裕があるのかなと。非常にそのことは可能なのかなということを、不信に思うわけですけれども。現実問題、そうした落札業者が技術者を指定だけそろえるということは、実際に可能なんでしょうか。

○田附証人 いろいろ、特に人数も、例えば諏訪湖の場合ですと、電気・機械で14人でございます。それからほかの処理場でも、電気・機械で結構10人近くの人数が必要になります。実際は、例えば先ほど言いましたが、県外企業でもそれこそ何十人という技術者がいるんですけれども、実際はいても、それはほかの処理場にもう専属で配備されているわけですから、だから、落札してすぐ十何人を集めるということは県内企業も難しいし、実際には県外企業も実際には難しい状況にあるわけです。現実にあるのです。

先ほど言いましたが、例えば県外企業が落札した場合は、今までそこに、今度は従業員と

- して働いた技術者とか、そういった方をそのまま採用して雇用するということもいくらもございまして、それについては、県外企業でも県内企業でも、その辺の状況というものはそれほど変わらないのではないかというふうに私は考えております。
- ○林委員 とすると、技術的にもそうした技術者をそろえるということは可能だという判断を されたということでよろしいですね。
- ○田附証人 その辺については、それほど県外とは変わりないというふうに考えております。 ただ、技術者がいれば、処理場の維持管理をする技術的なノウハウがあるかどうかということは、これは全く別問題でございまして。ただ資格者を持ってくれば何でもぱっとできるというものではないんです。だからやっぱりその辺の、どうしても実際の実績に基づいて、その実績から蓄えられた技術ノウハウというものはまた別の問題でございまして、それがあるかないかで、どうしてもやはり県内企業というものは、すぐそれがノウハウとして生かせるかというと非常にそれは問題があるというふうに私は考えておりました。
- ○林委員 4月17日の打ち合わせの会議の席で、この記録によりますと、知事後援会幹部の方から「下水道処理施設の工事単価が高すぎる。」という指摘があります。それに対して田附課長は、「下水道事業団に委託している。維持管理業務がやりやすいことが求められているので、この効率化を図りつつ事業団に頼らない取り組みを検討する。」というふうにメモをされております。下水道事業団に2年間出向されていた証人からしてみると、実際に市町村における下水道工事の単価が非常に高いという認識を持っていますし、私も地方自治にかかわった関係から、いつもそういう認識を持っておりましたけれども。この辺の改善点については、どんなような見解を持っておられるでしょうか。
- ○田附証人 先ほども申し上げましたが、標準法とかOD法ということで、標準法とOD法とはもう同じ下水処理でありながら、もう構造が全然違います。ですから、それ、多分OD法ならOD法の中では、ほとんどポンプだとか構造はほとんど同じわけでございまして。いわゆるポンプにしても、ほかの電気なり機械設備にしましても、それをいわゆる規格化、もう標準化と言いますか、それをすることによってかなり単価が引き下げられるのではないかという、私は考え方をしておりました。だから、やっぱりそういうようなものをしていけば、かなりこれからは、ある面使いやすくて、それでしかも規格化ができて、設備自体が例えば互換性が生まれてきたり、そういうようなことのメリット、しかもその設備が安くなると。そういうようなことによって、かなり安くもできるし、使いやすい設備に、処理場にできるのではないかという期待は持っておりました。
- ○林委員 そうした提言や具体的なアクションはされたんですか。
- ○田附証人 はっきり申しまして下水道課におきましては、そういう設備をどうするこうする

ということについては、直には担当しておりませんで。担当しているとすれば、千曲川流域 建設事務所だとか、あとは諏訪建設事務所とか、そちらが担当していますので、もしそうい うようなことを考えるとすればやはりそちらの方で対応をしなければ、そういったことは不 可能な、いわゆる事務担当になっているわけでございます。

- ○林委員 最後にもう1点お聞きします。先ほど証人の証言で、今、下水道で抱える最大の問題として、汚泥処理が最大の問題だと。市町村の汚泥処理は限界があり、広域で処理が必要だと考えたという点での発言がございました。これについての具体的な取り組みは行われましたか。
- ○田附証人 それにつきましては、下水道課としまして、私が直というわけではないんですけれども、一応汚泥処理計画というものについて、特に市町村の方の調査をいたしました。それで、それをどういうふうにして汚泥を活用するかということも含めて調査して、一つの計画と言いますか、報告書にまとめてございます。

それで、特に汚泥は非常に、先ほど言いましたが、汚泥処理というものがこれからは一番のこの問題になっておりまして。それで特に長野県は、下水道の、10年ぐらい前までは非常に整備が遅れていたんですけれども、私が来てと言いますか、ここ10年ぐらいの間に急激に設備が設置されまして、非常にこの汚泥の量もどんどんふえてきて、これが今後まだ、ますます汚泥が多く発生するということで。やはり汚泥処理というものについては、やっぱり何かを考えないといけないと。しかも、先ほど言いましたが、村の単位でもみんな処理場を持っていますので、しかも農集排とかそういったところからも汚泥が出てきますので、それも含めてどうするか。やはりこれは行政として大きな課題だということは、それは私のみならず、ほかの下水道にかかわる職員もみんなそういうことは感じていると思います。

- ○林委員 下水道のこの維持管理の資格を持った業者の中にも汚泥処理業者も含まれておりますが。例えばそうした県内業者において、そうしたものも検討するというようなことは、発想として考えられたことはありますか。
- ○田附証人 当然そういったことの、汚泥処理としますと、いわゆるコンポストにして有機肥料として使ったり、それから一部はセメントの材料として使ったり、いろいろ今、用途を検討して広めてきているところでございますけれども。やはり汚泥処理に関しては、非常に公害等の問題が非常に強くて、ただ業者がいるから何でもかんでも処理が簡単にできるかというと、非常に難しい状況にあります。

特に、例えば流域下水道におきましても、焼却炉をみんな持っていますけれども、あれは 地元との協定で処理場から出てくる汚泥だけを焼却するということで、地元との締結がされ ていますので。もしほかから汚泥を持ってきて燃やすということになりますと、地元との了 解をとる必要がありますし、なかなか簡単にとれない状況にありまして、非常にこの汚泥処理というものは公害的な面なり、地元との了解をとる面で、やはりいろいろ制約がかなりあるというのが現状でございます。

- ○平野委員 お疲れのところ、証人、一つだけ確認させていただきます。先ほど鈴木委員が確認した延長線になるんですけれども。実際にはまだ県内には技術者もいないし、ノウハウもないので、県内の業者に仕事を出すということは非常に難しいこと、やりたくないこととおっしゃっていた。しかしながら、やらざるを得ないというふうに追い込まれていたとこうおっしゃいました。鈴木委員の質問には、知事の記者会見とか、あるいは議会の陳情の採択とか、こういうことをおっしゃったんですけれども、やっぱりどうも現実的ではないんです。実際には、9月定例会の終わりごろ、知事後援会幹部が来られて土木部長に会いたいというそのときに、何が何でも県内企業に仕事をさせてほしいとこういうふうにそのとき言われたと言われました。ですから、実際に現実的に、その追い込まれたというのは、この瞬間から、まさに土木部長もいてのことですけれども、土木部長、あるいは知事後援会幹部に、何としても県内企業に仕事をさせてほしいという、この瞬間からその追い込まれたというのは、現実的に始まったというふうに解釈できないでしょうか、私の考えは間違っていますでしょうか。
- ○田附証人 知事後援会幹部が、9月定例会の終わった前後に部長の方へ来まして、それで私 も同席いたしました。そのときの話は、いわゆる県議会でも陳情が採択されて、そういった こともあるので、ぜひ県内企業を優先とした入札に取り組んでほしいという話でございました。私がそのときのそういう陳情を採択されたというその言い方をした裏には、ある面では やはり県内企業の中には、そういう流域下水道の維持管理に参入したいという企業、希望を 持っている企業がかなりあるということと、それともう一つは、県議会でもやはり県内企業 を育成した上で参入させるということについては、議会も同様に、同じく考えているという ような意味の2つに私は一応とりまして、それでその中で、先ほど言いましたが、いわゆる 技術支援というものは欠かせないという説明をいたしました。
- ○平野委員 考えましたはいいんです。何だか責任を我々に振られてしまうみたいな言い方を されるんですけれども。そうではなくて、我々は確かに陳情を可決しました。そうではなく て、いいです、その瞬間どんなことを言おうと、知事後援会幹部が来て、県内企業を頼むと いう中身はいいです、中身は今の話でも結構なんですけれども。その瞬間が一番、当時の田 附課長としては、もうやりたくないけれども、来春、制度を変えて県内企業に仕事を出さざ るを得ないなという、追い込まれたというふうになったんではないですか。
- ○田附証人 それは私の感じたことですので、いずれにしても知事後援会幹部から言われて追

い込まれたという感じは全然持っておりません。やはりさらに言えば、これはもう知事さんから指示がされたということは、これはもうやらざるを得ないというのが、もうはっきり言って、県の上層部にいる方なら大体察しがつくことだと思います。

それで、さらに、その県内企業優先とした入札ということについては、議会の皆さんもそういう方向で理解もいただいているし、そういう方向でやれという、特に県の執行機関は、これは議会の議決事項というものは、それを執行しなければならない義務が生じているわけでありまして、これは地方自治法に出ております。それで、ある面では、これは議会で議決をしたということは、執行機関に対してこういうことをやりなさいということの、いわゆる命令なり指示をしたと同じことでございまして。それは、知事は知事の指示で重く受けとめておりますが、議会の今の陳情の採択というものも、当然それなりの重みを持って受けとめておりましたし、また一般質問においても、それなりの重みを持って私は受けとめておりました。

○柳田委員 大変御苦労様でございます。尋問をさせていただきたいと思います。今の時期からちょっとさかのぼって、4月あたりのところをお聞きしたいんでございますけれども。4月23日のホテル信濃路での会合、この際の証人の証言としては、県の行政に深いかかわりがある人だったので、出席しないと不利益が生じるのではないかと感じた、こういう証言がありました。その不利益とは何ですかという質問に対しては、知事と深い関係にある方なのでという証言がありましたし、実際に話し合いを求められたら断ることは難しかったが、受け入れする必要はない、一つの参考意見としてお聞きしておく、それが自分としての覚悟であったという御証言がありました。そういったものが4月23日以降、そのときもそうですけれども、そういった心境だったということですけれども。

別の証言で、4月17日のときには、後援会幹部とは知らなかったと。業者であることは知っていたのだけれども幹部であることは知らなかったと。これはどなたから聞いたのですか、幹部であることを。

- 〇田附証人 私もあれなんですけれども、下水道課の職員か何かからそういう話を聞いた記憶があります。
- ○柳田委員 それはあれですか、17日から23日までの間ということでしょうか。
- 〇田附証人 4月23日以降かも知れません。そこもはっきり、いずれにしても5月20日前までにはそういうことは聞いていた、私の記憶ではそういうことでございます。
- ○柳田委員 何で5月20日までという記憶なのですか。
- ○田附証人 それもはっきりしませんけれども、大体下水道課へ来て1カ月か1カ月ちょっと たったころにそういうようなことを聞いて知ったわけですけれども。聞いたというちょっと

私の今のところの記憶で、それも幾日かということはもう明確にはっきり言って記憶しておりません。

- ○柳田委員 それはそうだと思うんですよ、そういうことというのが、何かメモに残すとか、そういうたぐいの話でもないのでそうだと思うんですね。ただし、先ほど石坂委員の質問は、4月23日の場面だったんですよ。その場面で食事をしたということが不適切だったんじゃないですかと。名刺営業もだめ、技術提案もだめとなっていた時期に、食事をして歓迎会をしてもらうというのは、その席にいらっしゃることが知っていたのだとするならば、お断りというか、違う場面を用意した方がよかったんではないですかという、意見を聞くことはいいんだけれどもという中でお答えになったんですよ。ということは、4月23日の前ではないんですか。もう一度お願いします。
- ○田附証人 そこも、はっきり申しまして明確ではありませんが、大体1カ月ぐらいだったような、いわゆる後援会の幹部ということは聞いたのが、1カ月ぐらいたってからだったような記憶しか今のところございません。それも23日前かどうかも、はっきり言ってここで答えられません。
- ○柳田委員 ここは神聖な百条委員会の場でありますので、23日の心境を聞かれたときは、慎重にお聞きいただきたいと。尋問の枠を超えてはいけないということになっているわけです。 もし23日の心境でない心境を23日の尋問として答えたならば、それは決まり事に違反することですので、お願いをしておきたいというふうに思います。

この中で実際にこの議論を見てみますと、この復命書を初め、さまざまな場面で田附当時の課長が、ある意味でいうと抵抗をしている部分、言ってみれば県内業者優遇だと、優遇というか県内業者に仕事を持っていきましょうというふうな勢力に対して、それは私たちもそうかもしれませんけれども、そういうものに対して現実的な話をされている部分とかというものは感じるんですよ。しかし、そういうものは実際には難しいなと。なかなか経験のない県内業者にシフトしていくというのは難しいというふうに思っている中で、知事の発言なんかにもかなり拘束をされたというお話ですけれども。

この入札に関しての議論というのは、証言の中では、土木部、そのときに名前が出たのが土木部長、監理課長、下水道課長という田附さんも入っての、ここでの決定ということだったんですけれども。実際にその3者の皆さんでは、県内業者でこの業務を行っていくということを主張されている方はいらっしゃらないと思うんですね。実際には、その3人の土木部内の中での決定をしていったという話でしたけれども、そういう中ではどういう議論が繰り広げられてそういう方向になっていったのか、その辺を証言していただきたいと思います。

○田附証人 まずメンバーでございますが、土木部長と監理課長、それからあとは下水道課の

係長以上の職員で検討いたしました。それで、検討した、どういうような話が出たかということでございますが、いわゆるそれまでの入札とは特に一番違っているのはもう、これは特に話をしたわけではないんですけれども、県内企業を優先とした入札にせざるを得ないという認識、そういう話も実際には出たと思いますが。認識のもとに、あとはいかに県内企業が入札しやすいような条件にして、それで業務の方も正規に行えるかというその辺のことについて、検討したと。特に、今までの入札と変えたということは、先ほど言いましたが、技術者とか職員数を、落札後に、業務開始までに確保すればいいということにしたということと、それからあとは、JVにつきましては、その前からもう既にJVでやっておりまして、やはり県内企業がなかなか単独では維持管理には参入が不可能ではないかということで、やはり

それから、それまでは県外企業で指名競争入札をやっていたものが、いわゆる県内企業を優先とした内容ですけれども、一般競争入札に変えて、いわゆる資格があればすべての企業が参加しやすいような配慮をいたしました。主にその内容につきましてはそういうような内容で、先ほど言いましたが、県内企業がいかに入札しやすく、参入がしやすくなるか。それから、業務もきちんと正常にされるかというようなことを主眼とした検討内容だったというふうに記憶しています。

○柳田委員 非常に現実的な話だと思うんですね。県内企業という大きくかじを切ることを知事が指示を出していると。そういう中で、JVはだめなのかと、こういう方法はどうだ、ああいう方法はどうだという議論がされているわけです。それもよく現実的で、よくわかる話なのです。ただし、実際には知事後援会幹部の思っているところに船は着くんです。ということに、非常に不思議だという思いがあるわけです。

そういう中において、4月23日の心境を借りると、田附氏は、県の行政に深いかかわりがある人だったので出席しないと不利益が生じるのではというふうにおっしゃっているわけです。この心境は4月23日の心境なのです。呼ばれた食事会に自分が行かない、逆かもしれません、自分が行く予定だった食事会に彼が来るということによって、席をはずすことすらはばかられた。ちょっとでも意にそむけば、自分に不利益が生じるのではないかという思いを持っていた、こういう証言だったのです、田附さんの証言は。とするならば、彼に意に沿わないこと、知事後援会幹部の提案に沿わないことということが、みずからの不利益につながるものだとは認識されなかったんですか。

○田附証人 まず4月23日につきましては、それは出席しなければ不利益ということではなくて、あくまでも私の歓迎会だということなので、知事後援会幹部も出席というのはわかっていましたが。私の歓迎会ならば、私が出席しなければ歓迎会にならないというような考え方

で、これは出席したこと自体がやはり、これは好ましいというふうには絶対思っておりませんけれども、そういう考え方で出席したということで先ほどは答えたと思います。

それで、今の知事後援会幹部の方の意に沿わないような入札内容、いわゆる資格要件と言いますか、そういうことについては、あくまでもそういう知事後援会幹部の意見に基づいて県の施策を変えるとか、そういうことは一切しておりません。それで、特にいわゆる県内企業についてはなるべく、いわゆる公平にできるような形で、例えば指名競争だったものを一般競争にしたりというような配慮をして、県内企業が参入しやすいような内容にしたということでございます。

○柳田委員 私、後ほどというか、今後行われる協議会の中で、そうやって証言が変わっていくということは、偽証罪だと思います。違う、1回言ったことを変えていくということを、これはうそと言うんです。不正確でないことというのはうそと言うんですね。私はそういう意味では、そういう証言には十分配慮をしていただきたいと思います。

4月23日の心境を聞かれて、それに出席しないことは不利益が生じるのではないかと自分 自身は思ったという証言をしていらっしゃいませんか、田附証人。

- ○田附証人 私もあれですけれども、4月23日につきましては、それは例えば来られたり何かした場合には、会ったりしたりするということにつきましては、これは本来ですと名刺営業も許可になっていないわけですが。それを全然話も聞かなくて何もしないということになりますと、これは今言った不利益というふうに申し上げたつもりでありますが。4月23日につきましては、先ほども言ったとおり私の歓迎会ということで、私が出席しなければ歓迎会にならないのではないかということで、出席したと私は記憶しておりますけれども。
- ○柳田委員 この証言をシフトさせていくということに関しては、また議事録とかを精査する 中で判断をさせていただきたいと思います。

ただし、証言の中に、不利益が生じるのではいう心境があったと言っているんです。それは間違いないでしょう、多くの人が聞いていますよ、これは。どうなると不利益が生じると思ったんですか、田附証人。

- ○田附証人 先ほど言った趣旨は、これは確かに不利益が生じるという話はいたしました。それで、それはどういうことかと言いますと、知事後援会幹部が例えば来たりした場合に、本来ならやはり名刺営業も禁止されているわけですから、もう一切話も聞かずに、そのままお帰りくださいと言うべきところが、やはり知事の後援会の幹部ということがわかったあとでは、話も聞かないでということについては、いわゆる不利益がこうむるということで申し上げたつもりでございます。
- ○柳田委員 よくわかりません。やはりそうなってくると、いつ後援会の幹部だということを

御存知になったのかというのは、行動の変化が起きてくるときでありますので、やはり重要なことかもしれません。

そんな中で、知事の後援会の方に面会を求められて断った場合には、不利益が生じると自 分は感じたとこういう理解を、今、そういう証言だったんですか、そういう理解でいいです か、田附証人。

- ○田附証人 私が今言ったことは、知事の後援会の幹部ということがわかった時点で、向こうから話なり何なり来ているものを、もう話も聞かずにお帰りくださいということをしたとすれば、やはり不利益をこうむるというふうに私は感じているわけでございます。
- ○柳田委員 よくわかりませんけれども、知事の後援会であるからお会いになったのではない ですか。ちょっと違う聞き方をしますね、今の言い方ですよ。知事の後援会の幹部であるか ら会わなければいけないと思ったのではないですか、お願いします。
- ○田附証人 その言い回しはあれですけれども、いずれにしても後援会の幹部だということがわかったあとでは、やはり、当然こちらから連絡して来てもらっていることはありませんので、向こうから来た場合に、やはり少なくとも話ぐらいはお聞きしないと不利益がこうむるというのではないかということを、私は感じておりました。
- ○柳田委員 難しいんですよね、何をおっしゃっているのかよくわからないんですけれども。 その知事の後援会だということを自分が知ったあとで、後援会だという理由で断ることは不 利益を生じるのではないかという思いがしたのかもしれませんけれども。後援会であろうと なかろうと、会わないということになっているんですよ。それが会っている、それは後援会 で、田附さんが知ろうが知るまいが、会うべきではないというのが基本線なのです。それが 実際には会っていたということは、後援会幹部であったからこそお会いになったのではない ですか、田附証人。
- ○田附証人 その言い回しにもよるんですけれども、あくまでも、本来ですともう会うこと自体がまずいんですけれども、やはり後援会の幹部が向こうから来て、話をするようなときには、今言った話ぐらいは聞かなければ、何かの不利益と言いますか、そういうものがあるという認識でいたことは事実でございます。
- ○柳田委員 わかりました。その辺はもうあきらめます。不利益を生じるかもしれない、こういう思いだったということなんですけれども。先ほど不利益とはどういうことですかという再尋問に関して、知事と深い関係の方だと云々と、よくわからなくなってしまったんですけれども。不利益というのはどういうことを考えていらっしゃいましたか、どういうことが起こり得る不利益なのでしょうか、田附証人。
- ○田附証人 私が考えていましたことは、いろいろ異動だとか、そういうようなものに影響す

る可能性は十分あると私は考えておりました。

- ○柳田委員 知事の後援会の幹部に会ってくれと言われたときに、いや会いませんよ、名刺営業はやってはいけないことになっていますのでお会いしません。業者の方の技術提案というものも、その当時は実際に会ってすることはできなかったんですよ。そのあと技術提案という場が設けられてできるようになったんですけれども、できなかったんですね。そのときに、知事の後援会の方が来る、その方を断る、そうすると、人事異動によって自分が下水道課長ではなくなってしまうという恐怖感を感じたということですか、田附証人。
- ○田附証人 恐怖というところまではいかないと思いますが、それが恐怖というのは非常に大げさになるんですけれども。いわゆるそういうような面で、いずれにしても、個人的と言いますか、そういう面において、いい結果にはならないというような認識ではおりました。
- ○柳田委員 知事は適切な人を適切な場所に置くということをおっしゃっているんですけれど も。知事の意にそむいたことになるのかもしれません。こういったことが人事に影響をする というふうに発想したというのは、何かそういう事例は御存知なのですか、田附証人。
- ○田附証人 私も特にそういう事例があるというわけではありませんが、やはりそれまでも、 いろいろ新聞等でも報道されているようなことについては、当然私も承知していましたので、 その程度の認識でございます。
- ○柳田委員 わかりました。違う尋問に入りたいと思います。先ほどの証言の中にありました、 技術者は入札時ではなく、業務を行うときに技術者が用意できればいいんだと。 実際にその 期間、応札して落札するという形の中から、 実際に業務が始まるまでには期間があるので、 実際にはその間に技術者を用意していただくようなことにしたいというお考えでありました。 そういうことでよろしいですか、 田附証人。
- ○田附証人 それはどうしてかと申しますと、そういうことでございますが。小林委員長 今のことを答えてください。田附証人 そういうことでございます。
- ○柳田委員 私の見落としかもしれないんですけれども、当該事業における公告にはその記載がないんですけれども、これをどうやって業者の方に告知をされているんですか。
- ○田附証人 その公告自体、公社の方で行っているわけですが。それで、基本的なあれについては文書にまとめてそういう内容にしてございます。それで一番は、この流域下水道維持管理業務にかかる入札方式についてということで、これは土木部で検討した中の資料では、配置技術者要件としまして、次の専門技術職員の人数を配置することということになっておりまして。それであくまでも、それまでの入札においては、その技術職員数が何人以上確保されていると言いますか、そういう条件になっていたものを、人数を配置することということ

に変えてありまして。私もこの下水道公社の公告の中まで、十分精査してありませんが、そ ういう内容になっているというふうに私は解釈しておりました。

○柳田委員 16年1月ですか、下水道課で出されている流域下水道維持管理業務にかかわる入札方式についてという文書のところには、失礼いたしました10月1日でございました。15年10月1日、入札方式について文書をおつくりになっていまして、今までの特記事項との相違についてという形なのです。そこに配置技術者要件、今問題になっている配置技術者要件でございますけれども。専門技術者の数、日本下水道協会の概算要領により算定した必要人数の2倍以上の人数としていたんですね、長野県は今まで。というか、下水道公社の告示ではそうなっていたんです。それで2倍という言葉をはずして必要人数というのに改めていらっしゃると。これ大きな違いだと思うんですね。

このことを、それは公告の中には、これは素人だから読み取れないのでしょうか。これプロの方が見ればわかる表記なのでしょうか。こういうことは実際には、内規ではどうやら変更になっていたらしい、しかし、社会に対しては告知をしていなかったのではないかなと思うのですね。この点について、これプロの方が見ればこれわかる表記なのですか、田附証人、お願いします。

- ○田附証人 多分この文書だけではわからないようなケースがありますので、この入札公告したあとに、公社は説明会をやっているわけでございまして。多分、何かいろいろ当然質問があれば、そのときに質問されていると思います。
- ○柳田委員 田附証人自身は、9月議会の終わったあと会ったと言っているんですね。9月議会というのは、私、この年に何日に終わっているか知りませんけれども、基本的には10月1日以降ですよ。10月9日とか10日とか、そのぐらいで10日前後に終わるわけですね。となるとこの内容を、入札が終わって、落札者が決まって、そのあとに業者が決まる、こういった内容について、知事後援会幹部にお知らせをしている可能性は、私は高いんだろうと思うんですね。というのは、その9月議会が終わったあと知事後援会幹部から電話があって、部長と3人で会う、そのあとには知事後援会幹部と公社へ行って技術支援の話をする。これは技術者の、この実際にどうやって配置していくかということもかかわりのある部分の話をしているはずなんですよ。ということは、知事後援会幹部は知っているけれども、公告には書いていないという現象が起きているのかもしれないんですね。その辺の御説明をしていただきたいと思います。
- ○田附証人 今のその公告について、そういう内容だったかどうかについては、私も精査していなくて、その前の下水道公社の請負人等選定委員会におきましては、そういう内容で了承はされたと。いわゆる技術者数は、落札後、事業を開始するまでに確保すればいいというこ

とで了解はされたわけであります。

それで、その今の10月1日ということでございますが。それは多分、前年度のそういう入札方式についての、そのときの本当のまだたたき台の状態の文書だと思いますが。最終的にその流域下水道の維持管理業務にかかる入札方式についての文書は、16年1月30日に、これは当然土木部の部長も含めて検討した内容、いわゆる最終的な内容が16年1月30日にまとめてこれを文書にしてあります。

- ○柳田委員 ということは、私の認識が違っているのかもしれませんが、決定が1月なんだと、 1月と今おっしゃいましたか、1月30日とおっしゃいましたね。ということは、皆さんとしては案の段階でしかなかったと。そういうものをごらんになられたという理解でいいでしょうか。
- ○田附証人 ですから、本当の案的なものかということになるとちょっと、いずれにしても10 月というのは早すぎるんですけれども。それがそのとき、いずれにしても正式なものではないという認識をしております。
- ○柳田委員 正式ではないけれども、いろいろな要望がある中で、そういう現状における御自身、皆さんの考え方をそこの時点で説明をして、技術者支援という部分に関して、公社とも話し合いを行ったという理解をさせていただいてよろしいでしょうか。
- ○田附証人 まず今のその技術支援につきましては、先ほども言いましたが私が言い出した、 どっちかというと、私の個人的な考え方がかなり強くて、それで何としてもそれは欠かせな いということで、公社の方へお願いしてきたわけであります。
- ○柳田委員 わかりました。正式決定で、そのあといろいろ部内でも決めたり、いろいろな手続があるのだと思うのですけれども。知事後援会幹部が10月10日前後に来たときには、こういった経過説明、現状において技術者の募集ということに関しては、こういう内容で考えていますということはお伝えになられたでしょうか。
- 〇田附証人 その10月1日時点の資料は、それは全くの、本当のたたき台のたたき台というような状態で、それについては、全然そういう説明は知事後援会幹部にはしていないと記憶しております。
- ○柳田委員 わかりました。今後下水道公社の方も確認をして、お話をさせていただければと 思っております。
 - それでお聞きしたいのは、今ごらんになっているメモというのは、御自身でつくったメモですか。
- ○田附証人 今までの書類のコピーもございますし、自分の思い出した中でのメモで、これは 全く個人的なものでございます。

- ○柳田委員 個人的なメモに関しても、証人の御了解をいただいたならばお出しいただきたい ということを、今まで委員会でさせていただいているのですけれども。田附証人がお持ちの メモ、今ごらんになっているものをお出しいただくわけにはいかないでしょうか。委員長の もとでお諮りいただきたいと思います。
- ○小林委員長 田附証人、今の申し出に対してお答えください。
- ○田附証人 これは一応個人的なメモで十分精査もしていないので、ちょっとすみませんが、 公表することは御遠慮願いたいと思います。
- ○柳田委員 わかりました。これは記録請求として、後ほど手続をとらせていただきたいと思います。

それから、田附証人におかれては、この証人に立たれるまでの間に、経営戦略局の方との 接触はなかったということだったんですけれども。情報公開課長ですか、知事後援会幹部と いう方と接触はとられていますか。

- ○田附証人 課長さんとは面識ありません。
- ○柳田委員 この証言をするに当たって、どなたかと御相談されるようなことはございました でしょうか、どなたでも。
- ○田附証人 先ほど言いましたが、委員会の情報提供とか、そういうようなものについては、お願いはいたしましたし、資料請求もどのような資料が出たかというようなことも聞いたことはありません。
- ○柳田委員 この委員会で資料の請求があった情報というのは、田附証人は御存知なのですか。
- ○田附証人 これは当然新聞等を通じまして知りました。資料提供ですよね。新聞とか、テレビ等でそれは報道されていると思いますけれども。
- ○柳田委員 その資料というものに関し、私の質問というのは、そのどなたかと相談したかという質問なのです。そういう中で、資料に関してお話があったやに今受けとめました。私が聞いたのは、新聞等で知ったことを聞いたのではないんですよ。証言台に立つに当たって、どなたかと相談していますかという質問に対して、田附証人は、資料に関して、経営戦略局の方にも問い合わせをしましたという証言があったんですけれども、どなたと、経営戦略局の先ほどの野崎さんというお話がありましたけれども。野崎さんとだけお話をされていらっしゃるのでしょうか。
- 〇田附証人 経営戦略局の野崎さんと、特にそっちの情報提供についてお願いしてありました。
- ○木下委員 それでは、私から引き続いて尋問させていただきたいと思います。先ほど来話題 に出ておりますけれども。平成16年3月8日付のこの16年度の下水道にかかわる管理業務の 委託 入札の取りやめの通知ですね。この中で理由が大きく2つあるんですけれども、その

- 一つに、本店が県内とした地域要件に関して疑義が生じたと、検討を要する必要があると、こういうことがありますけれども。先ほどこの疑義があるという内容についてお話がございまして、公告後に住所を移したと、そういうことだからだめだと、こういう説明がありましたけれども、それでいいわけですか。
- 〇田附証人 だめだということではありませんでしたが、これは私もそういうふうに感じたんですけれども。公告後に住所を他県から長野県へ移したと、それが果たして県内企業と言えるかという、そういう指摘があって、その辺についてはやはり今後検討の必要があるという内容で、こういうような文になったと承知しております。
- ○木下委員 今後検討って、これ取りやめの理由になっているわけなんですね、このことが。 それを検討しなければいけないから取りやめたんだと、この取りやめの理由になっているわけなんですよね。それだから取りやめてしまったわけでしょう。これだけではないけれども、もう一つ理由があるんですけれども。どうですか。
- ○田附証人 確かにこの文を見ますと、2番の理由という項目がありまして、その前には期間が短すぎたからということになっておりますが。その一番下に、またということで、この文だけはどちらかというとつけ加えてあるわけでありますが。本来ならやはり2番の理由の一番尻尾につけるというのはまずかったかなというふうに記憶しておりますけれども。あくまでもこれは、地域要件について、今後入札をする場合については、やはり検討が必要だという意味で、この1行を加えたわけでございます。
- ○木下委員 今、これ公文書ですよ。公文書として入札を取りやめるというこういう重大な公文書の、この取りやめた理由について書いてあることなんですよ。しかもこれはその所管課の課長である田附さんの当時の文書なんですよね。それを今これはまずかったとか、それは本当にこの場でまずかったと、こういうことをおっしゃるんでしょうかね。そういうふうに受け取っていいのですか、これは。これはまずかったと、こんな理由にならないことを書いてしまったと、こういうことですか。
- ○田附証人 この文書につきましても、これは土木部長を含めて監理課長も含めて、下水道課 の係長以上で検討したわけでございますが。その中で、やはり検討した中では、あくまでも 入札を中止した理由ではなくて、県内要件については今後検討が必要だということで、この 文を載せたということは、私の記憶にはっきりしておりまして。いわゆる入札の中止の理由 ではなかったというふうに記憶をしております。
- ○木下委員 よく読んでください、ここの文書を。これは記として書いてあるわけですが。記として、1は入札を取りやめる、受託業務はどういうものがあるかと。そして2として、その理由を書いてあるわけですね、理由。理由に今おっしゃっていることが書いてあるわけで

- すよ。なぜ取りやめるかという理由を書いてあるわけですよね、ここに。そうでしょう、検 討事項だなんていうことで書いてあるわけではないわけですよ。そうでしょう。だから、ま た以下も、この県内の所在の理由について、これは検討しなければいけないから、それだか らもうこれは取りやめたのだと書いてあるわけでしょう、違いますか。
- ○田附証人 そのときの土木部内の打ち合わせの中では、入札を中止した理由というものは、いわゆる期間が短かったということの理由で、さらに地域要件については、やはり検討が必要だという話になったことは私も記憶しております。
- ○木下委員 もう一回端的に言ってください。これは、入札を取りやめる理由の一つですか、 そうではないですか。
- ○田附証人 土木部内での検討の際には、これはいわゆる取りやめの理由・・・
- ○小林委員長 証人に申し上げます。今の証言を求めた内容は、イエスかノーで結構であります。
- ○田附証人 取りやめの理由ではありません。
- ○木下委員 わかりました。これはこういうふうに理由のところに書いてあるけれども、これ は取りやめの理由ではないとこういうことを確認いたします。そうすると・・・
- ○小林委員長 証人に申し上げますが、理由ではないということを今明確におっしゃったんですが。いや勘違いでしたというふうな話があればすぐ訂正をいたしますが、よろしゅうございますね、それで。理由ではありませんということでよろしいですね。
- ○田附証人 土木部の検討の中でも、そういういわゆる中止にした理由ということで話は出て おりません。
- ○小林委員長 そういたしますと、公文書に書かれた理由のところは間違いだったということですか。
- 〇田附証人 その辺が私とすれば、これはいろいろ土木部内で検討したのですけれども、やは りこれは、理由の項目で挙げたことは、やっぱり間違いだと考えております。
- ○木下委員 そうすると、このことがその理由でないとすると、3つの処理場については、3 社と1JVが申請をしてきて、これはだからいいわけ、この資格があるということですね。
- ○田附証人 資格については、これは条件を内容的には満たす資格を有するものでありますので、資格が当然あるということでございます。
- ○木下委員 わかりました。そうすると、3つの施設に対して、3つの社と1つのJV、計4 社がいたということですから、4社があれば3つの施設について競争が成り立つではないで すか。それを、競争性がないからと言って入札をやめてしまって、随意契約にしてしまうと、 随意契約にする方が競争性がないでしょう。そこのところの見解はどうですか。

田附証人 先ほども説明いたしましたが、いわゆる資格的なものでは問題はなかったということでありますが。あくまでもその期間が短かったために、本来なら技術力がありながら入札に参加できる企業が、そのことを理由に参加できない、条件内容が厳しいものだったと。それによって、競争性が確保されていないという考え方で中止をしたわけでございます。 木下委員 そうすると、期間の問題について尋問したいと思いますけれども。期間については、最初からこういうことで公告をしたわけですよね。こういう期間ということで。それを承知で申請をしてきたということですから、期間が短いことは、ここへ申請してきた人たちは承知をしているわけですし、この期間の問題についても、先ほどの16年1月30日の文書の

ことをあとで申し上げますけれども、お聞きしたいと思いますけれども。そうするとこの人たちはそういうことを承知してみんな申請してきた人。そうすると期間は短くても、それはクリアできるとこういうことで申請してきているわけですから、それをなぜ期間が短ければだめだということになるわけですか。

田附証人 ですから資格申請をしている企業については、特に問題があるという考え方はしておりませんでしたが。あくまでもその期間が短かったために、本来なら入札できるものがなかなかその5日間で技術者等を確保することが難しいということで、入札資格申請をしない・・・

小林委員長 田附証人に申し上げます。尋問は、期間が短いことを承知した上で応募をして きているのではないかと。そのことについて、お答えください。

田附証人 それにつきましては土木部の検討の中で急遽変わりまして、一番最初の原案は、その前の入札と同じく技術者が何人以上いなければいけないという条件になっていたものを、土木部の検討の中で、事業開始までに確保されればいいとしたわけでありますが。それが急遽そういうふうになったために、結果的にはその技術者確保が、5日間という期間が短くなってしまったということで。その辺につきましては、これは発注者であります、当然これは果の意向がもう100%あれしていますけれども。その辺につきましては、これはその辺の配慮が欠けたということについては、当然私どもも反省しているわけでございますが。理由とすればそういう理由によるものでございます。

木下委員 これは、配慮が欠けたとか反省するとか、そういうことで済まされる問題ではないと思うんですよね。こういう、私も今度の資料提出を求めまして、この入札についての要件を平成15年、16年、17年について、提出をしていただきたいということで要請をしておりましたら、15年については不存在ということでしたけれども、16年についてはナンバー9の1で提出をいただいております。それから17年についてはナンバー9の2で提出をしていただいております。それでそのナンバー9の1の16年度分については、先ほどお話のありまし

た平成16年1月30日付の下水道課から出ております、流域下水道維持管理業務にかかわる入札方式についてというものが記録として提出をいただいております。この記録には、今言ったようなことは書いてありませんが、これによって公告をされたものだと思うんですよね。私どもが求めたこの入札要件に関する記録を提出いただきたいとこういうことで言って、提出された資料がこれでございまして、私の手元にございます。

それには、今、田附証人の言われましたようなことは書いてありませんし、配置技術者要件については、表がありまして、例えば千曲川流域下水道の下流については、電気それから機械の技術者が11人、水質が4人、計15人いなければいけないということも言えると思うんですけれども。そういう一定のことが示されているわけです。だからこれで、この入札をしようとした業者は、これに基づいて、これを踏まえた上で申請書を出してきているはずだと思うんですね。それを、何か今、土木部の中で検討して変えてしまったとすると、そのことはいつ変えて、いつそのことは入札申請者にそういう連絡をした、公告をしたということはいつなされたのでしょうか。そういうことをやったかどうか。もう一度土木部で、こういうことがあるにもかかわらず、またそれを土木部の中でまた変更してそういうことをやったのかどうか。やったとすればいつそういうことをやって、その手続はどのようにやったかということを聞かせてください。

田附証人 今の入札方式についてということで、これは下水道課から16年1月30日付の文書ですね。これが土木部の部長も含めて検討した最終結果のこれが文書でございます。それで、その中には、2ページ目の(7)の に、次の専門技術職員の人数を配置することということになっていまして。それは、この意味はどういうことかと言いますと、落札後、事業開始までにそれだけの人数を配置すればよいと、そういう意味でこういう表記をしてあるわけでございます。ですから、その事業開始までにそれだけの技術者を確保すればいいということは、もう下水道公社の公告をする前に既に県で決めて、それで下水道公社の請負人選定委員会でも、そういう内容でOKをとってあったわけでありまして。その公告後に変更したということはございません。

木下委員 そういうことであれば、入札要件としては、これだけの人数がそろえばいいということですから、申請をする人たちは、そういうことを承知で、5日であろうと3日であろうと幾日であろうと、それまでには、事業を始めるまでにはこれだけの人が用意できるんだと、用意をするんだとこういうことで、用意ができなければ要件に合わないということは承知してやってきたわけでしょう。それはだから短期間であろうとか、そういう問題ではなくて、そういうことができるとこういうことで申請してきているわけでしょう。どうですか。田附証人 当然そういう条件でできるということで、当然その資格申請をした業者は考えて、

それだけの手続をとったと思います。

木下委員 そういうことになれば、何も短期間だからだめだとか、入札をやめなければいけないとか、そういうことにはならないはずではないですか。

田附証人 そこが、そのときに考えたのと今の委員さんの考え方が違うわけでございますけれども。あくまでも入札の条件があまりにも厳しくて、それは行政におちどがございます。けれども、それによって本来なら入札できる人ができないということになれば、やはり競争性は確保できないとそのときは判断して、入札というものを決めたといういきさつでございます。

木下委員 今おっしゃったことは全然私にはわからないんですけれどもね。厳しくても、それでもやれるんだと。私はそういう資格があるんだと、それだけ間に合いますよと、そういうことで申請をしてきているわけでしょう。だからそれを審査する場合に、できると言っているのに、申請してきている人はできるといって言っているのに、何でできないという審査をするのですか。どういう基準で。

田附証人 申請があった業者と言いますか、その方ができないということは全然考えておりません。あくまでもそのほかに、本来なら期間がもう少し長時間とれば、それだけの体制を整えてできるというような企業があったのではないかと。やっぱりそういう企業が、そういうなかなか厳しい入札要件になっていたために、資格申請もしなかったのではないかということで、そういうことであればやはり競争性が確保されないという考え方で、入札を中止したわけでございます。

木下委員 田附証人、条件が厳しいこともあるかもしれません。しかし、厳しいからこそ入札要件はこういうことですとあらかじめ公告して、そしてそれに対してそれでもいいと、それでもやりますということで、申請してきている人たちでしょう。それをだめだということはどういうことですか。厳しくても、短期間でもやれるんだと、私はそういうことで申請しますということでやってきた人たちがこれだけの数いたわけですよ。それを県の方で勝手にだめだ、入札をやめます、これでは、そういうことなんですね。そういうことでしょう、今おっしゃっているのは。厳しいから一方的に県の方でだめだというふうにしたということですか。

田附証人 それは、あくまでも厳しいからということではなくて、厳しいことによって、本来なら入札参加資格申請をする企業があったかもしれないのに、その期間が短すぎて申請を取りやめた企業があるのではないかということで、競争性が確保できないと考えたわけです。 木下委員 もう一度だけ言いますけれども、土木部ですか、そういうふうに解釈をして、それはあるかもしれないけれどもないかもしれない。あるかもしれないといっても、申請もし てこないのは、これはもう相手にしなくてもいいはずだと思うんですよね。期限までに申請してきた人たちが何人いるか、それをもって入札をしていくと。これが通常の行政のあり方だと思うのですけれども。それとは違うかどうかということをもう一度だけ確認させてください。

田附証人 先ほどからも説明しているとおり、落札日から業務開始までの間に技術者を確保 しなければならない内容になっておりまして、それが5日間という短い中で、本来なら、そ の期間が長ければ入札をする企業があったのではないかということで、それがあまりにも期間が短すぎるということであったために、それが申請がされないとすればやはり入札の公平 性、競争性が確保されないという考え方で中止をしたわけです。

木下委員 私は理解できませんけれども、今、田附証人が言われたことは、証言されたことでございますので、そういうものとして受けとめておきます。証言のとおりに受けとめて、これは非常に矛盾があることだと思いますけれども、証言どおりに受けとめておきます。

それからもう一つ、4月23日の信濃路での歓迎会ですね。このことについて、費用はどのようにされましたか。

田附証人 かかった費用につきましては、みんなで割り勘ということで支払いをいたしました。

木下委員 前後してしまって申しわけないです。先ほどの取りやめのことについて、田附証人は相撲で言えば仕切り直しだと言われましたけれども。仕切り直しというのは、1回やって失敗して、次にもう1回勝負をやるわけですね。勝負をするための仕切りですよね。それを仕切り直しするわけです。だけど今度の場合に仕切り直しというと、何かまだあれですか、あそこでやめれば、これは16年度に対しての仕切りをやったわけですけれども、またどこかでそういうチャンスがあったわけですか。

田附証人 競争性が確保されないということは、落札日から業務開始までの期間が短すぎたということでありますので、当然その時点では既にその16年度の事業の入札をしても、もうそれだけの期間が確保されないわけですから、結局はまた再度改めて入札をしなければならないということになったわけです。

木下委員 したがって、仕切り直しではないわけですね。もう勝負がそのときしか、1回しかチャンスはなかったわけですよ。仕切りをやるチャンスは。やり直しをして何かできるわけではないでしょう。それだから随意契約へ持ち込んでしまった。そういうことであって、仕切り直しということとは違うのではないですか。

田附証人 あくまでもその仕切り直しというのは、私が入札の経験が乏しい中で、中止というものはそういうふうに私とすれば理解をしていたということで申し上げたわけでありま

して。土木部全体としてそういう考え方ということではございません。私のそういう認識でいたということでございます。

木下委員 以上で終わらせていただきます。

小林委員長 ここで委員長としての議事整理権のもとに発言をさせていただきます。既に証人は、出頭から休憩も含めて9時間になろうとするわけでございます。なお、答弁も堂々めぐりを聞かれるような場面にもなってまいりました。大分お疲れかと思うわけでございます。そこで必要に応じて、次回以降、再びお願いする場面もあろうかと思いますが、本日はこの程度で田附証人に対する尋問を終了しておきたいと思いますが、皆さんいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定をさせていただきます。田附証人には、大変長時間にわたりまして出頭をいただきまして、まことにありがとうございました。御退出していただいて結構であります。御苦労様でした。

[田附証人 退室]

ただいまの件につきましては、後日協議をしていただくことにいたしまして、これから次回の日程、それから証人決定、記録要求等々を御協議願います。

最初に次回の日程でございますが、来る8月31日午前10時に委員会を開催したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

次に証人の決定でありますが、お諮りいたします。

柳田委員 午前中に、委員長からお話がありました当時の小市土木部長と、田附証人の尋問 が途中でありますので、そのお二方をお願いしたいと思います。

倉田委員 田附元下水道課長さんと小市元土木部長さんをお願いしたい。それから私はあと 当時の下水道課の松野課長補佐、それから当時の下水道課の中野流域下水道係長さんの2人 をお願いしたいと思います。

小林委員長 ほかにございますか。小市元士木部長につきましては、みずから出頭して証言をさせてもらいたいという申し出がありましたので、念のために御承知おきをいただきたいと存じます。そのほか田附元下水道課長、それから松野元下水道課課長補佐、中野元下水道課課長補佐兼流域下水道係長、以上4名を31日にお呼びするということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定いたしました。

次に記録提出要求を議題といたします。

服部委員 きょうの委員会の中で、矢澤証人から田附証人へ引き継ぎをしたということでございますが、その引継書を記録要求していただきたいと思います。

石坂委員 ただいまの服部委員の請求に関連して、きょう私も尋問させていただいたんですけど、田附下水道課長から次の松沢生活排水対策室長への引継書もお願いしたいと思います。柳田委員 あるかどうかあれですけれども、平成15年9月議会の終了のころ、知事後援会幹部と田附課長と、そして土木部長との話し合いが行われたとされています。このときに関する一切の資料、これは知事部局にお願いをしたいと思います。それからもう1点は、そのあと下水道公社に行かれていますので、下水道公社に対しても、知事後援会幹部、下水道公社、そして田附課長の会合に関する一切の資料をお願いしたいというふうに思います。それから田附証人がごらんになっていらっしゃる、想定問答集と思われるメモに関して記録請求をお願い申し上げたいというふうに思います。

小林委員長 ただいまの記録請求に対していかがですか。

(「異議なし」の声あり)

異議ございませんか。それではさよう決定いたしました。

下村委員 平成16年3月11日付15下第217号にかかる起案文書を要求いたします。

小林委員長 今、下村委員の御請求でございますが、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定いたしました。

宮澤(宗)委員 平成16年1月ころ、平成16年度入札に関して、業者選定に対する下水道課から下水道公社に出された指示文書、これは下水道課と下水道公社にお願いをします。それから平成15年度から16年度にかけて、下水道公社へ業者から出された意見等の文書のすべて、また公社や県から回答した文書のすべてを要求します。

倉田委員 第11回下水道あり方委員会議事概要というのがあるのですけれども、平成16年11月2日にやった第11回下水道あり方委員会。そこの8ページに「事務局から言われたということでなく、昨日のペーパーにしても知事から言われたというような背景は全く知らなかった」という、この昨日のペーパーというのをお願いしたいと思います。

清水委員 平成16年の下水道委託業務の入札中止にかかわる会議録またはメモというのは前回請求したのですがなかったんです。それでその形式ではいけないかもしれませんので、伺い書とか、そういった格好のものならあるかもしれませんので、一切の資料ということですか、そういうふうに変えさせていただいて、もう一回請求させていただきたいと思いますのでお願いいたします。

下村委員 これは要望でございますけれども、記録が向こうへ運ばれるよりも事務局で保管

をいただいて、個人管理のもとに、手渡しで総務課なり議事課の方で渡していただければありがたいと思いますが、そのようにお取り計らい願います。

宮澤副委員長 副委員長の立場で発言させていただきたいわけでございますけれども。今、下村委員さんのおっしゃることはよくわかります。私も資料を持ちながらあっちへ行ったりこっちへ行ったりするわけでございますけれども。ただ、資料につきましては、一応、委員長、副委員長で、でき上がった日の朝一番の9時からということで確認をしておりますが、それを全部見て、それでチェックをして、それで皆さんのところになるべく早くお届けするような形で、機会は均等にということで。今回の資料と同じような内容のものが出ているじゃないかとか、実はそういう問い合わせも、委員や事務局の方へも出ていることも事実でございますので、資料の扱いについては、みんなでもってそれぞれ気をつけているところでございます。

そんなことで、またそのようなことになりますと、今度は事務局が保管しているときに、 どういう保管形態があるかというような、そういう問題点も出てまいりますので、どうかこ の問題につきましては、議員会館ということでもう一度そのような形で、ちょっと大変でご ざいますが、そんなことで御理解をいただければ思うところですが。よろしくどうぞお願い いたします。

柳田委員 それから、資料の中で提出されていない資料がある中で、記録要求者と検討をしたいという表記のものがあるんです。不存在というのと提出したというのと、要求した委員と、知事部局の人が話をしたいというのがあるんですけれども、それは話し合いをされているんですか。そういうのを放っておいたら、ずっと出てこないんですよ、資料としては。そういう意味では、最初に提出されたものですよ、最初に提出された何十項目とありましたね。その中に出ています。そういう内容に関してきちんと、議員の要求している意味がわからないのかもしれませんよ、そういうのは。それを精査していただきたいというのが1点。

それともう一つは、オープンになる時間を議員の方に電話をしてもらいたい。何月何日の何時からオープンですということでないと、いつから見られるのかわかりませんので、電話でいいと思いますが、お願いをしたいと思います。

宮澤副委員長 副委員長の方からということでお許しいただきたいと思いますが。まず私ども正副委員長で不存在の書類、それからなるべく見るようにしているわけですが、残念でありますが委員の皆さんがどういうところをポイントでその請求をされているのか、よくわからないところがございまして。それで、不存在にしているのか、資料がない部分があると思いますので、どうか私どもも、委員長、副委員長もあれでございますが、事務局3人、しっかりとそこのところで議長の指示もまたついておりますので、これがないというものを具体

的お話いただきたいと思っております。

それから資料要求の問題について、これはこうだというのがございましたら、正副委員長なり事務局の方にお問い合わせをしていただいて、なるべく早い時期に用意したいと思います。今の柳田委員さんの話も含めて、すぐ対応するものは対応できるようにこちらでも準備しておりますので、お話いただければ思っていますので、この場はそういうことで御了承いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

倉田委員 提出されている記録を精査してやらないと、私もあそこで文書を見させてもらったら、知事部局の方で、百条委員会の記録提出は結構だけれども、よく精査をしていただいて、ダブリで何回も出さないようにというのがありましたので、ぜひそういう点では精査して出した方が、そうでなくても向こうは時間外にみんな百条委員会のをつくっているわけだから、やっぱり精査して。出ているものは、重複で要求しない方がいいと思いますのでよろしくお願いします。

小林委員長 記録要求は、今日の段階ではその程度でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定いたしました。

その他であります。

髙見澤委員 確認でございますけれども、先ほどこの次の田附証人の件でございますけれども、2巡目からでしょうか、あるいは最初からなのでしょうか、その辺のところを確認願います。

小林委員長 わかりました。私は、先ほどは、1巡目を終わったところでと申し上げたんですが。私は、31日は原点に戻るという考え方ですが、いかがですか。順序の点についてはお任せをいただいて。あるいは今、私がそういう提案をいたしましたが、2巡目から始めるという意見はございますが。いいですか、原点に戻っていいですね。ではさよう決定いたします。

ほかにございますか。

宮澤副委員長 今、委員長と話をさせていただいたんでございますが、先ほど8月31日の証人については、4名の方を御指名いただいたわけでございますが。もし民間の方で9月1日、9月2日以降に要求したい方がおいでになりましたら、これは早く御連絡しなければなりませんので、そこら辺のことにつきまして、今ここでお持ちの方がおられましたら、御意見をくださいということが一つ目でございます。

それから1日、2日にところについても、なるべく早く証人には御連絡したいというのが 委員長、副委員長の気持ちでございますので、そのことも含めまして、もしこの人はという ことがありましたら、早めに、正副委員長の方にお出しいただきたいと思っております。 小林委員長 ちょっと補足して申し上げますが、先ほど31日を決めました。ですから31日以降という言い方でございますが、予定としましては9月1日、2日を予定しておりますが、31日以降の証人で、民間関係をお呼びするような場合はできるだけ早くということで、あらかじめお聞きをしておけば、正式な通知ではなくて、御出頭いただくような場面があるということで、内々打診ができるということでございますので、お申し出をいただければと思っております。

鈴木委員 委員会で全会一致のもとで証人の招致をするということなんですが。きょうの段階ではなくて、例えばあと3日後とか、4日後に、それぞれの委員の中から、この人をぜひ証人としてお呼びしたいというのがあった場合に、要するにいわゆる持ち回りではありませんけれども、事務局なり各委員に何々委員から民間のこの方を証人として招致したいんだけれども、賛成ですか反対ですかというやり方ではまずいんですか。

宮澤副委員長 今、鈴木委員からお話がありましたけど、これは全会一致ではございません。 多数決でございますから、全会一致の必要性はございません。 ですからそういうようないろいろなことも含めて、いろいろなケースが想定されるので、正副委員長に一任いただきたい と、今提案をさせていただきました。もちろん民主的な方法をとりまして、そういうような 形になりましたら、全員の委員にお話をして、それで御意見をお聞きするという形をとるつもりでございますけど、そういうような緊急の場合がある可能性がありますので、そのときには正副委員長に御一任いただきたいというのが、私の提案でございます。

鈴木委員 今、私が申し上げたのは、そういう趣旨で提案されたものと思って、確認の意味で申し上げさせていただきました。ですから、物理的にも時間的にも、全委員が集まって決をとるとか、賛成ということは時間的にも物理的にも難しいと思いますので、正副委員長において、適宜お諮りいただきたいということでお願いしたいと思います。

小林委員長 原則的にはこの委員会でお諮りをした上、決定してまいりたいと思っておりま す。ほかにございますか。

それでは本日の証人尋問はこの程度にとどめ、本日は終了したいと思います。この際、何 か御発言がございますか。

(「なし」という声あり)

それでは以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後9時12分